

伊豆の国市地域防災計画

【一般対策編】

目 次

第1章 総則

第1節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱	1
第2節 伊豆の国市の自然的条件	8
第3節 伊豆の国市の社会的条件	8
第4節 伊豆の国市において予想される災害と地域	8

第2章 災害予防計画

第1節 道路橋梁災害防除計画	11
第2節 通信施設等整備改良計画	11
第3節 防災資機材整備計画	12
第4節 火災予防計画	13
第5節 危険物施設保安計画	14
第6節 ガス保安計画	15
第7節 道路鉄道等災害防止計画	16
第8節 防災知識の普及計画	16
第9節 防災のための調査研究	18
第10節 住民の避難体制	19
第11節 防災マップ等の作成・普及	23
第12節 防災訓練実施計画	23
第13節 自主防災組織の育成	24
第14節 事業所等の防災活動	25
第15節 地域住民及び事業者による地域内の防災活動の推進	26
第16節 ボランティア活動に関する計画	26
第17節 要配慮者支援計画	27
第18節 応急住宅	29
第19節 公共建物等の災害予防計画	29
第20節 観光事業者の災害予防計画	30
第21節 業務継続に関する計画	30
第22節 複合災害対策及び連続災害対策	31
第23節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備	31
第24節 災害に強いまちづくり	31
第25節 原子力災害に関する事前対策	32

第3章 災害応急対策計画

第1節 総則	33
第2節 組織計画	35
第3節 動員計画	43
第4節 通信情報計画	45
第5節 災害広報計画	47

《 伊豆の国市地域防災計画 一般対策編 》

第 6 節	災害救助法の適用計画	49
第 7 節	避難救出計画	51
第 8 節	避難所運営計画	60
第 9 節	被災動物の救護	61
第 10 節	食料供給計画	63
第 11 節	衣料、生活必需品、その他の物資及び燃料供給計画	65
第 12 節	給水計画	67
第 13 節	被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画	69
第 14 節	医療助産計画	72
第 15 節	防疫計画	74
第 16 節	清掃及び災害廃棄物処理計画	76
第 17 節	遺体の捜索及び措置埋葬計画	77
第 18 節	障害物除去計画	79
第 19 節	輸送計画	80
第 20 節	交通応急対策計画	81
第 21 節	応急教育計画	87
第 22 節	社会福祉計画	89
第 23 節	消防計画	90
第 24 節	水防計画	91
第 25 節	応援協力計画	91
第 26 節	ボランティア活動支援計画	92
第 27 節	自衛隊派遣要請要求計画	93
第 28 節	電力施設災害応急対策計画	95
第 29 節	ガス災害応急対策計画	95
第 30 節	下水道災害応急対策計画	96
第 31 節	重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画	96
第 32 節	被災者生活再建支援に関する計画	97
第 33 節	突発的災害に係る応急対策計画	97
第 34 節	伊豆東部火山群の火山災害対策計画	99
第 35 節	原子力防災対策計画	100
第 4 章	災害復旧計画	
第 1 章	災害復旧計画	102

第1章 総則

この計画は、「災害対策基本法（昭和36年法律第223号）」第42条の規定に基づき、伊豆の国市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るため、伊豆の国市の地域に係る防災対策の大綱を定めるものとする。

伊豆の国市地域防災計画は、次の各編から構成する。

(1) 一般対策編

この編は以下の(2)及び(3)の各編に共通する災害対策、大火災、大爆発、大事故及び伊豆東部火山群の火山活動等による災害対策について定める。

(2) 地震対策編

地震による災害対策について定める。

(3) 風水害対策編

風水害による災害対策について定める。

(4) 資料編

本篇に付属する各種資料を掲載する。

第1節 防災上重要な機関の処理すべき事務又は業務の大綱

「災害対策基本法」第42条第2項第1号の規程により、伊豆の国市及び行政区域内の防災関係機関並びに公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所掌事務又は業務を通じて、本市の地域に係わる防災に寄与すべきものとし、それぞれの責務と災害に対して処理すべき事務又は業務大綱は次のとおりである。（防災関係機関一覧表は資料編1-1-1）

1 伊豆の国市

伊豆の国市は、住民生命、身体及び財産を災害から守り、住民生活の安全を確保するため、防災関係各機関、公共的団体及び住民の協力を得て次の防災活動を実施するものとする。

- (1) 伊豆の国市防災会議及び伊豆の国市災害対策本部に関すること。
- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災に関する訓練の実施
- (4) 防災に必要な物資及び資材の備蓄、整備並びに点検
- (5) 防災に関する施設の新設・改良及び復旧
- (6) 消防、水防その他の応急措置
- (7) 警報の発令、伝達及び避難の指示
- (8) 情報の収集、伝達及び被害調査
- (9) 被災者の救護、救助その他保護
- (10) 被害を受けた児童及び生徒の応急教育
- (11) 清掃、防疫その他保健衛生
- (12) 緊急輸送の確保
- (13) 災害復旧の実施
- (14) その他災害の発生の防御又は拡大防止のための措置

2 静岡県

- (1) 静岡県地域防災計画（一般対策編）に掲げられている所掌事務
- (2) 市町及び防災関係機関の災害事務及び業務実施についての総合調整

3 静岡県警察（大仁警察署）

- (1) 災害時における住民の避難指導、誘導及び救助

- (2) 災害時の交通規則、犯罪の予防、その他被災地における社会秩序の維持

4 駿東伊豆消防本部

- (1) 消防、水防その他の応急措置
(2) 被災者の救護、救助その他の保護
(3) 災害の発生の防御又は拡大防止のための措置
(4) 地震防災応急計画の作成指導

5 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、法令及び各行政機関の定める防災業務計画に基づき、それぞれの業務について協力するものとする。

(1) 警察庁関東管区警察局

- ア 管区内容各県警の災害警備活動及び相互援助の指導・調整に関すること
イ 他管区警察局及び警察庁との県警に関すること
ウ 管区内防災関係機関との連携に関すること
エ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに報告連絡に関すること
オ 警察通信の確保及び統制に関すること
カ 津波・噴火警報等の伝達に関すること

(2) 総務省東海総合通信局

- ア 災害時に備えての電気通信施設（有線電気通信施設及び無線通信施設）の整備のための調整及び電波の監理
イ 災害時における電気通信及び放送の確保のための応急対策及び非常の場合の無線通信の監理
ウ 災害地域における電気通信施設、放送設備等の被害状況調査
エ 通信インフラに支障が発生した被災地の地方公共団体への衛星携帯電話等の災害対策用移動通信機器、災害対策用移動電源車及び臨時災害放送局設備の貸与
オ 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること
カ 非常通信協議会の運営に関すること

(3) 財務省東海財務局（静岡財務事務所）

- ア 災害時における財政金融対策並びに関係機関との連絡調整に関すること
イ 災害時の応急措置のための国有財産の無償提供に関すること

(4) 厚生労働省東海北陸厚生局

- ア 災害状況の情報収集、連絡調整
イ 関係職員の派遣
ウ 関係機関との連携

(5) 厚生労働省静岡労働局（三島労働基準監督署）

- ア 大型二次災害を誘発するおそれのある事業に対する災害予防の指導
イ 事業場等の被災状況の把握
ウ 操業再開時における労働災害防止のための監督指導
エ 災害復旧工事などにおける労働災害防止のための監督指導

(6) 農林水産省関東農政局

- ア 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること
イ 応急用食料・物資の支援に関すること
ウ 食品の需要・価格動向の調査に関すること
エ 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること
オ 飼料、種子等の安定供給対策に関すること
カ 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること

- キ 営農技術指導及び家畜の移動に関すること
- ク 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること
- ケ ため池、地すべり防止施設等、防災上重要な施設の点検・整備事業の実施又は指導に関すること
- コ 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること
- サ 被害農業者に対する金融対策に関すること
- (7) 農林水産省関東農政局静岡県拠点
 - 食料需要に関する情報収集及び災害時における関係機関、団体の被災状況の把握
- (8) 林野庁関東森林管理局
 - ア 国有林の保安林、保安施設（治山施設）等の維持造成に関すること
 - イ 民有林直轄治山事業等の実施に関すること
 - ウ 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること
- (9) 経済産業省関東経済産業局
 - ア 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の適正な価格による円滑な供給の確保に関すること
 - イ 被災中小企業の振興に関すること
 - ウ 電気の安定供給に関すること
- (10) 経済産業省関東東北産業保安監督部
 - ア 火薬類、高圧ガス、液化石油ガスなどの安全確保に関すること
 - イ 電気の安全確保に関すること
- (11) 国土交通省中部地方整備局（沼津河川国道事務所）
 - ア 災害予防
 - (ア) 所管施設の耐震性の確保
 - (イ) 応急復旧用資機材の備蓄の推進及び防災拠点施設等の充実
 - (ウ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - (エ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の運用
 - イ 初動対応
 - 地方整備局災害対策本部等の指示により情報連絡員（リエゾン）及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等を派遣し、被災地地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援を行うとともに、緊急車両の通行を確保するため、関係機関と調整を図りつつ、道路啓開を実施する。
 - ウ 応急・復旧
 - (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - (イ) 路上障害物の除去等による緊急輸送路の確保
 - (ウ) 所管施設の緊急点検の実施
 - (エ) 市からの要請に基づく災害対策用建設機械等の貸付
（ただし、緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等において、災害対策用建設機械等が派遣される場合は、出動及び管理も行う）
- (12) 国土交通省中部運輸局
 - ア 所掌事務に係る災害情報の収集及び伝達を行う
 - イ 鉄道及びバスの安全運行の確保に必要な指導・監督を行う
 - ウ 自動車道の通行の確保に必要な指導・監督を行う
 - エ 陸上における物資及び旅客輸送を確保するため、自動車の調達あっせん、輸送の分担、う回輸送、代替え輸送等の指導を行う
 - オ 緊急陸上輸送の要請に速やかに対応できるよう、関東輸送事業団体及び運送事業者との連絡体制を確立し、緊急輸送に使用しうる車両等の把握及び緊急時の出動態勢の整備に努める
 - カ 特に必要があると認められるときは、自動車運送事業者に対する輸送命令を発する
 - キ 大規模事前災害における被災状況の迅速な把握、被災地の早期復旧等に関する支援のため

緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）を派遣する

(13) 気象庁東京管区气象台（静岡地方气象台）

- ア 気象、地象、地震動及び水象の観測及びその成果の収集及び発表に関すること
- イ 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説を行う
- ウ 異常現象（異常水位、潮位、地すべり、土地の隆起等）に関する情報が市町長から通報されたとき、気象庁本庁へ報告するとともに適切な措置を行う。
- エ 必要に応じて警報・注意報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引き下げを実施するものとする。
- オ 災害時の応急活動を支援するため、被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努める。
- カ 気象業務に必要な理解促進、防災知識の普及啓発に努める
- キ 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う
- ク 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める

(14) 国土地理院中部地方測量部

- ア 災害応急対策の際の災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報の活用
- イ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用
- ウ 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興の際、地理情報システムの活用
- エ 災害復旧・復興の際、位置に関わる情報の基盤を形成するため、必要に応じて復旧測量等の実施

(15) 環境省関東地方環境事務所

- ア 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供
- イ 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
- ウ 行政機関等との連絡調整、被災状況・動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等

(16) 環境省中部地方環境事務所

廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集

(17) 防衛省南関東防衛局

- ア 所管財産使用に関する連絡調整
- イ 災害時における防衛省本省及び自衛隊等との連絡調整
- ウ 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整支援

6 指定公共機関

指定公共機関は、その業務の公共性、公益性に鑑み、法令及び当該機関の防災業務計画並びに県地域防災計画の定めるところに従い、それぞれの業務について防災・災害対策を積極的に実施し、伊豆の国市の行う防災活動が円滑に行われるよう、その業務について協力するものとする。

(1) 日本郵便株式会社東海支社

- ア 災害の態様及び講習の被災状況等被災地の実績に応じた、郵便事業に係る災害別事務取扱及び救護対策を実施する
 - (ア) 被災者に対する郵便はがき等の無償交付
 - (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - (ウ) 被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - (エ) 被災者救助団体に対するお年玉はがき等寄付金の配分
- イ 災害の発生時又はそのおそれがある場合においては、可能な限り窓口業務を確保する
そのため、警察・消防その他の関係行政機関、ライフライン事業者、関連事業者並びに報道機関等と密接に連携し、迅速・適切な対応に努める。また、平常時においても関係機関等と連携し、災害予防及び発災時の迅速・適切な対応に努める。

- (2) 日本赤十字社静岡県支部
 - ア 医療、助産、こころのケア及び遺体措置に関すること
 - イ 血液製剤の確保及び供給のための措置
 - ウ 被災者に対する救助物資の配布
 - エ 義援金の補修
 - オ その他必要な事項
- (3) 日本放送協会（静岡放送局）
 - 気象予報・警報等、災害情報その他の有効適切な災害広報
- (4) 西日本電信電話株式会社（静岡支店）・株式会社NTTドコモ東海支社
 - ア 電気通信施設の防災対策及び復旧対策
 - イ 電気通信の特別扱い
 - ウ 気象警報の伝達（西日本電信電話株式会社）
 - エ 防災関係機関の重要通信の優先確保
 - オ 被害施設の早期復旧
 - カ 災害用伝言ダイヤル 171、災害用伝言板 web171 及び災害伝言板、災害用音声お届けサービスの提供
- (5) 岩谷産業株式会社、アストモスエネルギー株式会社、株式会社ジャパングスエナジー、ENE OS グローブ株式会社、ジクシス株式会社
 - ア LP ガスタンクローリー等によるLP ガス輸入基地
 - イ 2次基地から充填所へのLP ガスの配送
- (6) 日本通運株式会社（沼津支店）、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社
 - ア 災害対策に必要な物資の輸送確保及び運行
 - イ 災害時の応急輸送対策
- (7) 東京電力パワーグリッド株式会社伊豆支社
 - ア 電力供給施設の防災対策
 - イ 変電所施設の被害状況の把握と防災関係機関への緊急事態の通報
 - ウ 災害時における電力供給の確保
 - エ 施設及び設備の被害、復旧の状況、公衆感電防止及び漏電防止に関するラジオ、テレビ、インターネットホームページ等を利用したの広報
 - オ 被災施設の調査及び復旧
- (8) KDDI 株式会社（静岡支店）、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社
 - 重要な通信を確保するために必要な措置の実施
- (9) 一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人全国中小建設業協会
 - 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力
- (10) 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス
 - ア 要請による災害救助の実施に必要な物資の調達等の実施
 - イ 被災地の復旧・復興を支援するための事業活動を早期に再開する

7 指定地方公共機関

指定地方公共機関は、その業務の公共性、公益性に鑑み、法令及び当該機関の防災計画並びに県地域防災計画の定めるところに従い、それぞれの業務について防災、災害対策を積極的に実施し、伊豆の国市の行う防災活動が円滑に行われるよう、その業務について協力するものとする。

- (1) 一般社団法人静岡県LPガス協会（東部支部）
 - ア ガス供給施設の防災対策及び災害時における供給対策

《 伊豆の国市地域防災計画 一般対策編 》

- イ 被災施設の調査及び復旧
- ウ 需要家へのガス栓の閉止等の広報
- エ 必要に応じた代替燃料の供給の協力
- (2) 伊豆箱根鉄道株式会社
 - ア 鉄道施設の整備
 - イ 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保
 - ウ 災害時の応急輸送対策
 - エ 被災施設の調査及び復旧
- (3) 一般社団法人静岡県トラック協会（東部支部）、一般社団法人静岡県バス協会、商業組合静岡県タクシー協会（東部会）
 - ア 災害対策に必要な物資及び人員等の輸送確保
 - イ 災害時の応急輸送対策
- (4) 静岡県道路公社
 - ア 直轄する道路の建設及び維持管理
 - イ 交通状況に関する関係防災機関との情報連絡
 - ウ 緊急輸送路の確保のための応急復旧
 - エ 県公安委員会が行う緊急交通路確保に関する交通規制への協力
 - オ 地震発生時に消防機関が行う消火活動、救助活動への協力
- (5) 民間放送機関（静岡放送株式会社（東部総局）、株式会社テレビ静岡（沼津支社）、株式会社静岡朝日テレビ（東部支社）、株式会社静岡第一テレビ（東部支局）、静岡エフエム放送株式会社（沼津支社））

気象予報・警報等、災害情報その他あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づく災害広報
- (6) 一般社団法人静岡県医師会、一般社団法人静岡県歯科医師会、公益社団法人静岡県薬剤師会、一般社団法人静岡県助産師会、公益社団法人静岡県看護協会、公益社団法人静岡県病院協会
 - ア 医療救護施設等における医療救護活動の実施
 - イ 検案（公益社団法人静岡県薬剤師会、公益社団法人静岡県看護協会及び公益社団法人静岡県病院協会を除く。）
 - ウ 災害時の口腔ケアの実施（一般社団法人静岡県歯科医師会）
- (7) 一般社団法人静岡県警備業協会
 - 災害時の道路、交差点等での交通整理支援
- (8) 公益社団法人静岡県栄養士会
 - ア 要配慮者（※）等への食糧品の供給に関する協力
 - イ 避難所における健康相談に関する協力

（※）要配慮者…高齢者、障がいのある人、外国人、乳幼児、妊産婦、その他の特に配慮を要する者
- (9) 一般社団法人静岡県建設業協会
 - 公共土木施設の被害調査及び復旧に関する協力

8 自衛隊

- (1) 陸上自衛隊東部方面隊第1師団第34普通科連隊
 - ア 災害時における人命又は財産保護のための救護活動
 - イ 災害時における応急復旧活動
- (2) 海上自衛隊横須賀地方総監部
 - ア 災害時における人命又は財産保護のための救護活動
 - イ 災害時における応急復旧活動
- (3) 航空自衛隊第1航空団（浜松基地）
 - ア 災害時における人命又は財産保護のための救護活動

イ 災害時における応急復旧活動

9 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、災害時には応急措置を実施するとともに、伊豆の国市の行う防災活動に協力するものとする。

(1) 富士伊豆農業協同組合

- ア 農作物、家畜等に係る災害、病虫害の防除
- イ 主食、野菜等の食料品、種もみその他災害復旧用資材の供給確保
- ウ 農林関係被害状況の情報及び報告
- エ 農業用機械、資材、肥料等の確保及び技術者の把握並びに緊急動員

(2) 伊豆の国市商工会

- ア 食料、生活必需品、救急薬品、災害復旧資材など防災関係諸物資の安定的供給の確保
- イ ガス、石油類等危険物の保安
- ウ 被災商工業者の業務の正常運営の推進
- エ 災害時における物価安定についての協力
- オ 市が行う商工業関係の被害調査についての協力

(3) 伊豆の国市消防団

- ア 災害予防、警戒及び災害応急活動
- イ 災害時における住民の避難誘導及び救出、救助活動
- ウ 気象予報・警報等の伝達
- エ その他災害現場の応急作業

(4) 伊豆の国市建設業協会

- ア 災害時における行方不明者等の救出応援についての協力
- イ 災害時における障害物除去及び応急・復旧対策についての協力

(5) 伊豆の国市上下水道協同組合

- ア 災害時における資機材等の提供と協力

(6) 伊豆の国市観光協会

- ア 宿泊施設、観光施設における防災上必要な教育、訓練の実施
- イ 災害時における宿泊者及び観光客の救護
- ウ 災害時における避難者の救護応援

(7) 伊豆長岡温泉旅館協同組合、大仁温泉旅館組合、保養所

- ア 宿泊施設における防災上必要な観光客対応、訓練の実施
- イ 災害時における宿泊者の救護
- ウ 災害時における避難者の救護応援

(8) 伊豆長岡温泉事業協同組合

災害時の温泉の入浴及び衛生水としての供給

(9) 株式会社FMいずのくに

災害情報その他の災害広報

(10) 防災上重要な施設の管理者

危険物取扱施設など防災上重要な施設の管理者は、災害予防体制（防火管理）を整備するとともに、災害時には、保安措置、応急措置を実施するものとする。また、市その他の防災関係機関活動について協力するものとする。

10 伊豆の国市自主防災組織

- (1) 市の実施する被害調査、応急対策についての協力
- (2) 住民に対する情報の連絡、収受
- (3) 避難誘導、避難所の運営に関する協力

(4) り災者に対する応急救護、炊き出し、救助物資等の配分に関する協力

第2節 伊豆の国市の自然的条件

1 位置及び境域

本市は伊豆半島の北部、田方平野のほぼ中央に位置し、小東は箱根系の連山に、西は城山、葛城山などの山々に囲まれた豊かな自然環境を保っている。平野部は南北に狩野川に沿うように国道136号、伊豆箱根鉄道が走り周辺に市街地を形成している。東は熱海市、南は伊豆市・伊東市、西は沼津市、北は函南町に隣接しており、市の面積は94.62kmである。

2 地形

本市の面積の94.62kmのうち、約7割が山間地であるため、多くの河川が平坦地に向けて流下している。天城又は玄岳方面の降雨量によっては、予想外の災害の発生を常に含んでいる。昭和33年9月の狩野川台風による被害は未曾有のものであり、2019年（令和元年）10月に襲来した東日本台風（台風19号）についても忘れてはならない。

3 地質

本市の地質構造は、根拠的に伊豆半島の大半を構成している旧期の火山活動に伴う地質からなっている。防災上、特に警戒しなければならないのは、集中豪雨や台風時の地すべり、地崩れである。また、伊豆地方を南北の方向に断層が発達しているところである。この断層は活動性があるので、地震時には、特に厳重なる警戒、対策を必要とするものである。

4 気象

本市の気象は、温暖であるが気象の変化が激しく、雨、風等による異常気象も現れやすい。年間を通じた平均基本は約16℃で、日中と夜間の気温格差が大きく、特に田方平野では冬期の夜間は顕著な冷え込みとなる。また、箱根連山、天城山系に囲まれており、天城山系においては降雨量も多く、河川の洪水に対する警戒が必要である。

第3節 伊豆の国市の社会的条件

本市は、静岡県東部の伊豆玄関口に位置し、国道414号、国道136号、国道136号バイパスが通り、観光・農業・工業を中心として発展してきた。近年では、車社会の発達により、観光目的による車両の渋滞や、観光施設の大型化による災害時の滞在客の問題及び観光施設密集地における災害の大型化などが問題として考えられる。市街地では道路が狭く災害時の緊急車両通行確保の問題や狩野川へ流入する中小河川冠水対策の遅れなどの問題がある。

また、デジタル技術の発達により、AI、IoT、クラウドコンピューティング技術、SNSの活用など、災害対応業務のデジタル化の促進とともに、災害対応に必要な情報項目等の標準化や、システムを活用したデータ収集・分析・加工・共有の体制整備、あらゆる災害に関する防災教育、訓練、避難の確保等におけるデジタル技術の活用など、効果的・効率的な防災対策を行う必要がある。

第4節 伊豆の国市において予想される災害と地域

1 風水害

主要河川は市内の中央部を流れる狩野川であるが、1958年（昭和33年）の狩野川台風以来、狩野川放水路の開通や江間堰の撤去、千歳橋付近の堤防等の改修、治水工事により流下能力は増大しているが、近年の気候変動により局地的な豪雨が発生しており、洪水による災害の発生リスクが高

まっている。特に市街地での雨水排水の不良による被害が予想される。中流部の低平地では、内水氾濫による浸水被害が近年頻繁に発生している。

2 地震

現在、本市に著しい被害を発生させるおそれがあり、その発生の切迫性が指摘されている地震としては、駿河湾から遠州灘を震源域とするマグニチュード8クラスの東海地震がある。東海地震の震源域では、100年から150年間隔で巨大地震が繰り返し発生しているが、1854年（嘉永7年）の安政東海地震発生後、150年以上もの間、大地震が発生しておらず、地震活動の空白域となっている。

今世紀前半には前回発生から100年を迎える東南海地震や南海地震について、その発生の可能性の高まりが指摘されており、このまま東海地震が発生することなく推移した場合、東海地震も含め、これらの地震が連動して発生する可能性や時間差を持って発生する可能性も考えられる。

なお、平成23年3月の東日本大震災の教訓を踏まえた静岡県の第4次地震被害想定第1次報告（駿河トラフ・南海トラフ沿いと相模トラフ沿いで発生する海溝型の地震について、発生頻度が比較的高く、発生すれば大きな被害をもたらす地震・津波（以下、本計画においても、「レベル1の地震・津波」という。）と、発生頻度は極めて低いが、発生すれば甚大な被害をもたらす、あらゆる可能性を考慮した最大クラスの地震・津波（以下、本計画において、「レベル2の地震・津波」という。）（以下、本計画において、2つ併せて「レベル1・2の地震・津波」という。）に分けて、自然現象の想定、人的被害の想定等を行ったもの）によれば、駿河トラフ・南海トラフ沿いで発生するレベル2の地震では、最悪10万人を超える死者数の発生が想定されている。

このほか、神奈川県西部の地震その他本市において注意すべき地震及びこれらに伴う災害のことを「東海地震等」という。

なお、地震については地震対策編として別途定める。

3 火山噴火

富士山、伊豆東部火山群、さらに隣接する地域に箱根山の活火山が存在する。特に伊豆東部火山群では1989年（兵士江岩塩）に海底噴火活動が派生するなど、火山活動の水位には十分注意する必要がある。

また、富士山では、2000年（平成12年）10月から2001年（平成13年）5月にかけて低周波地震が多発した。噴火の危険性が特に切迫しているわけではないが、富士山噴火を想定した対策が必要である。

4 土石流・地すべり・がけ崩れ

本市の地勢は、三方山に囲まれているため急傾斜地に集落が点在している。土砂災害危険箇所は、土砂災害（特別）警戒区域459箇所が指定（令和4年3月現在）されており、降雨時、地震時には被害が予想される。（資料編1-4-1）

5 液状化現象

静岡県の「第4次地震被害想定結果」では、伊豆の国市の全面積（94.62km）のうち、液状化危険度大に判定される面積が4.7km（5.0%）、中が5.5km（5.9%）、小が2.3km（2.5%）、なしが3.7km（3.9%）、対象外が77.6km（82.7%）となっており、危険度大及び中に判定された10.2kmは、液状化の可能性がある。

液状化危険度の判定

判定区分	基準	内容
危険度 大	PL>15.0	液状化危険度が高い
危険度 中	5.0<PL≤15.0	液状化危険度がやや高い
危険度 小	0.0<PL≤5.0	液状化危険度は低い

なし	PL=0.0	液状化危険度は極めて低い
----	--------	--------------

6 火災

市内での火災による大災害は、住民の防火意識と消防団の防火活動によって少なくなったものの、近年、旅館、リゾートマンション等の大型化がすすみ、更に生活様式の多様化、石油ガス類危険物の普及により火災の様相も複雑化し、多様な人命が損なわれる危険性が高まっている。

7 複合災害・連続災害

一つの災害が他の災害を誘発し、それが原因となって、あるいは結果となって全体としての災害が大きくなることを意識し、より厳しい事態を想定した対策を講じることが必要である。本市の場合、南海トラフ巨大地震などの大規模地震発生に伴い、大規模事故や浜岡原子力発電所の事故が複合的に起こるなど最悪の事態を想定する必要がある。また、過去には、1707年（宝永4年）10月28日に宝永地震（マグニチュード8.6）が発生し、49日後に富士山の宝永噴火が始まった例もあり、海溝型巨大地震の前後に連続して富士山が噴火する場合も想定しておく必要がある。

第2章 災害予防計画

災害の予防計画は、災害の発生を未然に防止するとともに災害が発生し、又は発生するおそれがある時（以下「災害時」という。）における被害の軽減を図ることを目的として、平素から行う防災に関する諸施策を明らかにし、防災対策の万全を期するものとする。また、社会情勢の変化に伴う災害脆弱性の高まりについて十分配慮しつつ防災対策を推進するものとする。

第1節 道路橋梁災害防除計画

本市には、(国)136号、伊豆中央道(国)136号バイパス、(国)414号、(一)葦山伊豆長岡修善寺線、(一)古奈伊豆長岡停車場線、(一)伊豆長岡三津線、(一)静浦港葦山停車場線、(一)葦山葦山停車場線、(一)葦山反射炉線、(一)函南停車場反射炉線、(一)田原野函南停車場線、(主)伊東大仁線、(主)熱海大仁線、(一)大仁停車場線などの国県道がある。また、市道は、計2,134路線、実延長666.9kmであるが、改良率が63%(R4.3)にとどまっているため、順次改良を進めるとともに地形、交通量の変化、落石、崩壊等による危険箇所を定期的にパトロール及び調査し、事前通行規制の実施等災害の未然防止に努め、また、災害が発生した場合は、早急に交通路確保のため応急措置を図るものとする。

橋梁については、403橋(R4.3)があるが、高度経済成長期以降に架設されたものが多く、老朽化を迎えることから、長寿命化修繕計画を策定し、適切な時期に維持修繕を行い、延命化を図るものとする。また、市内主要路線の橋梁については、計画的に耐震化を図るものとする。

※引用：市道の路線数・実延長は、市政報告書の数字から独立自転車歩行者専用道路を省いた数量

(1) 緊急輸送としての広域幹線道路

伊豆縦貫自動車道の早期全線開通を国・県に要望する。

(2) 幹線道路

南北の緊急輸送路である(国)136号、伊豆中央道(国)136号バイパスを軸に国県道の整備を要望する。

(3) 生活道路の整備

国県道との連結及び市内循環性を図りながら、道路整備を進める。

第2節 通信施設等整備改良計画

災害時における情報通信の重要性に鑑み、災害時の通信手段確保のため、防災行政無線等の情報通信施設の耐震性の強化及び停電対策、情報通信施設の危険分散、通信路の多ルート化などの推進を図るものとする。

1 防災行政無線の改良

防災行政無線(移動系・固定系)については、平成18年度から22年度の5箇年でデジタル化移行工事が完了し、市内統一波で運用が可能となっている。

2 デジタル行政無線(固定系)及びデジタル個別受信機の整備

デジタル行政無線(固定系)及びデジタル個別受信機については、平成24年度に自主防災組織の活動拠点となる地区公民館、教育施設、避難所等への配備が完了した。

3 防災ラジオの整備

住民等に対する除法の伝達手段を確保するために、防災ラジオの整備(配布)を進める。整備にあたっては、同報無線の難聴地域住民及び要配慮者世帯を優先するものとする。

4 アマチュア無線の有効活用

市内外を結ぶ通信が途絶した場合を想定し、複数の通信手段を確保する意味において、市内のアマチュア無線局免許取得者の協力を得て、災害時に活用するものとする。

5 被災者等への情報伝達手段の整備

被災者等への情報伝達訓練として、避難所等に市防災行政無線等の整備を図るとともに、要配慮者にも配慮した多様な手段の整備に努める。

市は、災害時に孤立が予想されつ地域について、衛星携帯電話等により、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備に努める。

6 通信設備の防災対策

指定公共機関の電気通信事業者は、非常災害時における通信を確保するため、伝送路の有線及び無線の多ルート化を推進するとともに、非常用移動無線機、非常用移動電話局装置及び非常用移動電源車等の配備、安全な設置場所の確保など、多様な手段の確保に努める。

第3節 防災資機材整備

伊豆の国市で保有する災害応急対策に必要な資機材を明らかにし、災害に際しその機能を十分に発揮できるようにするため、常時これらの点検整備を行うものとする。また、必要に応じて緊急調達できるよう入手手段、経路を確立しておくものとする。

1 水防に必要な資機材

水防に必要な資機材は、不時の災害に備えて備蓄しておくものとし、毎年出水期前にこれらの資機材の点検を行うものとする。水防活動により、備蓄数量が減少した場合には、速やかに補充するものとする。

(1) 水防資機材

杭木、土のう、縄、鉄線、掛矢、担架、シャベル、ツルハシ、ノコギリ、オノ、ベンチ、照明具、救命縄、蛸、一輪車、鉄線ばさみ

2 消火活動に必要な資機材

住民の生命、財産を災害から保護するとともに、これらの災害を軽減するため、消火活動等に必要な機械器具を確保しておくとともに、常時点検、整備を行い、消防活動に万全を期するものとする。消防団が保有する消火活動に必要な機械器具は資料編（2-7-1）のとおりである。

3 救出救助及び応急手当等に必要な資機材

住民が協力して住民の生命を守るために、救出救助に必要な資機材の整備を推進していく。現在では、各自主防災組織毎に防災倉庫を設置している。また、資機材の保有状況を把握するとともに、平時から救助・救急用資機材の整備に努めるものとする。

(1) 救助用資材

担架、ヘルメット、毛布、投光器、拡声機、ロープ、医療セット、チェーンソー、舟艇、メガホン、ウィンチ、削岩機、ジャッキ、折りたたみ椅子、エンジンカッター

(2) 給水用資材

給水車、給水用タンク、ろ水機、布製水槽

(3) 排土作業用資材

シャベル、ツルハシ、ノコギリ、その他

(4) その他

天幕、地下足袋、長ぐつ、発電機等必要な資機材

4 飲料水・非常用食料・生活必需品などの確保対策

飲料水に関しては、市販の保存用飲料水の備蓄を進めるほか、市内に点在する湧水水源の活用により確保を図る。また、道路が通行できない場合、タンク車による避難地への給水ができなくなるため、う回路の整備などを検討していく。非常用食料・生活必需品に関しては保管量も限られているため、整備拡充に努める。

第4節 火災予防計画

各種災害の予防及び防除に対処するため、消防施設の強化充実を図るとともに、特に火災の発生を防止するため建物の不燃化、初期消火のための消防用設備の整備、防火管理体制の整備等の指導を行い被害の軽減を図る。

1 消防体制の整備

(1) 消防組織の確立

市は、その地域における各種災害による被害の軽減を図るため、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。

(2) 広域的共同体

駿東伊豆消防本部による常備体制及び近隣市町との相互応援協定の締結により、各種災害の早期対処を図るものとする。

(3) 消防力の現状（消防団員定数及び実員）

市における消防力の現状（消防団員定数及び実員）は、資料編（2-8-1）のとおりである。

(4) 消防団の活性化

消防団の施設・装備の充実、青年層の団員への参加促進をすることにより消防団員の確保と処遇の改善など、魅力ある団運営を図り、住民や事業所の理解と協力を得るための活動を積極的に推進するものとする。

(5) 消防水利の整備

宅地化の進展に対応した消防水利の計画的な整備を図るとともに、飲料水兼用の耐震性貯水槽の整備を推進する。

(6) 消防団員の教育

消防団員に高度な知識及び技術を習得させるため、一般教育訓練や救急救命法の講習指導を実施するものとする。

2 火災の予防対策

(1) 建物の不燃化の指導

燃えない街づくりを目標に、あらゆる機会をとらえて建物の不燃化、難燃化を指導する。

(2) 消防用設備等に整備

火災の早期発見、初期消火のための消防設備等の設置及び整備の指導並びに促進を図る。

(3) 予防指導の充実

人の出入りの多い施設や危険施設に対し、常に火災予防について万全を期するよう指導する。

(4) 防火思想の普及

事業所、学校、自主防災組織等に対し、防火講演会、映画会、ポスター、パンフレットの個別配布や広報誌等により防火思想の普及を図る。

(5) 防火パトロール等の実施

消防団により、春季及び秋季の全国火災予防運動時に防火パトロールを行うものとする。また、消防団は、火災に発生危険が高まる12月から2月にかけて、夜警巡回を行うよう努めるものとする。

3 火災気象通報の取扱い

消防法第22条の規定により、静岡地方気象台長から知事に、知事から市長へ伝達される火災気象通報は、次により取扱うものとする。

(1) 火災機種通報の基準

対象地域	実施基準
全域	すべての細分地域において、いずれかの実施基準に該当するとき
伊豆の国市	<ul style="list-style-type: none"> ・乾燥注意報、強風注意報の基準に該当または今後該当する場合、概ね市町単位（二次細分区域）を明示して通報する。 ・毎朝（5時頃）、24時間内の気象概況を気象概況通報として通報し、気象概況通報の中で、火災気象通報の基準に該当するおそれがある場合は、注意すべき事項を見出し文に明示して通報する。（降水予想の場合などは、明示しない場合がある） ・注意すべき事項は3つに区分する。 火災気象通報【乾燥】、火災気象通報【強風】、火災気象通報【乾燥・強風】 ・提示（毎朝5時頃）以外でも、乾燥注意報または強風注意報の発表基準に該当または該当するおそれがある場合は、臨時通報する。

(2) 市長への伝達

通報を受けた知事は、防災行政無線等により市長に伝達する。

(3) 火災警報の発表

市長は、火災警報の発表を駿東伊豆消防組合管理者から受けた時は、その周知徹底と必要な措置を講ずるものとする。

第5節 危険物施設保安計画

市内における危険物製造所等の現状を把握して、災害時における危険物に対する応急対策の円滑化を期するとともに、これらによる災害の発生と災害時における被害の拡大防止を図るものとする。

1 施設の現況

危険物（石油類、薬品類等）製造所等の施設の現況は、資料編（2-9-1）のとおりである。

2 予防査察

- (1) 監督機関及び関係機関は、それぞれ製造所、事業所、販売所、貯蔵所等諸施設に対する安全度及び消費場所における取扱いの適否を検査するため、定期的に保安検査・立入検査を実施し、危険物に起因する災害予防の指導、取締りを行う。
- (2) 監督機関及び関係機関は、危険物施設において、それぞれ基準に適合していない施設について改修等の指導を強化する。
- (3) 危険物規制行政については、県の指導助言を受けて駿東伊豆消防本部において実施する。
- (4) 自衛消防組織等の組織化を推進し、自主的に災害予防体制の確立を図る。
- (5) 駿東伊豆消防本部は、化学資機材を整備する。

3 保安教育

監督機関及び関係機関は、危険物施設の従業員等に対し、保安に必要な教育を、また、防災に関する諸活動が円滑に運営された応急対策が完全に遂行されるよう随時パンフレット等を発行し、講演会等を開催し保安意識の高揚を図る。

第6節 ガス保安計画

簡易ガス（「ガス事業法」に定める一般ガス事業、簡易ガス及び大口ガス事業に係るガスをいう。以下同じ。）及び高圧ガス（「高圧ガス保安法」に定める高圧ガスをいう。以下同じ。）による災害発生及びその拡大を防止するため、ガス保安対策について定める。

1 ガス事業の現況

簡易ガス事業者及び高圧ガス事業者並びにそれらの施設の状況は、駿東伊豆消防本部の資料のとおりである。

2 ガス保安体制の整備

(1) 保安規定の写しの提出

簡易ガス事業者は、ガス事業法第30条による保安規定の写しを市及び駿東伊豆消防本部に提出するものとする。

(2) ガス保安に係る連絡調整体制の整備

簡易ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者（「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」に定める販売事業者をいう。以下同じ。）は、ガスを供給する導管の位置図等、防災活動を円滑に行うために必要な資料を駿東伊豆消防本部に提出する。

3 ガス保安施設の整備

(1) ガス遮断装置の設置

簡易ガス事業者及び液化石油ガス販売事業者は、防災上必要と認められる箇所にガス遮断装置を設置する。

(2) ガス漏れ警報設備等の設置

簡易ガス及び液化石油ガスを使用する施設の管理者等は、ガスの燃料器具を使用する場所及びガスが滞留するおそれがある場所に、必要に応じてガス漏れ警報設備等を設置する。

4 ガス災害の予防対策

(1) 簡易ガス

ア 簡易ガス事業者は、ガスの製造施設、ガスホルダー、導管等のガス施設について保安規定等に定める基準に基づき巡視・点検及び検査を行う。

イ 簡易ガス事業者は、ガス導管の設置工事又は他工事に関わる災害防止のため、土木建築関係者に対し、ガス導管の敷設状態等ガス施設に関する知識の普及を図るとともに、設置工事等の際には、関連工事会社と十分な連絡をとり、現場立会等を実施する。

ウ 他工事業者は、他工事をするに際しガス導管にかかる災害を防止するため、あらかじめ簡易ガス事業者と連絡・協議をするとともに、簡易ガス事業者が行う保全のための措置に協力するものとする。

エ 簡易ガス事業者は、一般消費者に対し、ガス事故防止のための設備の点検及びガス漏れ警報器等の設置を促進するとともに、常に安全知識の普及に努める。

(2) 高圧ガス

ア 高圧ガス事業者及び県内高圧ガス保全団体は、高圧ガス施設の災害防止のため、設備点検、保安教育、防災訓練等の自主的保安活動を行う。

イ 防災活動に従事する関係機関は、緊急措置の円滑化を図るため、常時相互の協力体制の維持に努める。

ウ 市及び液化石油ガス販売事業者は、液化石油ガスの一般消費者当の災害の防止のため、消費者保安講習、啓蒙のためのパンフレットの配布、ラジオ・テレビ等によるPRを行う。また、液化石油ガス事業者は、一般消費者の保安を確保するため、設備の点検、ガス漏れ警報器の普

及等の保安指導を行う。

第7節 道路鉄道等災害防止計画

豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路、鉄道等交通の危険防止を図ることを目的とする。

1 道路交通の災害予防計画

道路管理者は、豪雨、積雪、地震等の異常気象時における道路の交通の危険防止を図るため、直轄する道路について次の業務を行う。

- (1) 安全設備等の配備
- (2) 防災体制の確立（情報連絡を含む。）
- (3) 異常気象時の通行規制区間の指定
- (4) 通行規制の実施及び解除
- (5) 通行規制の実施状況に関する広報

2 鉄道の災害予防計画

鉄道事業者は、列車事故災害を防止するため、安全施設等を整備するとともに、防災体制の確立を図り、異常気象時においては、あらかじめ定める運転基準により列車の運転中止等を行う。中止等の基準は資料編（2-11-1）のとおり。

- (1) 安全施設等の整備
 - ア 道路との立体交差等、安全施設の整備を図る。
 - イ 路線の盛土、法面箇所等の改良工事を実施し、防災構造化の推進を図る。
- (2) 防災体制の確立
 - 動員、情報の収集、伝達の方法、関係機関との協力体制、対策本部の運営等について整備を推進し、防災体制の確立を図る。
- (3) 運行規則の実施状況に関する広報

第8節 防災知識の普及計画

地震等により被害を最小限にとどめるため、市職員をはじめ、市民及び各組組織等を対象に地震等の防災に関する知識と防災対策を啓発指導し、個々の防災力の向上を図る。また、災害対策関係職員及び市民に対する災害予防あるいは災害応急対策等に関する防災知識の普及は、国が決定した国民運動の推進の主旨も踏まえ、おおむね次により行うものとする。

市は、多様な主体が関わる地域コミュニティにおいて、防災に関する教育の普及促進を図る。また、防災知識の普及、訓練を実施する際、要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努め、被災時の男女のニーズの違い当男女双方の視点に十分配慮するよう努めるとともに、「男女共同参画の視点からの防災手引書」などを活用し、男女共同参画の視点からの防災対策を推進する。さらには、専門家（風水害にあつては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

1 普及の方法

市は、様々な場での総合的な教育プログラムを教育の専門家や現場の実務者等の参画の下で開発するなどして、防災に関する市民の理解向上に努めるほか、防災知識の普及は次の方法により行う。

- (1) 地域を通じたの普及
 - 令和3年に全戸配布した防災マップ及び平成26年に全戸配布した地震防災マップを市のホー

ムページに掲載するなどの各種啓発活動による防災意識の向上を図るほか、近隣市町との防災訓練の実施などにより防災意識の向上に努める。

(2) 学校教育、生涯学習を通じての普及

災害の種類、原因等についての科学的知識及び災害予防措置、避難方法を学習内容等に組み入れ、学校教育の全体を通じ、また、生涯学習の場を通じ防災教育の徹底を図る。

また、学校における消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。

(3) 市職員及び関係者に対する普及

市職員に対し、防災講演会等への積極的な参加を呼びかけるほか、職員地震の防災意識向上を図り、各課等の所管業務における防災対策への取組みを促進するため、庁内連絡会議を設置する。また、防災関係機関における防災対策関係職員の防災体制、適正な判断力等を取得するため図上訓練を取り入れるなどあらゆる機会を利用してその徹底を図る。

(4) ラジオ・テレビ・新聞、印刷物等による普及

住民等に対し、その時期に応じて県によるラジオ・テレビ、新聞等の広報媒体、チラシの全戸配布を通じ、また、県及び市による印刷物等を作成配布し防災知識の高揚を図る。

(5) 講演会等による普及、同時通報用無線による防災意識の喚起

防災週間、水防月間、土砂災害防止月間、山地災害防止キャンペーン等を通じ、各種講習会、イベント等を開催し、水防、土砂災害、二次災害防止、大規模広域避難に関する総合的な知識を防災関係者及び住民等に対し普及し、同時通報用無線による広報により意識の喚起を図る。

2 普及すべき内容

防災知識の普及に当たっては、周知徹底を図る必要のある次の事項を普及するものとする。

(1) 防災気象に関する知識

(2) 防災の一般的知識

(3) 市地域防災計画の概要

(4) 自主防災組織の意義

(5) 災害危険箇所に関する知識

(6) 災害時の心得

ア 災害情報等の聴取方法

イ 停電時の心構え

ウ 早期避難の重要性、避難行動への負担感・過去の被災経験等を基準にした災害に対する危険性の認識・正常バイアス等を克服し避難行動を取るべきタイミングを逸することなく適切な行動をとること、安全な親戚・知人宅や職場・ホテル・旅館等の避難場所・避難経路等の事前確認の徹底

エ 飲料、飲料水、携帯トイレ等、在宅で生活を継続するための準備

オ 避難所の適正な運営

カ その他の災害の態様に応じ、とるべき手段方法等

キ 広域避難の実効性を確保するための、通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方や企業・学校の計画的な休業・休校等について

ク 家屋が被災した際に、片付けや修理の前に家屋の内外の写真を撮影する等、生活の再建に資する行動

(7) 要配慮者及び男女双方の視点への配慮

(8) 防災マップでの地域の危険性

(9) 居住用の建物・家財の保険加入等の生活再建に向けた事前の備え

3 市防災担当者に対する防災教育

県が実施する研修会への参加を通じ災害時における適切な判断力・行動力の要請及び防災知識・

技術の向上を図るものとする。

- (1) 気象状況の知識
- (2) 救急・救出の実務
- (3) 無線の取り扱い方法
- (4) 災害危険箇所に関する知識
- (5) その他防災に関すること

第9節 防災のための調査研究

市における災害発生の態様から自然災害に重点をおき、次のとおり調査研究を行うものとする。

1 実施方針

- (1) 本市の地形、地質的素因が、自然的災害の発生にあたってどのような反応を示すか調査検討する。
- (2) 古文書など過去の災害史を通じて、どんな種類の災害が発生しているか調査検討する。
- (3) 災害史の検討により災害発生のメカニズムを理解する。
- (4) 今後同様のメカニズムが他のどの場所に発生する可能性があるか、地形、地質の面から検討する。
- (5) 要防災の程度を区分する。
- (6) 要防災地域の防災パトロールの実施
危険性があると判断される地域箇所については、防災パトロールを強化し、災害発生を事前にキャッチする。

2 調査事項

- (1) 河川の河床・護岸・堤防の調査
- (2) 道路・橋梁の危険箇所の調査
- (3) 急傾斜地崩壊危険区域の調査
- (4) 治山関係の調査
- (5) 土石流危険地域の調査
- (6) 林道の通行危険箇所の調査
- (7) 常襲冠水農地の調査
- (8) 通信施設の整備点検
- (9) 雨量計の整備点検
- (10) 防災資材・水防資材の整備点検

3 研究事項

- (1) 要防災地域、箇所、物件等の指定について
- (2) 要防災の程度の区分について
- (3) 風水害、地震に関する資料の収集について

4 土地条件調査上における主要問題点

- (1) 大雨による常襲冠水地帯の問題
- (2) 山沿い遅滞の崩れの問題
- (3) 市街地における火災の問題
- (4) 土石流危険地域の問題

5 災害発生状況調査

(1) 地震

過去の主な地震災害の発生状況や被害を整理するとともに、観測技術やリスク評価（プレート境界型の地震、活断層の地震）、応急対策状況等の資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。

(2) 風水害

過去の主な風水害の発生状況を整理するとともに、浸水や地すべりに係る基礎資料を収集及び作成し、今後の防災対策の資料とする。

(3) 火山

過去の主な火山災害の発生状況を整理するとともに、火山観測技術や火山の被害予測に係る基礎資料を収集し、今後の防災対策の資料とする。

(4) 大火災

火災について、その発生時点における気象状況、被害、規模、発生地域等を把握し、今後の火災防止の資料とする。

第10節 住民の避難体制

1 避難地・避難路の周知啓発

市は住民等に対し、避難地が災害種別に応じて指定されていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した避難地を避難先として選択すべきであることについて、日頃から周知啓発に努める。

2 避難地・避難路の安全性の向上

市は、関係機関と協力し、避難地及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保等、総合的に安全性の向上を図る。

(1) 避難地

- ア 避難地標識等による住民への周知
- イ 周辺の緑化の推進
- ウ 複数の侵入口の整備

(2) 避難路

- ア 沿道における耐震・大家建築物の整備促進及び緑化の促進
- イ 落下・倒壊物対策の推進
- ウ 誘導標識、誘導灯の設置
- エ 段差解消、誘導ブロックの設置

3 避難所の指定、整備

市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる避難所を指定する。避難所となる施設については、あらかじめ必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるとともに、必要に応じて、避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

(1) 避難所の指定

避難所は、自治会、町内会単位で指定し、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。具体的には次のとおりとする。

- ア 市は、できるだけ浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害、新型コロナウイルスを含む感染症対策を踏まえてその管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な避難所をあらかじめ指定し、平常時から場所や収容人員等について、住民への周知徹底を図る。また、災害時に避難所の開設状況や混雑状況等を周知する

- ことも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努めるものとする。
- イ 市は、避難者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに避難者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。
- ウ 市は、学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮するものとする。また、避難所としての機能は恒久的なものであることを認識の上、避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者等と調整を図る。
- エ 市は、避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、避難者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。特に、良好な生活環境確保のためにはトイレ（衛生）、キッチン（食事）、睡眠（ベッド）に関する環境の向上が重要であることから、市はこれらの環境改善に努める。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。なお、市は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、平常時から、避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、防災担当部局と保健福祉部局が連携し、必要な場合には、国や独立行政法人等が所有する研修所、ホテル、旅館、地域の公民館等の活用等を含めて検討するよう努めるものとする。
- さらに、静岡県総合防災アプリ「静岡県防災」などを活用し、非接触型の避難所運営に努めるものとする。
- オ 市は、避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、衝動苦役、段ボールベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や新型コロナウイルス感染症対策に必要な物資等の備蓄に努めるものとする。また、備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮するものとする。

(2) 2次的避難所の整備

ア 福祉避難所

- (ア) 市は、一般の避難所では生活することが困難な障害のある方、医療的ケアを必要とする方等の要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、周知するものとする。この際、受入れを想定していない避難者は避難してくることが内容、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示するものとする。また、市は、受入れ対象者を特定しての公示を活用しつつ、一般の避難所で過ごすことに困難を伴うおそれがある障害のある方等の要配慮者が、必要となった際に福祉避難所へ直接避難することを促進するため、個別避難計画の策定に当たり、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整するよう努めるものとする。
- (イ) 市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル（県モデル）」に基づいた「市福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定期的に要配慮者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。
- (ウ) 市は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、要配慮者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。
- (エ) 市は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。特に、医療的ケアを必要とする方に対しては、人工呼吸器等の医療機器の

電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。

イ 2 次的避難所

(ア) 2 次的避難所は、市の用意した避難所に避難した者のうち、避難生活の長期化により健康に支障を来すと判断される者を原則として7日以内の期間受け入れ、健康を回復させることを目的とするものである。

(イ) 市は、大規模な災害により多数の市民が長期間にわたる避難を余儀なくされた場合、避難者等を受け入れるため、宿泊施設等を避難所として確保するよう努める。

(ウ) 市は、大規模な災害により、事前に協定を結んだ宿泊施設だけでは2次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。

4 避難地、避難所等の施設管理

(1) 市

市は、県が示した「避難所運営マニュアル」を踏まえて、以下の事項を定めて管理運営体制を整備するとともに、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及に当たっては、住民等が主体的に避難所を運営できるように配慮するよう努める。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

ア 避難所の管理者不在時の開設体制

イ 避難所を管理するための責任者の派遣

ウ 災害対策本部との連絡体制

エ 自主防災組織、施設管理者との協力体制

また、避難地の管理条件等については、「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」（内閣府）を参考とする。

(2) 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるため、体制を整備する。

学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。また、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡体制の構築を行う。

(3) 不特定多数の者が利用する施設の管理者

駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。

また、市は、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

5 避難情報と住民がとるべき行動の周知、啓発

市は、避難指示等の避難情報の意味、例えば、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべき事や、住民に求められる安全確保措置などについて、住民に対し日頃から周知啓発に努めるものとする。特に、ハザードマップ等により平素から自宅等の危険の有無を確認すべきこと、市町から避難情報が発令されたら直ちに避難行動をとるべきこと、避難情報が出されていなくても身の危険を感じたら躊躇なく避難すべきことを強く啓発するものとする。周知啓発に資するため、市は、国が整備する避難所等に関する統一的な地理空間情報の充実に努めるものとする。

市は、避難情報や緊急安全確保が発令された際、避難地、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難（立退き避難・水平避難）を基本とする。ただし、「避難」とは「難」を「避」けることであり、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自ら

の判断で自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水市内上層階に留まる（退避）等により「屋内安全確保」を行う。また、避難時の周囲の状況等により、避難地等への避難がかえって危険を伴う場合は「緊急安全確保」を行う。

また、市は、防災（防災・減災への取組実績機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネージャ・相談支援事業所）の連携により、高齢者や障害のある人に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図るものとする。

住民は避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら氾濫危険情報などの警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断するとともに、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

また、市は、河川氾濫、土砂災害、地震・津波等の災害リスクごとに「いつ」、「どこへ」避難するかをあらかじめ整理し記載する「わたしの避難計画」を河川氾濫に係る避難行動計画（マイ・タイムライン）の作成と並行して推進し、住民の早期避難意識の醸成を図る。

6 避難情報等の事前準備計画

(1) 避難情報の判断・伝達マニュアル

市は、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保といった避難情報について、道路・河川管理者、水防管理者、气象台等の協力を得つつ、洪水、土砂災害等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成し、住民への周知及び意識啓発に努める。

特に、風水害への備えとして、市域の河川特性等を考慮し、内閣府の「避難情報に関するガイドライン」（令和3年5月）を踏まえ、洪水、土砂災害に対する「避難情報の判断・伝達マニュアル」を作成することとし、県に対して、技術的専門的な助言等作成支援を受けるものとする。

風水害における具体的な避難情報の発令基準の設定に当たっては、洪水予報河川等については、水位情報、堤防等の施設に係る情報、台風情報、洪水警報等による。それら以外の河川等についても、氾濫により居住者や地下空間、施設等の利用者に命の危険を及ぼすと判断したものについては、洪水警報の危険度分布等により具体的な避難情報の発令基準を策定することとする。

避難情報の発令対象区域については、細分化しすぎるとかえって居住者等にとって分かりにくい場合が多いことから、立退き避難が必要な区域を示して指示したり、屋内での安全確保措置の区域を示して指示したりするのではなく、命を脅かす災害のおそれのある範囲をまとめて発令できるよう、発令範囲をあらかじめ具体的に設定するとともに、必要に応じて見直すよう努めるものとする。

市は、近年の都市型豪雨等に対応するため、タイムライン等の最新の知見を参考にするなど、適宜、マニュアルを改訂するように努めるものとする。

(2) マイ・タイムライン

市は、風水害から住民等の逃げ遅れをなくすために、避難行動計画（「マイ・タイムライン」）の作成に向けた住民等の取組を支援する。その際、市は、県が策定した「マイ・タイムラインワークショップ進め方の手引き」等を参考に、各地域における住民等によるマイ・タイムライン作成のためのワークショップの実施を促すよう努める。

(3) 避難誘導に係る計画等

市は、防災関係団体と協議し、地域の特性を考慮した住民等の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知に当たっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。その際、地震、火災、水害と土砂災害、複数河川の氾濫、台風等による複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

避難行動要支援者の誘導については、地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等と連携し、平時から、情報伝達体制の整備、要配慮者に関する情報の把握・共有、避難支援計画の策定等に努めるものとする。

第11節 防災マップ等の作成・普及

市は、国、県、関係機関等の協力を得つつ、地域における地震・風水害・土砂災害リスク等の災害時にとるべき行動について普及啓発するとともに、地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう以下の施策を講じる。

- (1) 震度分布、洪水時の想定浸水区域、避難地、避難路など災害に関する総合的な資料として、図の作成を行い、住民等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、災害発生時の行動マニュアル等の作成を行い、住民等に配布するものとする。
これらのマップ等の作成に当たっては、住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解促進を図るよう努める。
- (2) ため池について、決壊した際、浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれがある場合の緊急連絡体制の整備を推進するとともに、決壊した場合の影響が大きいため池から優先してハザードマップの作成・周知を図る。
- (3) 中小河川や雨水出水による浸水に対応したハザードマップ作成についても、関係機関が連携しつつ作成・検討を行う。
- (4) 土砂災害警戒区域、避難地、避難路等の土砂災害に関する総合的な資料として、図面等を含む形で取りまとめたハザードマップ、防災マップ、災害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し、住民等に配布するものとする。
- (5) 山地災害危険地区等の山地災害に関するマニュアル、パンフレット等を作成し、住民等に配する。

第12節 防災訓練実施計画

災害が発生した場合に、災害応急対策の完全遂行を図るためには、平素からこれに対応する心構えを養っておかなければならない。特に「災害対策基本法」の趣旨にもとづき、総合的かつ計画的な防災体制の整備が養成されている状況を考慮し、市は大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体や防災関係機関並びに消防団、自主防災組織、民間企業、ボランティア団体及び要配慮者を含めた地域住民等の協力を得て、概ね次の事項に重点を置き、実践型の防災訓練を実施するものとする。また、市、県等の防災関係機関と連携の上、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し、各機関が実施する災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。さらに、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。なお、関係機関間での協定締結などによる連携強化に当たっては、訓練等を通じて発災時に連絡先、要請手続等の確認を行うなどにより、実効性の確保に努めるものとする。加えて、防災訓練では、高齢者、障害のある人、外国人、乳幼児、妊産婦、性的マイノリティ等、要配慮者に十分配慮した訓練を実施し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災地の男女にニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

- (1) 水防
- (2) 消火
- (3) 交通規制
- (4) 道路啓開
- (5) 救出・救護
- (6) 避難・誘導
- (7) 通信情報連絡
- (8) 救助物資輸送
- (9) 避難所運営
- (10) 給水・炊出し

(11) 応急復旧

(12) 遺体措置

1 防災訓練のための交通の禁止又は制限

県公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、当該防災訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、または制限することができる。その場合、禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した標示を設置する。〈第3章 第20節 交通応急対策計画〉通行の禁止及び制限の標示の様式参照

2 市災害対策本部要員訓練の実施

災害対策本部開設時に応急対策活動に従事する市災害対策本部要員に対し、実践に即した訓練を実施するものとする。

3 救助・救急関係機関の連携

市、県及び関係機関は、職員の安全確保を図りつつ効率的な救助・救急活動を行うため、救助・救急関係省庁とともに「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図るものとする。

4 非常通信訓練

災害時において、災害地から市災害対策本部及び関係官公署に対する災害通報及び情報発信が神速的確に行い得るよう、通信訓練を実施する。この場合、非常通信協議会とも連携し、訓練等を通じて、実行性の確保に留意するものとする。

5 防災訓練実施後の評価等

防災訓練後には評価を実施し、課題・問題点等を明確にし、必要に応じて体制等の改善を行うものとする。

第13節 自主防災組織の育成

地震、風水害等の異常な大災害が発生した場合には、通信、交通の途絶等の悪条件が重なり、消防、水防、警察等関係機関の防災活動（公助）が地域の末端に十分に即応できない事態が予想される。特に、広域被災が予想される南海トラフ地震等に際しては、国、県、市町をはじめ防災関係が総力をあげて対策を公示しなければならないが、発災初期においては公助が地域の末端まで行き届かないおそれが強く、これに対処するためには、地域住民自らの防災活動（自助・共助）が必要であり、また、この活動は組織的に行われることにより効果的なものとなる。当面、東海地震等の対策を主眼に、地域の防災力向上を図るため、防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある（資料編2-16-1～2-16-3）

1 自主防災組織の概要

(1) 組織、編成

自治会等に防災担当役員を設けて防災活動が効果的に実施できる組織を編成し、組織に会長、副会長のもとに消火班、救出・救助班、情報班、避難誘導班、生活班等を置き、必要に応じて小単位の下部組織を置く（資料編2-16-2）。併せて、住民に対する啓発活動や防災活動に専門的に携わる防災委員を置く。また、市は、自主防災活動に多様な意見が反映されるための手段の一つとして、自主防災組織の責任者又は副責任者への女性の登用や、防災委員等役員への女性の3割以上の配置など、女性の参画が促進されるよう、自主防災組織への助言・支援等に努

めるものとする。

(2) 活動内容

ア 平常時の活動

防災知識の普及、防災訓練、防災資機材の備蓄及び点検、危険箇所の点検把握、避難計画の作成、各種台帳の整備・点検等を行う。また、市は、各自主防災組織の防災力強化のため必要な措置を講ずることとする。

イ 災害時の活動

地域の警戒、情報の収集・伝達、消火、救出救助、応急手当、避難誘導、避難所の立上げ、在宅避難者の支援等を行う。

2 推進方法

市は、地域住民に対して、自主防災組織の意義を強調し、十分意見を交換して、地域の実情に応じた組織の育成を指導するとともに防災資機材等の整備について助成を行う。また、地域の災害リスクに基づいた定期的な防災訓練を夜間等様々な条件に配慮してきめ細かく実施するよう指導する。さらに、東海地震等の対策を主眼とした自主防災の組織、活動内容の手引書を作成するほか、東海地震等の対策にあわせて、風水害等に際しても自主防災組織が機能するように、組織化を推進する。

3 研修会等の開催

市は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するため、定期的に研修会を開催し、自主防災組織のリーダーの養成を図るものとする。その、女性の参画の促進及び男女共同参画の視点を踏まえた知識・訓練等を指導できる人材の育成に努めるものとする。

4 自主防災組織と消防団との連携

消防団は地域住民により構成される消防機関であり、自主防災組織の訓練に消防団が参加し、資機材の取扱いの指導を行ったり、消防団OBが自主防災組織の役員に就任するなど、組織同士の連携や人的交流等を積極的に図ることとする。消防団と自主防災組織の連携等を通じて地域コミュニティの防災態勢の充実を図るものとし、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促すものとする。その際、女性の参画の促進に努めるものとする。

市は、消防団について、加入促進による人員の確保、車両・資機材の充実や教育・訓練の充実に努めるものとする。

第14節 事業所等の防災活動

事業所及び施設を管理し、又は運営する者（以下「事業所等」という）は、平時からの次の事項について努めなければならない

- (1) 従業員・利用者等の安全を守るとともに、地域に災害が拡大することの内容的確な防災活動を行い、被災住民の救出等地域の一員として防災活動に参加すること。
- (2) 自主的な防災組織を作り、関係地域の自主防災組織と連携をとり、事業所及び関係地域の安全を確保すること
- (3) 発災後数日は、従業員・利用者等を事業所内に留めておくことができるよう、施設の耐震化、機材の固定、必要な物資の備蓄を実施すること
- (4) 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資、資材、役務の提供等を業とする事業所は、事業活動に関し、市が実施する防災に関する施策へ協力すること
- (5) 豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況にできるときに従業員等が屋外を移動することがないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱等を防ぐため、テレワークの実施、時差出

勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずること

1 平常時からの防災活動の概要

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集、伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 救出及び応急救護等
- (7) 飲料水、食料、災害用トイレ等、生活必需品等、災害時に必要な物資の確保
- (8) 施設及び設備の耐震性の確保
- (9) 予想被害からの復旧計画策定
- (10) 各計画の点検・見直し

2 事業所の防災向上の促進

市は、事業所を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うものとする。

市及び商工会は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化計画の策定に努めるものとする。また、物資供給事業者等の協力を円滑に得るため、協定の締結等に努めるものとする。

3 事業継続計画（BCP）の取組

事業所等は、事業所の果たすべき役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献、地域との共生）を十分に認識し、各事業所において災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定・運用するとともに、燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応、取引先とのサプライチェーンの確保等の事業継続上の取組を継続的に実施するなど防災活動の推進に努めるものとする。

第15節 地域住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案することができる。

市は、市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区計画を定めることができる。

なお、市は、個別避難計画が作成されている避難行動要支援者が居住する地区において地区防災計画を定める場合は、地域全体での避難が円滑に行われるよう、個別避難計画で定められた内容を前提とした避難支援の役割分担及び支援内容を整理し、両計画の整合性が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

第16節 ボランティア活動に関する計画

1 ボランティア活動の支援

市は、ボランティアの自主性を尊重し、社会福祉法人伊豆の国市社会福祉協議会（以下「市社会福祉協議会」という。）や静岡県ボランティア協会及びその他のボランティア団体との連携を図りながら地域の災害ボランティア団体等を支援し、防災に関する知識の普及、啓発に努め、災害対策

活動の促進を図る。

2 災害ボランティアコーディネーターの養成

市は、災害時にボランティア活動の申出者に対する情報の提供、配置調整等を行う災害ボランティアコーディネーターの養成に努めるものとする。

第17節 要配慮者支援計画

高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦、傷病者及び外国人等の要配慮者に対し、その支援する内容等に応じ、迅速で的確な支援を実施するための体制を整備するものとする。

1 要配慮者支援体制の整備

(1) 要配慮者支援体制

市は、要配慮者に対する情報の伝達や安否確認、避難地又は避難所における対応等が迅速かつ的確に実施できるよう、防災担当部局と福祉部局等との連携の下、消防団、自主防災組織等の防災関係機関及び平常時から要配慮者と接している市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護保険事業所、障害者団体等の福祉関係者と協力して、要配慮者に関する情報の共有、避難支援計画の策定等、要配慮者の避難支援体制を整備するものとする。地域においては、市のみでなく、自主防災組織が中心となり、次の関係団体が協力して要配慮者の支援にあたるため、日頃から連携して災害時の協力体制の整備に努める。

ア 行政機関

警察、消防、健康福祉センター（保健所、児童相談所等）、特別支援学校等

イ 地域組織

自治会、町内会、自主防災会等

ウ 福祉関係者、福祉関係団体

民生委員・児童委員、身体障害者相談員、社会福祉協議会、老人クラブ、介護保険事業所、障害者団体、福祉事業者等

(2) 避難行動要支援者の把握、名簿、個別避難計画の作成等

市は、市内に居住するよう配慮者のうち、災害が発生、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という）の把握に努める。

市は、避難行動要支援者について避難支援等（避難の支援、安否の確認、その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置）を実施するための基礎とする名簿（避難行動要支援者名簿、以下「名簿」という）を市地域防災計画に基づき、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、作成するものとする。

市は、避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、名簿を必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。

市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者（消防機関、警察、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者）に対し、本人の同意を得た上で名簿情報を提供する。ただし、現に災害が発生、又は発生のおそれが生じた場合には、本人の同意の有無に関わらず、名簿情報を避難支援等関係者その他の者に対し、必要に応じ提供する。

上記により、名簿情報の提供を受けたその他の名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、秘密保持義務が生ずる。市は、名簿情報の提供を受ける者に対して、名簿情報漏洩防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の必要な措置を講ずるものとする。

市は、市地域防災計画に基づき、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局との連携の下、福祉専門職、社会福祉協議会、民生委員、地域住民等の避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、個別避難計画を作成するよう努めるものとする。また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要時に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努めるものとする。

市は、地域防災計画に定めるところにより、消防、警察、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織など避難支援等に携わる関係者に対し、避難行動要支援者本人及び避難支援等実施者の同意、または、市の条例の定めに基づき、あらかじめ個別避難計画を提供するものとする。また、県等多様な主体協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図るものとする。その際、個別避難計画情報の漏えいの防止等必要な措置を講じるものとする。また、個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平時からの避難支援体制の整備、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮をするものとする。

(3) 名簿に記載する者の範囲

生活の基盤が自宅にあり、以下の要件に該当する者のうち、自ら避難することが困難な者を原則とする。

- ア 介護認定において要介護3以上の判定を受けている者
- イ 身体障害者手帳の交付を受け、身体障害者障がい程度等級表の1級～2級に該当する者
- ウ 療育手帳Aの交付を受けている者
- エ 精神障害者保健手帳1級～2級の交付を受けている者
- オ ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみで構成される世帯のうち、親族等の支援を受けられない者
- カ 特定疾病治療研究事業の医療費助成認定を受けている難病疾患者
- キ 前各号に準ずる状態にある者

(4) 防災訓練

市は、県と連携し、要配慮者の避難誘導、避難所における支援等を適切に行うため、要配慮者が参加する防災訓練を実施する。

(5) 人材の確保

市は、県と連携し、日頃から手話通訳者、要約筆記者、外国語通訳、ガイドヘルパー、介護技術者等、要配慮者の支援に必要となる人材の確保に努める。

(6) 協働による支援

市は、県と連携し、要配慮者の支援を行うため、社会福祉施設、ボランティア、福祉関係団体のほか、地域の企業とも共同して推進するものとし、必要に応じて事前に協定を締結する。

(7) 地区防災計画との整合

市は、地区防災計画が定められている地区において、個別避難計画を作成する場合は、地区防災計画との整合が図られるよう努めるものとする。また、訓練等により、両計画の一体的な運用が図られるよう努めるものとする。

(8) 避難支援等関係者の安全確保

市は、避難支援等関係者が地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援等を行えるよう、避難支援等関係者の安全確保に十分配慮する。

(9) 要配慮者利用施設における避難確保措置等

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的な計画を作成するものとする。

(10) 観光客の安全確保

市は、県・関係事業者等と連携し、外国人を含めた観光客の安全が確保されるよう、災害情報

の提供等に努めるとともに、情報伝達や避難誘導、帰宅や滞在の支援とう、観光客への安全対策を推進するものとする。

2 要配慮者の個別ニーズに合致した必要品目の備蓄

障害のある人など、それぞれに応じて必要な品目が異なるため、市社会福祉協議会や民生委員・児童委員と協力し、市の財政を考慮して備蓄を進めていく。

3 緊急通報システムの推進

緊急通報システムは一部で利用されているが、要配慮者には必要なものであることから、今後一層の推進を図る。

4 福祉避難所

- (1) 市は、指定避難所では生活することが困難な要配慮者を受け入れるため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定し、公示する。(資料編2-20-4)
- (2) 市は、福祉避難所の円滑な運営を行うため、「市町福祉避難所設置・運営マニュアル(県モデル)」に基づいた「市福祉避難所設置・運営マニュアル」を整備するとともに、定時的に避難行動要支援者の避難支援対策に関する訓練を実施するものとする。
- (3) 市は、災害発生時において円滑に福祉避難所が設置・運営できるよう、自主防災組織、地域住民、関係団体、要配慮者及びその家族に対して、避難行動要支援者の避難支援対策、福祉避難所の目的やルール等を周知するものとする。
- (4) 市は、災害発生時に福祉避難所の設置・運営に必要な物資・器材や運営人材の確保がなされるよう、指定先の社会福祉施設や関係団体・事業者等との間で事前に調整し、覚書等を交わすものとする。

5 2次的避難所

- (1) 市は、避難生活の長期化により健康等に支障を来すと判断される者を一定期間受け入れるため、宿泊施設等を2次的避難所として確保するものとする。
- (2) 市は、事前に協定を結んだ宿泊施設等だけでは2次的避難所が不足する場合、速やかにその確保に努める。

第18節 応急住宅

市は、応急仮設住宅の用地に関し、洪水、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ建設可能な用地を把握、配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備しておくものとする。

また、災害時における被災者用の居住として利用可能な公営住宅や民間賃貸住宅の把握に努め、災害時に迅速にあっせんできるように、あらかじめ体制を整備するものとする。

第19節 公共建物等の災害予防計画

市の管理する建築物等は、災害発生時に防災拠点として重要な役割を果たすため、これらについての整備を促進する。

1 公共施設の耐震化

公共施設の耐震補強や窓ガラスの飛散防止フィルムの貼付、貼替えを進める。

2 避難地の整備

公園、広場などの整備による避難地の確保や避難路沿いのブロック塀及び3階建て以上の建築物

の落下物改善促進など安全対策を図る。

3 水道施設の耐震化

老朽化した導水、配水、送水管の布設替えや水道施設の耐震化を推進する。

4 下水道施設の耐震化

下水道の流下機能を確保するため、既設及び計画下水道施設については、地盤条件の調査やマンホールと暗渠の接続部を可とう化するなど十分な耐震予防対策を推進する。

第20節 観光事業者の災害予防計画

観光客は市内の地理に不案内であるため、旅館、ホテル等では、災害時に避難誘導等の適切な防災的措置を講じる必要がある。そのため、概ね以下の項目について市と旅館、ホテル、観光協会等が協力し、防災対策を進める。

1 避難・誘導パンフレットの作成及び配布の検討

宿泊施設内での避難誘導及び屋外の避難地までの安全な避難誘導が可能なパンフレットの作成を観光協会や旅館組合を中心として検討する。

2 防災訓練の実施

各事業者が個別に行うものと、市の防災訓練に参加して行うものとし、特に宿泊者等の避難誘導や初期消火に重点を置く。

3 防災資機材の整備

消防法で定められた消防用設備等の定期点検を実施するとともに、救出救助に必要な資機材も整備する。

4 不燃化・耐震化の推進

必要に応じ耐震診断を行い、耐震性を有しない場合には耐震化を促進する。また、不燃化についても必要な措置を講じる。

5 非常用食料や飲料水の備蓄

災害が発生し観光客の帰宅の途が絶たれた場合、2～3日は事業者や市で対応する必要がある。そのため、事業者は非常用の食料を備蓄するとともに、浄水器などの整備により飲料水の確保にも努めるものとする。

6 事業者相互間での受け入れ相互応援体制の検討

災害が発生し観光客の帰宅の途が絶たれた場合、施設の状況により事業者相互間での受け入れ調整が可能になるような体制を旅館組合が中心となって検討する。

第21節 業務継続に関する計画

市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い業務の継続の確保のため、業務継続計画を策定する。実効性のある業務継続体制を確保するため、地域や想定される災害の特性等を踏まえつつ、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改定などを行うものとする。

また、当計画には少なくとも以下の事項についてあらかじめ定めておくものとする。

- (1) 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制
- (2) 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定
- (3) 電気・水・食料等の確保
- (4) 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保
- (5) 重要な行政データのバックアップ
- (6) 非常時優先業務の整理

第22節 複合災害対策及び連続災害対策

市及び防災関係機関は、地震、風水害、火山災害、原子力災害等の複合災害・連続災害（同時又は連続して2以上の災害が発生し、それらの影響が複雑化することにより、被害が深刻化し、災害対応が困難となる事象）の発生可能性を認識し、備えを充実するものとする。

市及び防災関係機関は、後発災害の発生が懸念される場合には、災害対応に当たる要員、資機材等について、先発災害に多くを動員し後発災害に不足が生じるなど、望ましい配分ができない可能性があることも留意する。また、その際、外部からの支援を早期に要請することも考慮する。

市及び防災関係機関は、様々な複合災害・連続災害を想定した机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しにつとめるものとする。さらに、地域特性に応じて発生可能性が高い複合災害・連続災害を想定し、要員の参集、合同の災害対策本部の立上げ等の実働訓練の実施に努める。

第23節 男女共同参画の視点からの災害対応体制整備

市は、男女共同参画の視点から、防災会議の委員に占める女性の割合を高めるよう取り組むとともに、男女共同参画担当課が役割について、防災担当課と男女共同参画担当課が連携し明確化しておくよう努めるものとする。

第24節 災害に強いまちづくり

市は、それぞれのまちの災害特性に配慮した土地利用の誘導、開発抑制、移転の促進や避難に必要な施設の整備に加え、自然環境の機能を活用すること等により地域のレジデンスを高める「Eco-DRP（生態系を活用した防災・減災）」※1及び「グリーンインフラ」※2の取組の推進など、総合的な防災・減災対策を講じることにより、災害に強いまちの形成を図るものとする。

注）※1の例として、水田の貯留機能を活用した洪水抑制等が、※2の例として多自然川づくり等の取組が挙げられる。

市は、防災・まちづくり・建築等を担当する各部局の連携のもと、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成するとともに、住宅に関する補助や融資等における優遇措置等の対象となる立地を限定し、住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保を促進するよう努めるものとする。併せて平常時から、災害による被害が予想される空き家等の状況の確認に努めるものとする。

また、県は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。市は、避難路、緊急輸送路等防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組みと連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。

第 25 節 原子力災害に関する事前対策

伊豆の国市は中部電力株式会社浜岡原子力発電所から約 80 km の距離に位置しており、原子力災害対策を重点的に実施すべき地域（原子力発電所から概ね半径 31 km の範囲）外であるが、万が一の事故による放射性物質の放出に伴う災害対策が必要となる場合があることから、事前に必要な措置を図る。

1 情報の収集・連絡体制の整備

市は、原子力災害に対し、県及び防災関係機関との確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化する。

2 住民等への的確な情報伝達体制の整備

市は、県と連携し、住民に対して必要な情報が迅速かつ確実に伝達されるよう、情報伝達体制及び役割等を明確化するとともに、観光客に対しての情報伝達体制についても整備を図る。

3 安定ヨウ素剤

市は、原子力災害対策の防護措置として、安定ヨウ素剤の備蓄や予防服用に関しては、国が示す「原子量災害対策指針」等に従って定める。

なお、国の指針等では原子力災害対策を重点的に実施すべき地域外における具体的な措置は定められていないため、今後、見直しに従い、必要に応じて具体的な措置等を定めることとする。

第3章 災害応急対策計画

この計画は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等、災害の拡大を防止するために、防災関係機関の協力を得て市が実施する災害応急対策に係る計画とし、概ね次の場合の措置とする。

- (1) 災害対策基本法（以下、「法」という。）第5条（市町村の責務）の規定に基づき、市の責務として実施する場合の措置
- (2) 法第62条（市町村の応急措置）の規定に基づき、市の応急措置を実施する場合の措置
- (3) 法第67条（他の市町村長等に対する応援の要求）の規定に基づき、他の市町村等に対して応援を供給する場合の措置
- (4) 法第63条（都道府県知事等に対する応援の要求等）の規定に基づき知事等に対して応援を要求する場合の措置
- (5) 法第68条の2（災害派遣の要求等）の規定に基づき、知事等に対して災害派遣の要請の要求をする場合の措置
- (6) 法第73条（都道府県知事による応急措置の代行）の規定に基づき、知事等による応急措置の代行を実施する場合の措置

第1節 総則

1 市町村地域防災計画と県地域防災計画との関係

法第42条（市町村地域防災計画）では、市町村地域防災計画は県地域防災計画に抵触してはならないと規定されているが、両計画は当然に不可分の関係にある。市地域防災計画では、県と協力し、市が災害応急対策を実施するにあたって留意する事項について定める。

2 市の行う措置

法第50条（災害応急対策及びその実施責任）に基づき市が行う応急措置は、概ね次のとおりとする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関する事項
- (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- (3) 被災者の救難、救助その他の応急措置に関する事項
- (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- (5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- (6) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- (7) 犯罪の予防、交通の規制その他社会秩序の維持に関する事項
- (8) 緊急輸送の確保に関する事項
- (9) 河川法第22条に基づく洪水防御に関する事項
- (10) 水防法に基づく水防応急対策の実施に関する事項
- (11) 道路法第68条に基づく措置に関する事項
- (12) 土地改良法第120条に基づく措置に関する事項
- (13) 応援の要求に関する事項
- (14) 警戒区域の設定に関する事項
- (15) 被害状況等の報告に関する事項
- (16) 前各号に挙げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

3 防災業務計画と市地域防災計画との関係

市地域防災計画は、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画に抵触しないこととし、かつできるだけ重複を避けるため当該機関の実施すべき事務又は業務の内容は省き、分担する

基本的事項のみとする。

4 この計画を理解し実施するための留意事項

(1) 関係法律との関係

法第10条（他の法律との関係）に定めるとおり、他の法律に特別の定めがある場合は当該法律に基づいて処理するものとするが、災害応急対策を総合的かつ計画的に推進処理するため、できるだけこの計画を通じてその運用を図るものとする。

(2) 相互協力

法第4条（都道府県の責務）・第5条（市町村の責務）・第6条（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）・第7条（住民等の責務）及び第54条（発見者の通報義務等）の規定を通じて相互に協力する責務を課せられている。この計画の運用についても関係機関はもとより公的団体・個人を含め相互協力のもとに処理することとし、関係機関及び関係者が誠実に各々の責務を遂行することを期待するものである。市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体から物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、市は、近隣の地方公共団体に加え、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。

(3) 市の配慮すべき事項

ア 市長の要請について

市長は、市地域防災計画に基づき災害応急対策の実施が円滑に推進できるよう常に十分な配慮をするとともに、この計画により県その他の関係機関の応援、実施を必要とする場合は遅滞なく、しかも的確に情勢を把握して要請連絡するものとする。要請連絡は、電信電話を問わず、臨機応変の措置をとり、県等の災害応急対策の応援実施が速やかに行えるよう努めるものとする。なお、電信電話等で要請した事項については事後正式書面により処理するものとする。

イ 関係者への周知徹底について

市長は、県がこの計画に基づき施設、物資等のあっせんを行うに当り、これが的確かつ迅速に実施できるよう当該区域内に所在する施設の管理者又は物資等の販売業者に対し、災害時の相互協力について十分周知徹底を図り、所要の配慮をしておくものとする。

(4) 応援の指揮系統

法第67条（他の市町村等に対する応援の要求）、第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）及び第72条（都道府県知事の指示）の定めるところにより応援に従事する者は、市長の指揮の下に行動するものとする。

(5) 協力要請事項の正確な授受

要因の動員協力、物資調達等の要請、あっせん、受諾にあたっては、特に混乱しやすい災害時であり、不正確な授受のため事後責任の所在が不明確になりがちであるので、市町村、関係機関、業者とも相互に要請内容のほか次の事項を確認しておくものと市、事後経費等の精算に支障のないよう留意するものとする。

ア 機関名

イ 所属課名

ウ 氏名

(6) 従事命令等の発動

法律の定めるところにより災害応急対策を実施する場合、必要に応じ従事命令、物資の収用等強制権を発動することとしているが、その行使に当たっては慎重に扱うとともに、関係者に対しては、常にその主旨に沿った行動を徹底させておくものとする。

(7) 標示等

災害応急対応を円滑に処理するため、この計画に定める標示等のほか、必要に応じ他の標示等を設定するものとする。また、設定にあたっては表示等の意義・目的等が正確に判別で

きるように留意する。

(8) 知事による応急措置の代行

法第 73 条（都道府県知事による応急措置の代行）の規定に基づき、市長が実施すべき応急措置を知事が代行する場合、伊豆の国市地域防災計画の定めるところにより行うものとする。

(9) 経費負担

ア 災害応急対策に要する経費については、法第 91 条（災害予防等に要する費用の負担）の定めるところにより「災害救助法」等法令に特別の定めがある場合を除き、その実施の責に任ずる者が負担するものとする。

イ 県が市長の要請により、他の都道府県、市町村あるいは業者等から動員し、又は物資の調達をした場合、経費の積算は応援又は供給をした都道府県、市町村若しくは業者の請求に基づき、県が確認の上それぞれ定められた負担区分により精算するものとする。

第 2 節 組織計画

この計画は、市の災害対策組織体制を明らかにし、応急対策の遂行に支障のないよう措置することを目的とする。

1 災害対策組織

(1) 伊豆の国市防災会議

ア 編成

伊豆の国市防災会議条例（資料編 3-2-1）の定めるところによる。

イ 運営

伊豆の国市防災会議条例（資料編 3-2-1）の定めるところによる。

(2) 伊豆の国市災害警戒本部（第 1 次配備）

ア 編成

次に定める別表（2）による。関係部課長の判断により所属職員を選抜し登庁を指示する。

イ 設置基準と配備体制

次に定める別表（1）による。

ウ 警戒本部の事務分掌

警戒本部の事務分掌は別表（2）によるものとし、災害予防及び災害応急対策を実施する。

(3) 伊豆の国市災害対策本部（第 2 次、第 3 次配備）

ア 編成

伊豆の国市災害対策本部の編成は別表（3）によるものとする。

イ 設置基準と配備体制

次に定める別表（1）による。

ウ 災害対策本部の事務分掌

災害対策本部の事務分掌は別表（4）によるものとする。

エ 運営

伊豆の国市災害対策本部条例（平成 17 年 4 月 1 日条例第 119 号）の定めるところによる。
（資料編 3-2-3）

オ 設置場所

災害警戒本部及び災害対策本部は伊豆の国市役所本庁（3 階会議室）に置くものとする。

(4) 伊豆の国市水防本部

水防本部に関し、必要な事項は〈風水害対策編〉に定めるところによる。ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。

別表（１）災害時の設置基準と配備体制

区分	体制	設置基準	配備体制
本部が設置されないとき	事前配備体制	1) 大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪警報のいずれかが伊豆の国市に発令されたとき 2) 伊豆の国市において、震度4を観測する地震を気象庁が発表したとき 3) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発令されたとき	警戒活動に当り、事態の推移に伴い、速やかに災害警戒本部を設置できる体制（関係各部課の当番職員）
災害警戒本部の設置	第1次配備体制	1) 上記の気象警報のいずれかが伊豆の国市に発令され、危険な状態が予想されるとき 2) 警戒レベル3相当情報が発表されたとき 3) 伊豆の国市に土砂災害警戒情報が発表されたとき 4) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発令されたとき 5) その他の状況により市長が指令したとき	警戒活動に当り、事態の推移に伴い、速やかに対応職員を動員できる体制（別表（２）による）
災害対策本部の設置	第2次配備体制	1) 上記の気象警報あるいは特別警報が発令されており、状況が悪化し大規模な被害が予想されるとき 2) 警戒レベル4相当情報が発令されたとき 3) 台風の襲来が予想されるとき 4) 市内で震度5弱・5強を観測する地震を気象庁が発表したとき 5) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発令されたとき 6) その他の状況により市長が指令したとき	被災情報の収集及び応急対策が実施できる体制（別表（３）による）
	第3次配備体制	1) 大規模な災害が発生したとき 2) 警戒レベル5相当情報が発令されたとき 3) 市内で震度6弱以上を観測する地震を気象庁が発表したとき 4) その他の状況により市長が指令したとき	災害対策が遅滞なく遂行でき、事態の推移に伴い速やかに救援活動等災害対策が円滑に行える体制（全職員）

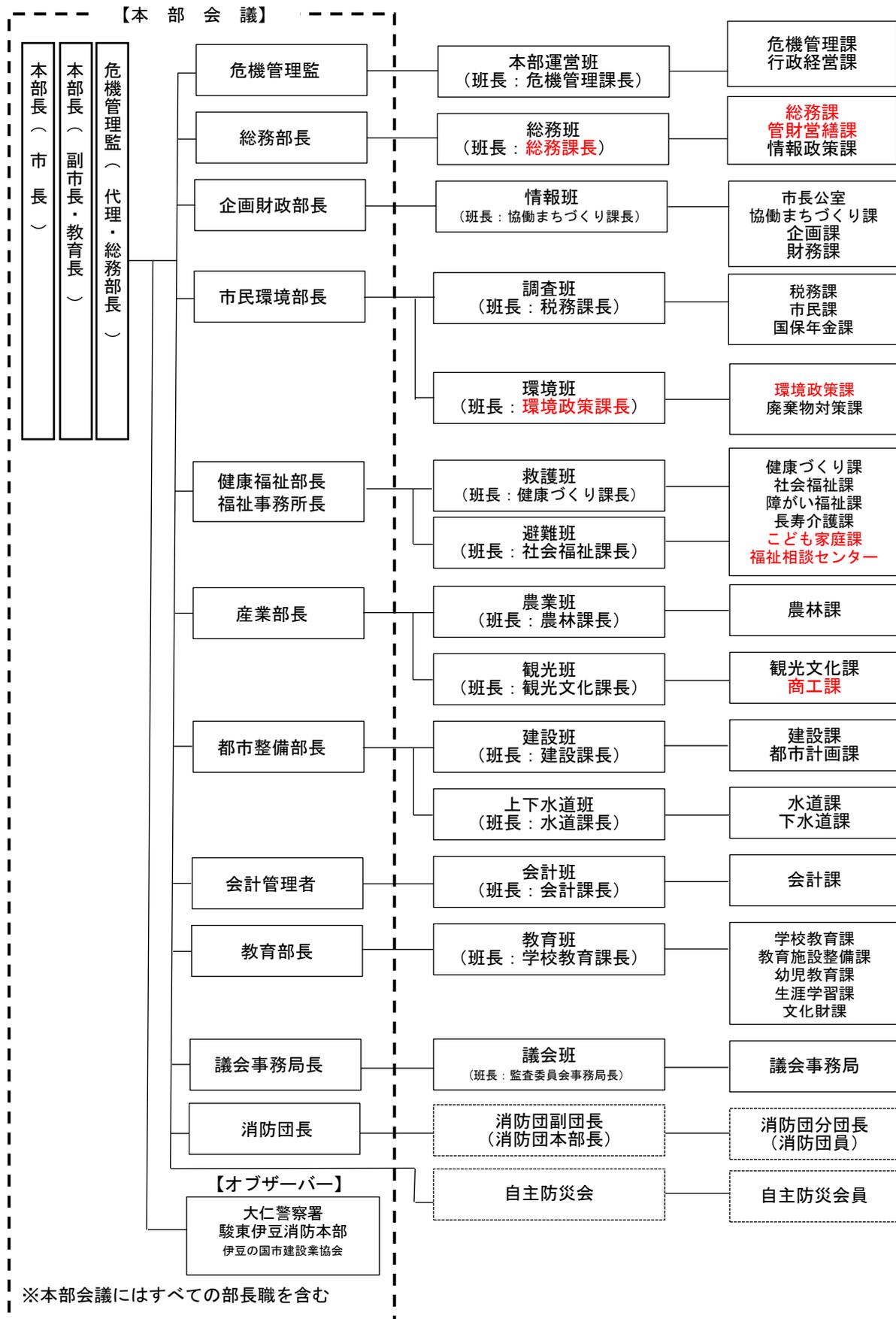
※その他、多数の死傷者が発生し、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生したとき、又はその他知事が指示したときは、状況に応じて必要な体制を執る。

別表（２）災害警戒本部（第１次配備）事務分掌表

*令和５年４月１日以降の組織

本部員	部	課	事務分掌
市長 副市長 教育長 別表(3)に掲げる 本部会議員 消防団長	総務部	危機管理課 行政経営課 管財営繕課	1. 警戒配備体制の総括に関する事 2. 災害の発生するおそれがある場合の配備体制の確立 3. 市防災行政無線（移動系）及び地域防災無線の統制運用に関する事 4. 気象情報等の収集及び伝達に関する事 5. 消防団（水防団）に関する事 6. 水防活動に関する事 7. 住民への同報無線、広報車、広報誌等に関する事 8. 自主防災組織との連絡調整に関する事 9. 市内の情報収集に関する事
		総務課	1. 市役所の総括に関する事
	企画財政部	市長公室	1. 本部長、副本部長の秘書に関する事
		協働まちづくり課	1. 報道機関に対する情報提供に関する事
	健康福祉部	社会福祉課	1. 避難所の開設、運営に関する事
	産業部	農林課	1. 農業施設、農作物等の情報収集に関する事 2. 農道、林道等の調査に関する事 3. 湛水防除施設に関する事 4. ため池の調査に関する事
	都市整備部	建設課 都市計画課 水道課 下水道課	1. 急傾斜地等の調査に関する事 2. 道路、橋梁等の調査に関する事 3. 交通規制に関する事 4. 山、崖崩れ等に関する事 5. 排水機場及び樋管に関する事 6. 河川水位等の調査に関する事 7. 上下水道施設の調査に関する事 8. 水源の調査に関する事 9. 飲料水の供給に関する事 10. 建設業協会の出動要請に関する事 11. 上下水道協同組合の出動要請に関する事

別表（3）伊豆の国市災害対策本部（第2次・第3次配備）編成図 *令和5年4月1日以降の組織



別表（４）伊豆の国市災害対策本部（第２次・第３次配備）事務分掌表

*令和５年４月１日以降の組織

部 本部員	班 主管課	事務分掌
総務部 総務部長 危機管理監	本部運営班 班長：危機管理課長 危機管理課 行政経営課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害対策本部の設置及び運営に関する事 2. 災害応急対策の総括及び調整に関する事 3. 本部長の命令、指示の伝達に関する事 4. 配備体制時の動員及び配備に関する事 5. 国、県及び他の防災関係機関との連絡及び調整に関する事 6. 自衛隊の派遣要請要求、受入れ体制、連絡に関する事 7. 本部全般における資機材の調達、保管、配備に関する事 8. 消防団（水防団）に関する事 9. ヘリポートの設置確保に関する事 10. 緊急輸送活動の総合調整に関する事 11. 市民に対する要請及び指示等の伝達に関する事 12. 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用に係る事務に関する事 13. 市防災行政無線（移動系）及び地域防災無線の統制運用に関する事 14. 災害記録に関する事 15. 自主防災組織との連絡調整に関する事
	総務班 班長：総務課長 総務課 管財営繕課 情報政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 重要な保存文書、公印等の搬出及び保管に関する事 2. 職員及び活動協力者への給食・非常炊出しに関する事 3. 職員の安否確認に関する事 4. 職員の動員調整及び健康管理に関する事 5. 災害対策本部の運営補助に関する事 6. 他自治体応援職員等の受入れ調整に関する事 7. 車両燃料の調達に関する事 8. 市所有車両の管理、車両の調達及び廃車計画に関する事 9. 市営住宅の応急修理に関する事 10. 電子計算機器及び情報通信網の被害調査並びに復旧に関する事 11. 非常用電源の確保に関する事 12. 所管施設の被害調査及び復旧に関する事
企画財政部 企画財政部長	情報班 班長：協働まちづくり課長 市長公室 協働まちづくり課 企画課 財務課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被害情報の収集、集計及び台帳整理に関する事 2. 防災関係機関との情報収集・伝達に関する事 3. 気象、交通、道路、民心動向等の情報収集に関する事 4. 災害時応援協定締結都市との連絡及び調整に関する事 5. 報道機関に対する情報提供、協力要請に関する事

		<ul style="list-style-type: none"> 6. 本部長及び副本部長の秘書に関する事 7. 災害対策の予算措置に関する事 8. 見舞金、義援金の収受、保管に関する事 9. 住民への同報無線、広報者、広報誌等に関する事 10. 災害対策本部の運営補助に関する事 11. 所管施設の被害調査及び復旧に関する事
健康福祉部 健康福祉部長 福祉事務所長	<p>救護班 班長：健康づくり課長 健康づくり課</p> <p>避難班 班長：社会福祉課 社会福祉課 障がい福祉課 長寿介護課 こども家庭課 福祉相談センター</p>	<p>【救護班】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 救護所の開設・運営に関する事 2. 医療救護用資機材及び救急医療品の確保に関する事 3. 医療機関との連絡調整に関する事 4. 感染症予防に関する事 5. 健康支援に関する事 6. 被災時の食糧供給に係る栄養指導に関する事 7. 遺体の処置に関する事 8. 所管施設の被害調査及び復旧に関する事 <p>【避難所】</p> <ul style="list-style-type: none"> 1. 避難所の開設・運営に関する事 2. 避難者の受入れ体制の管理、調整、被災者の生活支援に関する事 3. 避難行動要配慮者の避難支援に関する事 4. 福祉避難所の開設・運営に関する事 5. 災害時のボランティアの受入れや指導に関する事 6. 応急食料・生活必需品の被災者への支給に関する事 7. 生活必需品の配分に関する事 8. 所管施設の被害調査及び復旧に関する事 9. 災害救助法適用に係る救助の委任事項の管理に関する事
市民環境部 市民環境部長	<p>調査班 班長：税務課長 税務課 市民課 国保年金課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1. 被災調査に関する事 2. 家屋被害調査に関する事 3. 災害による税の減免に関する事 4. 防災照明等の発行及び被災者の生活相談に関する事 5. 埋火葬の手続きに関する事 6. 死亡者の戸籍に関する事 7. 韮山・大仁支所における情報収集 8. 所管施設の被害調査及び復旧に関する事
	<p>環境班 班長：環境政策課長 環境政策課 廃棄物対策課</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1. 環境衛生、清掃用資機材及び薬剤の調達に関する事 2. 防疫に関する事 3. 遺体の措置・埋火葬及び遺体収容所の開設・運営に関する事 4. 被災時の動物保護に関する事 5. 一般廃棄物、し尿の収集及び処理に関する事 6. 災害廃棄物の受入れ、処理等に関する事 7. 残骸物等の処理・応急措置に関する事 8. 所管施設の被害調査及び復旧に関する事 9. 仮設トイレ等の設置に関する事
産業部	<p>観光班 班長：観光文化課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> 1. 観光客の安全確保及び避難に関する事 2. 観光客の帰宅困難者等の援護に関する事

産業部長	観光文化課 商工課	<ol style="list-style-type: none"> 3. 観光客の食糧等に関すること 4. 所管施設使用車の安全措置及び避難誘導に関すること 5. 救援物資、備蓄物資、資機材の集積・配給及び炊出しに関すること 6. 応急食料・生活必需品の確保に関すること 7. 長岡総合会館が自主避難所になった場合の運営に関すること 8. 生活必需品等の価格安定に関すること 9. 所管施設の被害調査・復旧に関すること
	農業班 班長：農林課長 農林課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 農林関係施設の被害調査・復旧に関すること 2. 農地、林地、農産物及び畜産等の被害に関すること 3. 家畜の防疫に関すること 4. 死亡獣畜の処理に関すること 5. 所管施設の被害調査及び復旧に関すること
都市整備部 都市整備部長	建設班 班長：建設課長 建設課 都市計画課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 道路、橋梁、河川等の被害調査、警戒及び監視に関すること 2. 緊急輸送路、幹線道路の通行確保及び交通対策に関すること 3. 道路、橋梁等の障害物除去に関すること 4. 道路、橋梁、河川等の災害防止措置、通行規制に関すること 5. 災害危険箇所の安全点検に関すること 6. 建設業協会に対する応援要請に関すること 7. 被災住宅の撤去・応急修理に関すること 8. 土木復旧事業の総括・応急資材の確保等に関すること 9. 公園施設の被害調査・応急復旧に関すること 10. 仮設住宅に関すること 11. 地震被災建築物応急危険度判定実施本部の設置及び運営に関すること 12. 所管施設の被害調査及び復旧に関すること
	上下水道班 班長：水道課長 水道課 下水道課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 上下須藤施設の被害状況調査及び応急復旧措置に関すること 2. 飲料水・生活用水の確保・被災地への供給に関すること 3. 水源の保守に関すること 4. 上下水道協同組合に対する応援要請に関すること 5. 水質検査に関すること 6. 給水施設の安全確保に関すること 7. 所管施設に被害調査及び復旧に関すること
会計 会計管理者	会計班 班長：会計課長 会計課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害経理に関すること 2. 金融機関への連絡調整に関すること
教育部 教育部長	教育班 班長：学校教育課長 学校教育課 教育施設整備課 幼児教育課	<ol style="list-style-type: none"> 1. 所管施設の情報収集に関すること 2. 所管施設の使用に関すること 3. あやめ会館が自主避難所等になった場合の運営に関すること 4. 所管施設の避難所からの情報収集及び伝達に関すること

《 伊豆の国市地域防災計画 一般対策編 》

	生涯学習課 文化財課	と 5. 児童、生徒及び所管施設利用者の安全措置及び誘導に関すること 6. 学校給食センターにおける炊出し等の調整に関すること 7. 災害時の自動・生徒等の教育指導に関すること 8. 所管施設の被害調査及び復旧に関すること
議会事務局 議会事務局長	議会班 班長：監査委員事務 局長 議会事務局 監査委員事務局	1. 本部との連絡に関すること 2. 災害時の議会に関すること

第3節 動員計画

この計画は、市長が動員を命令し、又は要請する場合の対象者及び実施の時期、方法等を明らかにし、応急措置に必要な人員確保の円滑化を図ることを目的とする。また、市長が不在時は副市長（副市長不在時は危機管理監）が動員を命令する。

1 動員の実施基準

(1) 動員の時期

市長が必要と認めるとき、動員対象者のうちから必要とする者に対して行うものとする。

(2) 動員（要請）対象者

- ア 市職員（職員の配備体制に基づく人員構成）
- イ 消防団
- ウ 消防官
- エ 警察官
- オ 自衛官
- カ 医師、歯科医師又は薬剤師
- キ 保健師、助産師又は薬剤師
- ク 市建設業協会
- ケ 関係機関

2 実施方法

(1) 市職員の動員

災害応急対策に必要な市職員の動員は、〈第3章 第2節 組織計画〉に基づき各配備体制区分に従って行うものとし、その概要は次の通りである。

ア 市災害警戒本部職員の動員

警戒配備（第1次配備）職員の動員

イ 市災害対策本部職員の動員

非常配備（第2次・第3次配備）職員の動員

ウ 動員の指令

- (ア) 警戒配備体制時の職員の動員は危機管理監が本部長に協議し、危機管理監が（不在の場合は総務部長（以下すべてこの体制とする。））が行う。
- (イ) 災害対策本部設置時の動員は本部長（不在の場合は副本部長）が行う。
- (ウ) 動員の指令は庁内放送及び電話、メール配信等により連絡をとるものとする。
- (エ) 職員は、動員の指令を受けたときは、直ちに配備体制につかなければならない。なお、連絡を受ける前であっても警報の発令を覚知した場合又は突発的災害や山・がけ崩れ、震度4以上の地震を覚知した場合など状況判断により登庁するものとする。

エ 職員参集の条件

(ア) 警戒配備（第1次配備）

動員対象者は無条件に登庁とする。

(イ) 非常配備（第1次配備）

動員対象者は無条件に登庁とするが、地震による地すべりや道路崩壊により登庁するための道路が寸断された職員は避難所となり得る公共施設にて避難者への対応及び現場での情報収集にあたる。

(ウ) 非常配備（第3次配備）

動員対象者は無条件に登庁とするが、地すべり等の災害や地震などにより職員及び家族に死者やけが人が出た場合は応急措置後に登庁するものとする。また、登庁の途中で救出救助を求められた場合は、職員は災害対策本部の職務を優先し、現場を職員以外の消防団又は自

主防災組織にまかせる。なお、災害発生したことを知ったとき、又は災害が発生するおそれのあることを知ったときは、直ちに登庁するものとする。

(2) 消防団の動員

市長は、災害の発生のおそれがあるとき、又は災害が発生し応急措置の実施が必要であると認められたときは、消防団長に出動を命ずる。

(3) 警察官の応援動員要請

市長は、災害の発生のおそれのあるとき、又は災害が発生し、応急措置の実施が必要であると認められたときは、大仁警察署長に対し、出動を要請するものとする。

(4) 自衛隊の派遣要請の要求

自衛隊の派遣要請の要求を行う場合の必要事項は、〈第3章 第2節 自衛隊派遣要請要求計画〉の定めるところにより行うものとする。

(5) 医療助産関係者の応援動員要請（従事命令を含む）

医師、歯科医師、薬剤師、看護師又は助産師の応援動員要請に関し必要な事項は〈第3章 14節 医療助産計画〉の定めるところによる。

(6) 伊豆の国市建設業協会の応援動員要請

市長は、災害の発生のおそれがあるとき、又は災害が発生し応急措置の実施が必要であると認められるときは、伊豆の国市建設業協会に対し、災害時における応急対策業務に関する協定に基づき出動を要請するものとする。なお、同市建設業協会は、市長からの要請がなくとも自主的に管内を巡回し被害状況の把握に努め、被害を発見した場合は直ちに市災害対策本部に連絡し応急対応するものとする。

(7) 関係機関等への協力要請

災害応急対策又は災害復旧の実施にあたり、当該機関の応援動員のみでは不足する場合に、次のとおり職員の応援動員の要請等をするものとする。

ア 指定地方行政機関の長に対して行う派遣要請

次の事項を明らかにしたうえで派遣を要請する。

(ア) 派遣を要請する理由

(イ) 派遣を要請する職員の職種別人員数

(ウ) 派遣を必要とする機関

(エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) その他職員の派遣について必要な事項

イ 知事に対する職員の派遣あっせん

このほか法第30条の規定に基づき、知事に対し、次の事項を明らかにした上で職員の派遣についてあっせんを求めることができる。

(ア) 派遣のあっせんを求める理由

(イ) 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数

(ウ) 派遣を必要とする機関

(エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件

(オ) その他職員の派遣あっせんについて必要な事項

ウ 知事に対する応援の要求等

次の事項を明らかにした上で応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。

(ア) 応援を必要とする理由

(イ) 応援を必要とする人員、資機材等

(ウ) 応援を必要とする場所

(エ) 応援を必要とする機関

(オ) その他応援に対し必要な事項

エ 他の市町村に対する応援の要求

他の市町村等とあらかじめ締結した災害時の応援協定等（資料編3-3-1）に基づき、応援

を求めるものとする。なお、市は災害時の応援協定について、各部署の業務等を通じ交流を持つ市町村等と締結することを促進するものとする。

3 受入体制の確立

- (1) 全ての応援動員者の作業が効率的に行われるよう、応援動員者の受入体制に支障のないよう措置するものとする。
- (2) 動員により応援を受ける場合は、応援動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を確立しておくとともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。
- (3) 市は、庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等により、応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。
- (4) 市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

第4節 通信情報計画

この計画は、市、県及び関係機関との通信系統及び市の実施すべき事項を明らかにして、情報連絡が円滑に行われるよう措置することを目的とする。なお、事前配備体制から市災害対策本部設置に至るまで、原則としてこの計画によるものとするが、突発的災害の発生時には、〈第3章 第33節 突発的災害に係る応急対策計画〉により、情報の収集、伝達を実施するものとする。

1 通信系統

県と市とを結ぶ通信連絡手段は防災行政無線とする。市内は電話連絡とし、必要に応じ、地域防災無線、簡易無線、アマチュア無線、伝令派遣員等で対応する。(資料編3-4-1)

なお、連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報ルートの多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など体制の確立に努めるものとする。

災害が発生し、もしくは発生するおそれがある場合における必要な情報の収集、又は連絡は主要関係機関一覧表(資料編1-1-1)及び情報通信系統図(資料編3-4-1)並びに災害対策本部無線一覧表(資料編3-4-2～3-4-4)によるものとする。

市、放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を、大規模停電時を含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。

2 気象等(気象、地象、地動及び水象)に関する情報の収集及び伝達

- (1) 気象予報・警報等は防災行政無線、土木事務所、テレビ、ラジオから収集し、伝達は前記通信系統図、災害対策本部無線一覧表の通信施設を活用して行うものとし、可能な限り要配慮者に配慮した情報の伝達に努めるものとする。
- (2) 水防に関する情報は、防災行政無線、土木事務所、テレビ、ラジオ及び警戒中の消防団(水防団)から収集し、伝達は〈第3章 第24節 水防計画〉の定めるところによる。
- (3) 地震に関する情報は、防災行政無線、テレビ、ラジオから収集し、伝達は地震対策編の定めるところによる。
- (4) 気象予報・警報等の種類と発表基準は、(資料編3-4-5)に示すとおりである。
- (5) 山・がけ崩れ等の危険情報は、自主防災組織及び消防団(水防団)等から収集した伝達は前記通信系統図を活用して行う。

3 災害通信方法

- (1) 災害通信の受領並びに伝達要領
 - ア 県等から伝達される気象予報・警報等収集、伝達は平常時においては危機管理課が受領し、必

要と認める各部課に伝達するものとする。

- イ 勤務時間以外における情報は、宿日直者が受領し、必要に応じて、危機管理課長に伝達するものとする。
 - ウ 危機管理課長は、上司の命令があったとき、又は状況により必要と認めたときは、関係職員に伝達するものとする。
 - エ 配備体制時においては、危機管理課が受領する。
- (2) 災害通信施設の設置場所等
災害通信施設の設置場所及び出力等は、前期災害対策本部無線一覧表（資料編 3-4-2～3-4-4）によるものとする。

4 通信連絡の混乱防止（N T T系）

大規模な自然災害や警戒宣言が発令された場合、全国から電話がかけられ、電話の錯綜が考えられる。この場合、緊急かつ重要な通話を確保するために、市の同時通報用無線により住民に対して電話利用の制限についての広報を行う。また、実施はN T Tから連絡があってから実施するものとし、広報文は資料編（3-4-6）に示す。

5 応急措置に必要な情報の収集伝達

原則として消防団が情報収集にあたるが、自主防災組織等は自主的に状況把握に努め、危険が予想される状態等災害防止の参考となる事項について関係分団長に連絡するか、場合によっては直接市に連絡する。また、市は警察官等からも情報の収集に努め、必要により関係者に伝達する。

6 被害状況等の報告

(1) 市長に対する報告

- ア 各班長等は災害が発生した場合、又は発生が予想される場合は、被害状況報告書により所管事項に係る被害状況及び災害情報を収集して市長に報告するものとする。
- イ 大仁警察署長は、災害情報を市長に伝達するものとする。

(2) 知事に対する報告

ア 被害速報（随時）

市長は、災害が発生したときから応急措置が完了するまで、（資料編 3-4-7に定める＜被害程度の認定基準＞に基づき、資料編（3-4-8）＜被害速報（随時）＞により、市を直轄する県東部方面本部長（東部地域局長）を経て、県本部長（知事）に被害状況等を報告する。ただし、県東部方面本部長（東部地域局長）に連絡がつかない場合は県本部長（知事）に、県本部長（知事）に連絡がつかない場合は内閣総理大臣に報告する。この場合、報告すべき事項、方法等は、県東部方面本部長（東部地域局長）への報告に準ずるものとする。なお、連絡が付き次第、県本部長（知事）及び県東部方面本部長（東部地域局長）にも報告する。

イ 定時報告

市長は定められた時間に県東部方面本部長（東部地域局長）に提示報告する。市長は可能な限り最新の被害状況を把握するよう努める。報告時間については災害発生の都度県が定める。

ウ 確定報告

市長は、被害状況確定後速やかに「被害状況報告書」により県東部方面本部長（東部地域局長）を経由して県本部長（知事）に文書をもって報告するものとする。

(3) 知事に報告すべき災害

法第 53 条第 1 項の規定に基づき、市が県に報告する事項は下記のとおりとする。

- ア 「災害救助法」の適用基準に合致するもの
- イ 市が災害対策本部を設置したとき
- ウ 災害による被害に対して国の特別財政援助を要するもの
- エ 災害による被害が当初は軽微であっても、今後ア～ウの要件に該当する災害に発展するおそ

れがあるもの
 オ 地震が発生し、市の区域内で震度 4 以上を記録したもの
 カ 火山噴火や竜巻等を発見した通報を受け、その災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるものについては、気象庁（0570-015-024）へ通報するものとする。
 （消防庁応急対策室）

時間	種別	地域衛星通信ネットワーク	消防防災無線	N T T 有線
	平日（9：30～18：15）	電話	8-048-500-90-49013	8-90-49013
F A X		8-048-500-90-49033	8-90-49033	03-5253-7537
上記以外	電話	8-048-500-90-49102	8-90-49102	03-5253-7777
	F A X	8-048-500-90-49036	8-90-49036	03-5253-7553

(4) 伊豆の国市防災会議に対する報告
 必要に応じ、被害状況及び応急対策等の措置について、市防災会議に報告するものとする。

7 県に対する要請事項

県に対し要請すべき事項がある場合は、他の計画に定める必要事項を具備して要請する。

8 通信施設の利用方法

(1) 同時通報用無線の活用

災害が発生したとき、又は発生のおそれがあるときは、同時通報用無線を活用し住民に情報の周知徹底を図る。

(2) 非常通信の利用

災害の発生により優先通信回線の利用ができなくなった場合、地域防災無線をはじめ防災関係各機関の非常通信（県防災行政無線（地上系、衛星系）や防災相互無線等）を最大限に活用し、非常の際における通信連絡網の確立を図る。

(3) 報道機関への協力要請による伝達

広範囲の住民に伝達する場合は、情報を報道機関に提供し、ラジオ、テレビを用いて周知を図る。特に避難情報については、災害情報共有システム（Lアラート）を活用して、迅速かつ確に情報発信を行う。

(4) 電気事業者

停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

(5) 電気通信事業者

通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。

第5節 災害広報計画

この計画は、災害時に住民に対し必要な情報を提供して民心の安定を図るとともに、県、関係各機関及び報道機関との協力体制を定め、広報活動の万全を期することを目的とする。なお、その際、高齢者、障害のある人、外国人等要配慮者に配慮した広報を行うものとする。

また、居住地以外の市町に避難する被災者に対して、必要な情報を容易かつ確実に受け取れることができる体制の整備を図るものとする。

市及びライフライン事業者は、住民等からの問い合わせ等に対応する体制について、あらかじめ計

画しておくものとする。

また、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、県及び警察と連携し、氏名等の公表を前提とした安否不明者、行方不明者及び死亡者の情報収集・把握、関係者との調整、名簿の作成等を行う。

1 広報の内容等

災害初期における各種の混乱防止、被害の実情周知による民心の安定、復興意欲の高揚を図るため、静岡県が定める「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」（以下「情報広報実施要領」という。）等に基づき、避難地の住民及びその他の者に対し次の内容の広報を行うとともに、被災者又は関係者からの家族の消息、医療、救護、交通事情等に関する公的機関における相談業務を必要に応じて実施するものとする。

- (1) 気象、地象、水象に関する情報
- (2) 地震発生時の注意事項、特に出火防止・余震に関する注意喚起
- (3) 電気、ガス、水道、電話、道路等被害状況及び復旧見込み
- (4) 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- (5) 防災関係機関の対応状況及び復旧見込み
- (6) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (7) その他民心の安定及び社会秩序保持のための必要事項

2 広報の方法

- (1) 連絡の協調、情報の収集及び取材

ア 県との連絡を密にし、災害情報及び被害情報を迅速、正確に収集して通報及び発表の体制を整え、同時通報用無線、広報車等あらゆる広報手段を使って広報する。

イ 被災地の状況を写真などで取材するものとする。

3 住民に対する広報

- (1) 災害発生前における広報活動

ア 広報の方法

同時通報用無線、広報車等による広報のほか、状況により、消防団（水防団）、自主防災組織等を通じ周知徹底を図る。

イ 広報の内容

災害の推移、被害の防止に必要な注意事項、避難の準備、避難のための立ち退きの指示、応急措置の状況等の広報を行う。

- (2) 災害発生中の広報活動

ア 広報の方法

同時通報用無線、広報車等による広報のほか、消防団（水防団）、自主防災組織等を通じ周知徹底を図る。また、必要に応じ、テレビ、ラジオ等による広報を要請する。

イ 広報の内容

災害の推移、被害の防止に必要な注意事項、避難の準備、避難の指示、応急措置の状況等の広報を行う。

- (3) 災害発生後の広報活動

ア 広報の方法

同時通報用無線、市用防災行政無線（個別受信機を含む。）、広報車、広報誌、チラシ等による広報の他、消防団（水防団）、自主防災組織等を通じ周知徹底を図る。また、テレビ、ラジオ、新聞等報道機関に協力を要請し、広報活動の周知徹底を期するものとし、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。特に、避難地及び避難所での広報については混乱や流言飛語を防ぐために、伝言板等への貼り紙（チラシ含む）により書面をもって伝達するものと

する。

4 報道機関に対する協力

(1) 情報発表者

市災害対策本部において報道機関に対し災害情報を発表する場合の情報発表者は、情報班長とする。

(2) 情報発表方法

報道機関に対する情報の発表は、臨時に設置するプレスルームにおいて行うものとする。

(3) 情報発表内容

発表する情報の内容は、災害の種別、発生の場所及び日時、被害状況、応急対策の状況、住民及び被災者に対する広報資料等とする。

5 広報機関に活用

(1) 市が災害対策上必要な事項を住民に対して周知する場合は、次にあげる各種の媒体を活用して行う。また、災害時情報共有システム（Lアラート）を介したメディアの活用を図る。停電や通信障害発生時には、情報を得る手段が限られることにも配慮する。

ア 同時通報用無線

イ 印刷媒体

(ア) 広報いずのくに

(イ) 地区回覧板

(ウ) ポスター・チラシ等

(エ) 新聞

ウ 視聴覚媒体

(ア) ラジオ放送（日本放送協会、静岡放送株式会社、静岡エフエム放送株式会社、株式会社エフエムみしま・かんなみ、株式会社FMいずのくに）

(イ) テレビ放送（日本放送協会、静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ）

(ウ) 市広報車

(エ) 消防団消防ポンプ車

(オ) インターネット（県・市ホームページ、メール配信、LINE、「静岡防災」Twitter、Facebook）

(2) 外部機関からの広報事項の受領

市（災害対策本部）は、外部機関からの災害対策に関する事項について、市の広報媒体の活用により広報を依頼された場合は、これを受領し、その広報にも必要な媒体を活用するものとする。

市以外の広報媒体を利用しなければならないときは、その都度関係機関と協議するものとする。

(3) 報道機関からの災害記録写真の収集

市（災害対策本部）が災害記録を収集しようとする場合、報道関係が撮影したものについて提供を依頼する。

(4) 経費負担区分

ア 市がラジオ放送及びテレビ放送を活用する場合の経費は、放送依頼時において、その都度協議して定める。

イ 報道機関から災害記録写真を収集する場合に要する経費は、市が負担するものとする。

ウ 外部機関が収集した災害情報の提供を受けようとする場合の経費は、その都度協議して定める。

第6節 災害救助法の適用計画

この計画は、「災害救助法（昭和22年法律第118号）」に基づく救助の円滑な実施を図り、もってそ

の万全を期することを目的とする。

1 災害救助法の適用基準

「災害救助法」の適用基準は、「災害救助法施行令（第22年政令第225号）」第1条に定めるところによるが、市において具体的に「災害救助法」の対象となる程度の災害は、次のいずれかに該当する災害である。

- (1) 市の区域内において、60世帯数以上の住家が滅失したとき。
- (2) 県の区域内において、2,500世帯以上の住家が滅失した場合であって、市内で前記(1)の半数以上の住家が滅失したとき。
- (3) 県の区域内において、12,000世帯異常の住家が滅失した場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、り災の救護を若しくは困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。
- (4) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき。

2 被害世帯の算定基準

(1) 被害世帯の算定

前記2(1)～(3)に規定する住家が滅失した世帯の算定にあたっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、床上浸水、土砂の堆積等により維持的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

(2) 住家の滅失等の認定

ア 滅失（全壊・全勝・流失）

住家その居住のための基準的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損傷が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。具体的には、次のいずれかに該当するものとする。

- (ア) 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの。
- (イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。

イ 半壊・半焼

住家その居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの。具体的には、次のいずれかに該当するものとする。

- (ア) 損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの。
- (イ) 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。

ウ 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの。

- (ア) 前記ア、イに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの。
- (イ) 土砂、竹木等の堆積等により一時的に居住することができないもの。

(3) 世帯及び住家の単位

ア 世帯

生計を一にしている実際の生活単位をいう。

イ 住家

現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常的に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

3 災害救助法の適用手続き（資料編 3－6－1 災害救助事務手順表）

市の報告

市長は、市の区域内に災害が発生したときは、速やかに当該災害の状況及びこれに対してとった措置の概要を県東部方面本部長を経由して県知事へ報告する。

4 災害救助法事務

市における被害が、前期「災害救助法」の適用基準のいずれかに該当している場合、次にあげる応急救助事務について、知事からその事務の内容及び期間について救助委任通知を受ける。

避難班は、救助情報を把握した上で、速やかに所管課に対し救助対応についての指示を行う。

- (1) 避難所の設置及び内容
- (2) 炊出し、その他による食料品の給与
- (3) 飲料水の供給
- (4) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
- (5) 医療及び助産
- (6) り災者の救出
- (7) り災者の住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 遺体の搜索
- (11) 遺体の処理
- (12) 災害によって居住又はその周辺に運ばれた土砂、竹木等で日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

5 災害住居法費用限度額

費用限度額は資料編（3－6－2）による。

6 一時繰替支弁

市は、救助に要する費用を県が支弁する暇がない場合は、一時繰替支弁する。

7 災害救助法適用外の災害

「災害救助法」が適用されない災害の場合は、被災の状況により市長の責任において救助を実施する。

第7節 避難救出計画

1 避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、市長は防災関係機関と連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講ずる。

その際、市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。特に、高齢者や障害のある人等、避難行動に時間を要するよう配慮者（以下「避難行動要支援者」という。）が迅速に避難できるよう、避難準備・高齢者等避難開始の伝達を行うなど、自らが定めるマニュアル・計画に沿った避難支援に努める。

地震災害発生時においては、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難生活を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、市及び県は適切な措置を講じ、住民等

の生命、身体の安全確保に努める。

住民は、避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。なお、地震災害発生時においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。

(1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

市長は、住民の生命又は身体を災害から保護及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難情報を発令する。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難情報は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。また、避難指示等の発令にあたり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

ア 避難情報により立退き避難が必要な住民等に求める行動

警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）	住民等がとるべき行動
警戒レベル 1	早期注意情報（警報級の可能性）※1 （気象庁が発表）		・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。
警戒レベル 2	大雨注意報・洪水注意報（気象庁が発表）	・氾濫注意情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（注意）	・ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難地や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難に備え自らの避難行動を確認する。
警戒レベル 3	高齢者等避難（市長が発令）	・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒） ・大雨警報（土砂災害） ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（警戒）	危険な場所から高齢者等避難 ・高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
警戒レベル 4	避難指示（市長が発令）	・氾濫危険情報 ・洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（非常に危険） ・土砂災害警戒情報 ・土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（非常に危険）	危険な場所から全員避難 ・安全な場所にいる人は、避難する必要はない。 ・避難地への立退き避難に限らず、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への避難や、自宅・施設等の浸水市内上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により「屋内安全確保」を行う。

警戒レベル5	緊急安全確保 (市長が発令)	<ul style="list-style-type: none"> ・氾濫発生情報 ・大雨特別警報(浸水害)※2 ・大雨特別警報(土砂災害)※2 	命の危険、直ちに安全確保 ・避難地へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。ただし、災害発生・切迫の状況で本行動を安全にとることができるとは限らず、また行動をとったとしても美濃安全を確保できるとは限らないことに留意する。
--------	-------------------	--	--

注1 市長は、住民に対して避難情報を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

注2 市長が発令する避難情報は、市が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注3 土砂キキクル(大雨警報(土砂災害)の危険度分布)、県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

注4 ※1の「早期注意情報(警報級の可能性)」は、5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位(東部、中部など)で、2日先から5日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(静岡県)で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

注5 ※2の大雨特別警報は、洪水や土砂の発生情報ではないものの、災害がすでに発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報[洪水]や警戒レベル5相当情報[土砂災害]として運用する。ただし、市長は警戒レベル5の緊急安全確保の発令基準として用いない。

イ 実施者

(7) 緊急安全確保、避難指示

a 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことより、かえって人の生命又は身体に危険が及びおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。

さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事による避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関する助言を参考とするとともに、これら避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確保に努める。

市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う。(法第60条)

b 市長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。

c 市長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等にもとづき、避難行動要支援者への避難指示を実施する。

d 市長による避難指示ができない場合、又は市長から要求した場合は、関係法令により、次の者が指示等を行うことができるとされている。

○災害対策基本法第 61 条：警察官は、市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、避難のための立退きを指示することができる。

○自衛隊法第 94 条：災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる。

○水防法第 29 条：水防管理者は、洪水により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる。

(イ) 「高齢者等避難」の発令・伝達

市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難情報の判断・伝達マニュアル」等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する。

(2) 住民への周知

市長等は、避難指示（緊急）等の実施にあたっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系、個別受信機を含む。）、広報車、Lアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、LINE、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮するものとする。

(3) 避難者の誘導等

ア 市

住民の避難誘導に際し、自主防災組織等の避難誘導等の避難誘導のもとに、子ども、高齢者、病人等の保護を優先するなど要配慮者に特に配慮した避難誘導を実施するものとする。また、避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察官、自衛官等と相互に密接な連絡をとるとともに必要に応じて出動を求めるものとする。

併せて、市は、避難誘導にあたっては、避難地及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の存在等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

イ 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

ウ 避難路の確保

市及び道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

(4) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、市長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。法第 63 条第 2 項及び第 3 項の規定により、警察官又は自衛官は市長の職務を行うことができるとされ、この規定による警戒区域が設定された場合は、市長はその旨の通知を受けるものとする。

また、市が事務の全部及び大部分の事務を行うことができなくなったときは、法第 73 条第 1 項の規定により、知事が市長に代わり警戒区域の設定、立入りの制限、退去命令などを実施しなければならないとされている。

2 被災者の救助

(1) 基本方針

ア 救出を必要とする負傷者等（以下「負傷者等」という）に対する救出活動は、市長が行うことを原則とし、県、県警察及び自衛隊は、市長が行う救出活動に協力する。

イ 市及び県は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名等について公表する。

ウ 市は、区域内における関係機関による救出活動について総合調整を行う。

エ 自主防災組織、事業所等及び住民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。

オ 自衛隊の救出活動は、「第 27 節 自衛隊派遣要請要求計画」の定めるところにより行う。

カ 救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

(2) 実施内容

ア 市

(ア) 平素より救出資機材の配備、救急薬品など救急資材の配備などについても十分検討し、準備を整えておく。

(イ) 職員を動員し負傷者等を救出する。

(ウ) 市長は、隣保相互の精神を訴え、住民及び企業、団体等にある自警団、奉仕団、救助隊に対し救助活動に積極的に協力するよう呼びかける。

(エ) 重傷者を安全な地域や病院まで空輸し、又は火に包囲されて脱出できない人々を空から救助するなど、ヘリコプター使用による救助活動計画を十分検討し、事前に樹立しておく。

(オ) 市長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する、また必要に応じ民間団体の協力を求める。

- ・ 応援を必要とする理由
- ・ 応援を必要とする人員、資機材等
- ・ 応援を必要とする場所
- ・ 応援を必要とする期間
- ・ その他周囲の状況等応援に関する必要事項

イ 自主防災組織、事業所等

自主防災組織及び事業所等の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。

(ア) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。

(イ) 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努めること。

(ウ) 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。

(エ) 自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察機関、警察と連絡をとりその指導を受けるものとする。

(オ) 救出活動を行うときは、可能な限り市、消防機関、警察と連絡をとりその指導を受けるものとする。

3 避難地への避難誘導・運営

(1) 避難地への職員等の配置

市が設定した避難地には、避難用有働、情報伝達、応急救護のため職員（消防団を含む）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。

(2) 地震災害発生時における避難方法

災害の状況により異なるが原則として次により避難する。

要避難地区で避難を要する場合

ア 火災が発生し、広範囲に延焼するおそれがある地域

(ア) 火災が延焼拡大し、近隣住民等による消火が不可能になった場合、住民等は協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。

(イ) 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という）は、集合場所を中心に組織をあげて消火・救出・救護・情報活動を行う。

(ウ) 住民等は集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織の単位ごとに可能な限り集団避難方法により一次避難地又は広域避難地へ避難する。

(エ) 一次避難地へ避難した住民等は、当該一次避難地に危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごと市職員、警察官、自衛官の誘導のもとに、幹線避難路を経て広域避難地へ避難する。

イ 山・がけ崩れ危険予想地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。

＜その他の区域で避難を要する場合＞

住民等は、災害が拡大し危険が予想される時は、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。

(3) 幹線避難路の確保

市は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図る。

(4) 避難地における業務

ア 要請等により避難地に配置された市職員等は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。

(ア) 火災等の危険の状況に関する情報の収集

(イ) 地震等に関する情報の伝達

(ウ) 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等）

(エ) 必要な応急救護

(オ) 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引渡し又は避難所への移動

イ 市が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力する。

4 避難所の開設・運営等

市長は、災害が発生し、家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民等を臨時に受入れることのできる避難所を開設し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保険医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、市が設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保険医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

(1) 避難所の開設

ア 市

避難が必要と判断した場合は、安全な避難所を指定し、周知するとともに、速やかに管理するための責任者を派遣し、災害の規模に応じて、必要な避難所を可能な限り当初から開設する。

また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。避難所の安全確保と秩序維持のため、必要により警察官の派遣を要請する。

また、避難所に適する施設のない地域、避難所が使用不能となった場合又は被災者が多数のため避難所に避難しきれなくなった場合には、公園、広場を利用して、野外に建物を仮設したり、天幕を設営するなどの措置をとる。この場合、仮設に要する資機材については、平素より調達可能数を把握確認しておく。

市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル、旅館等の活用を含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。また、要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、旅館・ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるとともに、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数をこえることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難

所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

イ 県

市からの要請については、県が県内の他の市町への応援の指示、全国知事会等への応援要請などにより施設の確保を図るとともに、関係機関への協力を得て避難者を移送するための措置を講じる。

また、市から報告した避難所の開設に係る情報は、県と国が共有に努める。

(2) 避難所の管理、運営

市は、施設管理者等の協力を得て、避難所を管理、運営する。

ア 避難所受入れの対象者

(ア) 災害によって現に被害を受けた者

a 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること

b 現に災害を受けた居住の場所を失った者であること

(イ) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

a 避難指示が発せられた場合

b 避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合

(ウ) その他避難が必要と認められる場合

イ 避難所の管理、運営の留意点

市は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

(ア) 避難所ごとに受入避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント、車等避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握並びに県への報告

(イ) 混乱防止のための避難者心得の掲示、流言飛語の流布防止、不安解消のための正しい情報の案内

(ウ) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示

(エ) 避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給及びトイレ設置の状況等の把握

(オ) 避難行動要支援者への配慮

(カ) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、段ボールベッド、パーティション等の活用状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、厚さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握並びに必要な措置の実施

(キ) 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置の実施

(ク) 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮

(ケ) 相談窓口の設置（女性指導員の配置）

(コ) 高齢者、障害のある人、性的マイノリティ、乳幼児等の要配慮者への配慮

(サ) 避難所運営組織に男女同数選出する等、男女双方の意見が取り入れられる体制への配慮

(シ) 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮

(ス) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮

(セ) 避難所における女性や子供等に対する性犯罪・性暴力・DVの発生を防止するための女性用トイレと男性用トイレの分離、昼夜問わず安心して使用できる場所へトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DVに係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性や子供等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談の提供

(ソ) ペットのためのスペース確保、必要な支援を受けるための県動物保護協会及び獣医師会等

関係機関との連携及び飼い主の周辺への配慮の徹底

- (タ) 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めること
- (チ) 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換を行うこと
- (ツ) 被災地において新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生、拡大がみられる場合の防災担当部局と保健福祉部局が連携した感染症対策として必要な措置の実施及び自宅療養者等が避難所に避難する可能性を考慮した保健福祉部局から防災担当部局ほへの避難所運営に必要な情報の共有

(3) 避難所の早期解消のための取組等

市は、県と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

また、市は、被災建築物応急危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、市は、県、関係機関と連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する被災者が早期に日常生活を取り戻すための方策を検討する。

5 避難行動要支援者への支援

市は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

(1) 避難行動要支援者の被災状況の把握等

ア 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

(ア) 安否確認・避難誘導

市は、発災時等においては、避難行動要支援者名簿を効率的に利用し、避難支援計画等に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障害のある人その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるよう努める。また、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。

さらに、市は、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。

(イ) 被災状況の把握

市は、所管する社会福祉施設等の設備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

イ 福祉ニーズの把握

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスを組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

(2) 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れにあたって、避難行動要支援者に十分配慮するものとする。特に、避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、情報の提供についても十分配慮する。

ア 在宅福祉サービスの継続的提供

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

その再には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

イ 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

市は、被災により、居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送ることができるよう支援を行う。

ウ 広域支援体制の確立

市が被災した場合に、介護職員等の福祉関係職員の派遣や避難行動要支援者が他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行われるよう、県が広域調整を行うなど支援体制の確立を図り、国や近隣都県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得る。

市は、避難行動要支援者に関する被災状況等の情報を集約し、県が行う広域支援に協力する。（若しくは、必要に応じて県に広域支援を要請する。）

6 広域避難・広域一時滞在

本市が被災した場合は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災市町の区域外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で自ら他の都道府県の市町村に協議することができる。

市は、大規模広域災害時に円滑な避難が可能となるよう、広域一時滞在に係る応援協定を他の地方公共団体と締結するなど、発災時の具体的な避難や受入れの方法を定めるよう努めるものとする。また、市は、避難所及び避難地を指定する際に併せて広域避難の用に供することについても定めるなど、他の市町村から避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

富士山の噴火に係る広域避難については、県、避難実施市町及び避難受入市町が行う事項を「富士山火山噴火広域避難計画」（富士山火山防災対策協議会作成）に定めていることから、関係市町は同計画を踏まえ、発災時の具体的な受入れ方法を定めるよう努めるものとする。

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、ほかの地方公共団体との応援協定の締結や広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送の円滑な実施に資するため、運送事業者等との協定の締結等災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

また、国、運送事業者等とともに、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

なお、市は、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下「政府本部」という。）、指定行政機関、公共機関及び事業者とともに、避難者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるよう努めるものとする。

区分	内容	
県内市町への避難	本市が被災した場合	県内他市町への受入れについては、当該市町へ直接協議する。 広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、避難先の避難所には可能な限り職員を配置し、避難者の状況把握に努める。

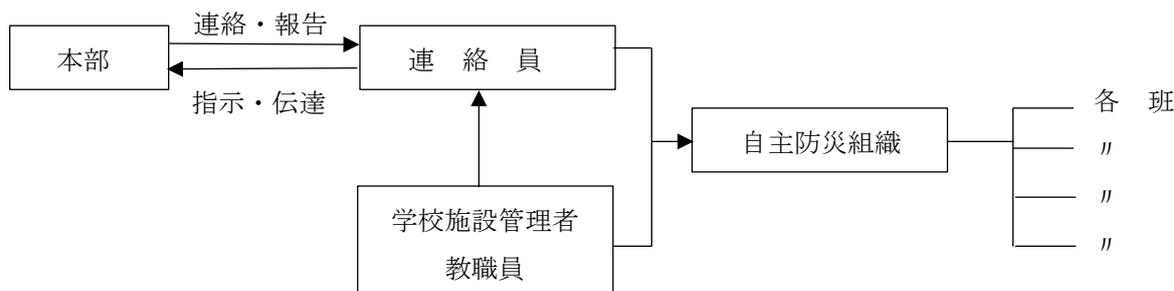
	本市が受け入れる場合	広域避難を受け入れる市町は、被災市町と協力して避難所の開設・運営等を行う。 市町は、避難地を指定する際に、広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。
県外への避難	本市が被災した場合	他の都道府県への受入れについては、県に対し当該都道府県との協議を求める。 広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、受入市町と協力して、広域避難者に対して必要な情報や支援が提供できる体制の整備に努める。

第8節 避難所運営計画

この計画は、避難所に避難した住民の管理及び公平な避難所運営を行うことを目的とする。

1 避難者の管理体制

(1) 避難所に配置された連絡員（市職員）は、学校施設管理者の教職員及び自主防災組織等と協力して管理にあたるものとする。



(2) 連絡員は自主防災組織と協力して住民を含めた管理班を編成する。必要となる管理班は概ね下記のとおり。

- ア 人員確認班 … 避難者の推移をチェックし名簿を管理する。（資料編3-8-1）
- イ 介護支援班 … 避難所内の要介護者に対する家族の介護を支援する。
- ウ 物資配分班 … 物資が供給される際に公平な配分を行う。
- エ 炊き出し班 … 避難所での炊き出し等を行う。
- オ 施設整備班 … 避難所施設等の整備や衛生管理を行う。

2 避難所連絡員の行動

- (1) 連絡員は、避難指示が発せられたとき、又は上司の命令があった場合、直ちに配置につくものとする。
- (2) 連絡員は、自主防災組織、消防団、警察署等関係機関と緊密な連携のもとに避難所の運営にあたるものとする。
- (3) 連絡員は、避難所への受入人員や氏名を一覧表として把握（資料3-8-1）するとともに傷病人が発生した場合は、速やかに本部に報告（資料3-8-2）し、適切な措置を講ずるものとする。
- (4) 連絡員は、避難所の安全管理上、適切な受入人員の把握に努め、受入能力からみて危険があると判断したときは、速やかに本部と連絡をとり適切な措置を講ずる。
- (5) 連絡員は、常に本部と情報連絡を行い、正しい情報を収容者に知らせて、流言飛語の流布防止と不安解消に努める。
- (6) 本部は、避難所に新たな災害等によって危険が迫った場合の再避難に備えて、避難経路、避難地等について常に情報収集し、把握に努める。

- (7) 連絡員は、避難所内に傷病者がいることを認めた場合は、速やかに本部と連絡をとり適切な措置を講ずる。
- (8) 連絡員は、避難者が避難場所を移動（自宅へ帰宅、縁故避難、入院等）する場合は、資料編（3-8-1）の名簿により、移動先を明記及び管理する。
- (9) 給食、給水その他当面必要とされる物資の配給当にあたっては、本部と連絡をとり、避難者の不平不満がないように努める。避難所用品等の調達、あっせんは商工担当課が主体となり、市商工会に要請するほか流通業者にも応援を依頼する。
- (10) その他避難所の安全管理において必要と認められる事項に関しては、本部と連絡を密に取り合い、措置をする。

3 警察官の配置要請

避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の配置を要請する。

4 避難者状況把握

(1) 避難者名簿の作成

避難所に配置された連絡員は、学校施設管理者の教職員や自主防災組織と協力して避難者の名簿（資料編3-8-1）を作成するものとする。作成した名簿は本部に提出する。

(2) 避難所状況表の作成

避難所に配置された連絡員は、学校施設管理者の教職員や自主防災組織と協力して避難所情報報告様式（資料編3-8-2）を作成するものとする。作成した避難所情報は本部に提出する。また、この報告書は医療救護や物資の供給計画にも使用する。

(3) 避難者の2次の避難（市外・県外へに縁故避難）情報の収集

避難所に配置された連絡員は、避難者のうち、市外・県外への縁故避難などにより、2次の避難をする人については、2次の避難場所を確認し、名簿（資料編3-8-1）に記入する。

5 情報提供連絡体制

(1) 避難者に対する情報提供

各種情報は基本的に避難所の掲示板にて掲示して伝達する。また、チラシ等により紙面を通じて情報を提供する。情報提供の責任者は、避難所の連絡員とする。

(2) 本部に対する連絡

避難所開設・運営全般、避難者人数・名簿関連、救護等を必要とする場合、物資等の必要関連、炊き出し関連、防疫、し尿処理・飲料水等の情報を、防災行政無線等を市用して本部へ連絡する。

6 避難所におけるスペースの配分

避難所でのスペースの概ねの配分等は、次のとおりとする。

(1) 避難者受入場所

基本的に耐震化された体育館等とする。

(2) 避難者のスペース

避難者は家族単位とし、概ね1人3㎡程度のスペースとする。

(3) 要配慮者への対応

多くの住民との共同居住が困難な要配慮者については、避難所内に別のスペースを設ける。

第9節 被災動物の救護

災害により在宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットの対応に支障のないよう県、市町、飼い主等の実施事項を定める。

1 同行避難動物への対応

(1) 県

避難所でのペットの飼養・管理方法や飼い主に周知すべき平常時からの対策について、避難所の管理責任者等への周知を図るとともに、市町、ボランティア、関係機関等に災害対策に関連した情報を提供・共有を行うことにより、県内全域における一体性を有した体制整備を図る。

(2) 市

「人とペットの災害対策ガイドライン」(環境省作成)、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」(県作成)により、避難所における愛玩動物の取り扱い等について、広く住民に周知を行う。

(3) 飼い主

ア 人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。

イ 日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な摂取や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。

ウ 処方箋(療法食含む)、ペットフード・水(少なくとも5日分)、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。

エ 飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難(※)に努めるものとする。

※動向避難…災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。避難地へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。

2 放浪動物への対応

(1) 県

市町、ボランティア、関係機関等と協働し、災害時における放浪動物の保護・収容、返還、譲渡等について、県内全域における一体性を有した体制整備を図る。

(2) 市

ア 放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。

イ 狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。

ウ 狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への早着を徹底させるよう啓発を行う。

エ 飼い主からの飼育犬の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。

オ 飼い猫の登録制度を制定する市町にあっては、飼い主からの保護依頼等に関し、県に対して必要な協力を求める。

カ 県に保護された犬、猫について飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。

(3) 飼い主

ア 保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。

イ 放たれた動物による住民の安全や講習衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの動向避難(※)に努めるものとする。

※動向避難…災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。避難地へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。

第10節 食料供給計画

この計画は、災害により日常の食事に支障があるり災者に対し、必要な食料品を確保し供給するため、市の実施事項を定め、食料供給に支障のないよう措置することを目的とする。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメント（情報の評価・分析）の実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努め、要配慮者等のニーズの違いに配慮するものとする。

1 実施内容

(1) 応急食料の確保計画量

市は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする

(2) 市

ア 非常持ち出しができない被災住民や旅行者等に対して応急食料を配分する。

イ 応急食料の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した食料保有者とする。これによって調達ができないときは、他の食料保有者から調達する。市長は、応急食料の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で県に調達、又はあっせんを要請する。

(ア) 調達又はあっせんを必要とする理由

(イ) 必要な食料の品目及び数量

(ウ) 引渡しを受ける場所及び引受責任者

(エ) 連絡課又は連絡責任者

(オ) 荷役作業員の派遣の必要の有無

(カ) 経費負担区分

(キ) その他参考となる事項

ウ 応急食料の配分にあたっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。

エ 避難所、その他の要所に自主防災組織の協力を得て、炊き出しの施設を設け、又は食品提供事業者の協力を求めて食事の提供を行う。

(3) 住民及び自主防災組織

ア 応急食料は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに住民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は市に供給を要請する。

イ 自主防災組織は市が行う応急食料の配分に協力する。

ウ 自主防災組織は必要により炊き出しを行う。

2 災害救助法に基づく実施事項

(1) 食料給与の対象者

ア 避難所に避難した者

イ 住家の被害が全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者

ウ 旅館の宿泊人、一般家庭の来訪客等

エ 被害を受け、現在地に居住することができず、一時縁故先に避難する者で食料品を喪失し、持ち合わせがない者

オ 地震等により損害を受けた自宅等で生活する被災者（自宅避難者）

(2) 対象品目

ア 米、弁当、パン、麺類、インスタント食品、粉ミルク（乳幼児）等の主食

イ 副食（調味料を含む）

(3) 対象経費

ア 主食費

- (ア) 米穀小売業者及び農林水産省生産局から購入した米穀
- (イ) 小売業者及び産業給食提供者から購入した弁当等
- (ウ) 小売・製造業者等から購入したパン、麺類、インスタント食品等

イ 副食費（調味料を含む）

ウ 燃料費

エ 雑費

- (ア) 器物（炊飯器、鍋、ヤカン、バケツ等）の使用謝金又は借上料
- (イ) アルミホイル等の包装紙類、茶、はし、使い捨て食器等の購入費

(4) 費用の限度

資料編（3-6-2）のとおり

(5) 実施期間

災害発生の日から7日以内。ただし、期間内に炊き出し、その他による食品給与を打切ることが困難な場合は内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間の延長をすることができる。

(6) 交通、通信が途絶して市長が知事に調達あっせんを要請できない場合の措置

「災害救助又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡しについての協定書」に基づき、市長は関東農政局静岡県拠点支局長又は政府所有食料を保管する倉庫の責任者に対して、災害救助用米穀の緊急引渡しを要請するものとする。

3 炊き出し等応急食料調達給与の方法

(1) 応急食料給与の実施者

応急食料の調達供給は、各支部単位で実施する。

(2) 応急食料給与の実施計画の作成

次の事項を調査把握し、応急食料給与の実施計画を樹立するとともに、食料調達計画を作成するものとする。

- ア 給食を必要とする地域（避難所数）
- イ 給食を必要とする人員（避難所責任者より報告）
- ウ 搬送方法、搬送要因の有無（市有車両及び民間輸送業者）
- エ 炊き出し施設、容器等の有無
- オ 今後の見通し

(3) 応急食料給与の方法

ア 応急食料の給与については、実施期間、り災者の実態、施設の状況等を勘案し、炊き出し、パン等適当な方法により実施する。なお、配給数量は1人1日3食とする。

(4) 炊き出し実施方法

- ア 避難対応班は、応急食料給与の実施計画に基づき主食副食の調達を行い炊き出し場所に送達するものとする。
- イ 炊き出し等食料の給与は避難所責任者を主体として自主防災組織の協力得て実施する。
- ウ 炊き出しは、給食センターの施設又は避難所内を主とし、それ以外では各自主防災組織単位で実施する。

(5) 応急食料の調達方法

- ア 応急食料の調達は、応急食料調達予定者より措置するものとする。ただし、災害のため調達又は送達が不可能な場合はそれぞれの地域において確保するものとする。
- イ 副食調味料等については、そのつど小売業者から購入するものとする。
- ウ 調達した応急食料の輸送は、原則として当該物資発注先の業者に依頼するものとし、当該業者において措置できない場合は、〈第3章 第19節 輸送計画〉に基づき措置するものとする。

4 知事への要請事項

市において、応急食料の調達が可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で知事に調達あつせんを要請するものとする。

- (1) 調達あつせんを必要とする理由
- (2) 必要食料品目
- (3) 必要数量
- (4) 引渡しを受ける場所及び引受責任者
- (5) 連絡課及び連絡責任者
- (6) 荷役作業員の有無
- (7) その他参考となる事項

5 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合には、被災状況により市長の責任において対策を実施する。

第11節 衣料、生活必需品、その他の物資及び燃料供給計画

この計画は、災害により物資の販売機構等が混乱し、物資を入手できない被災者に対し、急場をしのご程度の衣料、生活必需品その他の物資（以下「物資」という）及び燃料を確保するため、市の実施事項を定め、物資の供給に支障のないよう措置することを目的とする。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや男女のニーズの違いに配慮するものとする。

1 実施内容

(1) 物資の確保計画量

市は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。

(2) 市

ア 非常持ち出しができない被災住民や旅行者等に対して物資を配分する。

イ 物資の調達先は、あらかじめ供給協定を締結した物資保有者とする。これによって調達ができないときは、他の物資保有者から調達する。市長は、物資の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で県に調達、又はあつせんを要請する。

- (ア) 調達又はあつせんを必要とする理由
- (イ) 必要な物資の品目及び数量
- (ウ) 引渡しを受ける場所及び引受責任者
- (エ) 連絡課及び連絡責任者
- (オ) 荷役作業員の派遣の必要の有無
- (カ) 経費負担区分
- (キ) その他参考となる事項

ウ 物資の配分にあたっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。

エ 市は、炊き出しに必要なLPガス及び器具等の支給又はあつせんを行う。

オ 市長は、炊き出しに必要とするLPガス及び器具等の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達のあつせんを要請する。

- (ア) 必要なLPガスの量
- (イ) 必要な器具の種類及び個数

(3) 住民及び自主防災組織

ア 物資は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに市民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は市に供給を要請する。

イ 自主防災組織は市が行う物資の配分に協力する。

ウ 地域内のLPガス販売業者等の協力を得て、仕様可能なLPガス及び器具等を確保するものとする。

(4) 日本赤十字社静岡県支部

日本赤十字社静岡県支部が備蓄している非常災害用救援物資を被災者のニーズに応じて、速やかに市を通じ被災者に配分する。

2 災害救助法に基づく実施事項

(1) 衣料、生活必需品等の給与又は貸与の対象者

住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水等により生活上必要な衣服、寝具、その他日用品等を喪失し又は棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 対象品目

ア 被服、寝具及び身の回り品

被服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等

イ 日用品

石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等

ウ 炊事用具及び食器

炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶わん、皿、はし等

エ 光熱材料

マッチ、LPガス等

(3) 費用の限度

資料編（3-6-2）に示すとおり

(4) 給（貸）与の期間

災害発生の日から10日以内。ただし、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限度の期間の延長をすることができる。

3 衣料、生活必需品等調達給（貸）与の方法

(1) 実施者

衣料、生活必需品等の給（貸）与を実施する場合、市長は災害対策本部から責任者を指名し、各現場においてそれぞれ現場責任者を置くものとする。責任者は配分の適正円滑を期するため万全の措置を講じるものとする。

(2) 給（貸）与の方法

責任者は、衣料、生活必需品等の給（貸）与に際し、物資配分計画を作成し実施するものとする。

4 知事への要請事項

市長は、衣料、生活必需品等の調達が不可能又は困難な場合には、次の事項を明らかにした上で知事に調達あっせんを要請するものとする。

(1) 必要品目

(2) 必要数量

(3) 引渡し場所及び受取責任者

(4) 連絡課及び連絡責任者

(5) 荷役作業員の有無

(6) 経費負担区分

(7) その他参考となる事項

5 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合には、被災状況により市長の責任において対策を実施する。

第12節 給水計画

この計画は、災害により現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限必要な量の飲料に適する水を供給するために市、住民及び自主防災組織の実施する事項を定め、給水に支障のないように措置することを目的とする。

1 実施内容

(1) 市

ア 飲料水の確保が困難な地域に対し、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。その際、高齢者等または傾斜地などで給水場所までの飲料水の運搬作業が困難な地域の住民にも配慮するよう努めるものとする。

イ 市長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を明らかにした上で、知事に調達のあっせんを要請する。

(ア) 給水を必要とする人員

(イ) 給水を必要とする期間及び給水量

(ウ) 給水する場所

(エ) 必要な給水機具、薬品、水道用資機材等の品目別数量

(オ) 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数

(カ) その他必要事項

ウ 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。

エ 地震発生後約8日以内を目途に仮設共用栓等を設置し、最低限の生活に必要な水を供給するよう努める。

(2) 住民及び自主防災組織

ア 地震発生後7日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。

イ 地震発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び市の応急給水により飲料水を確保する。

ウ 地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。

エ 市の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。

2 災害救助法にもとづく実施事項

(1) 給水対象者

災害のために、現に飲料水を得ることができない者

(2) 供給量及び供給期間

給水量は、1人1日最小概ね3リットルとし、災害発生の日から7日以内。ただし、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することができる。

(3) 費用の限度

制限なし。ただし、必要最小限の生活が維持できる用水の供給に限る。(資料編3-6-2)

3 給水実施方法

(1) 給水実施計画の作成

水道担当課は、給水を必要とする事態が生じた場合には、次の事項について調査し、給水実施計画を作成するものとする。

ア 給水対象人員

- イ 給水機関及び給水量
 - ウ 給水場所
 - エ 給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別必要数量
 - オ 給水用車両の借上げ台数
 - カ その他必要事項
- (2) 給水の実施
- ア 飲料水の供給は、給水実施計画に基づき実施する。
 - イ 飲料水の供給にあたっては、被災地の状況、給水人口等を考慮して緊急を要する地域から実施するものとする。
 - ウ 飲料水の供給は、車載用タンク等を利用し搬送給水を行うものとする。ただし、道路災害等により搬送困難な場合には、最寄りの井戸、湧き水などを水源とし、市や自主防災会で管理するろ水器等により、ろ過消毒して供給するなど、災害の状況に応じた適切な方法により実施するものとする。
 - エ 給水に際しては、給水時間、給水場所等を同時通報用無線や避難場所への提示などにより事前に周知し、住民の利便を図るものとする。
 - オ 広範囲な地域に給水が必要となる場合は、地区別に給水タンク等を利用して給水の迅速化を図るものとする。
- (3) 補給水源及びろ水器
- 飲料水の補給は、水道施設による補給水源により措置するとともに、市や自主防災会で管理しているろ水器にて実施する。
- (4) 消毒用薬品の調達
- 消毒用薬品の調達は水道担当課が行う。
- (5) 汚染された井戸等
- 汚染された可能性がある井戸を自己判断で使用しないよう措置するとともに、飲料水の供給場所がわかるように広報するよう努める。
- (6) その他広報活動
- 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。

4 給水施設の応急復旧

給水施設が破壊された場合には、重要度、緊急度、修理の可能性などを勘案し、迅速かつ効果的な応急復旧に努めるものとする。復旧にあたっては、必要に応じ「災害時における上下水道施設の応急措置の協力に関する協定」を締結した伊豆の国市上下水道協同組合の応援を求めるものとする。また、資機材の調達については、資材業者の応援を求めるものとする。伊豆の国市上下水道協同組合は、資料編（3-12-1）のとおりである。

5 知事への要請事項

市長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を明らかにした上で、知事に調達のあつせんを要請する。

- (1) 給水対象人員
- (2) 給水機関及び給水量
- (3) 給水場所
- (4) 給水器具、薬品、水道用資機材等の品目別必要数量
- (5) 給水車両のみ借上げの場合その台数
- (6) その他必要事項

6 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合には、被災状況により市長の責任において対策を

実施する。

第13節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画

この計画は、地震により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、その後の余震等による二次災害の発生を防止するため、安全対策（被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定）を実施するほか、地震により著しい危険が生ずるおそれのある区域を必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。また、災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、応急的な住宅を仮設し、また、災害のための被害を受けた住家に対し、居住のため必要な最小限度の部分を応急的に補修して居住の安定を図るため、市の実施事項を定め、住宅の確保に支障の内容措置することを目的とする。

応急的な住まいを確保するにあたっては、既存住宅ストックの活用を重複することとし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

なお、他の都道府県への応急仮設住宅等への受入れについては、〈第3章 第7節 避難救出計画 5 広域避難・広域一時滞在〉による。

1 被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定

(1) 市の実施事項

ア 建築物

(ア) 市は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。

(イ) 併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。

イ 宅地等

市は、宅地被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。

ウ 住民

(ア) 住民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力するものとする。

(イ) 住民は判定の結果に応じて、避難及び当該建築物及び宅地等の応急補強その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 災害救助法に基づく実施事項

(1) 応急仮設住宅設置（資料編3-13-1）

ア 入居対象者

住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者又は、住家が半壊又は半焼し、補修を行わなければ住家としての利用ができず、自らの住家に共住することが困難であり、かつ、応急修理の期間が災害の発生の日から1カ月を超えると見込まれる者とする。（内閣府との協議必要）

- イ 規模及び経費
資料編（３－６－２）のとおり。
 - ウ 整備開始期間
災害発生の日から 20 日以内。ただし、内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長することができる。
 - エ その他
供与、維持管理、処分及び手続等、知事から委任を受けて行う場合は、災害救助法に基づく「応急仮設住宅設置要領」による。応急仮設住宅は、市内各地区の市有地に建設することを前提とするが、場合によっては国・県有地や民有地を借上げるものとする。
- (2) 住宅応急修理
- ア 修理対象者
災害のため住宅が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者又は大規模な補修を行分ければ居住することが困難で、ある程度に住家が半壊した者及び公営住宅、会社の寮、社宅、飯場、借家以外の住宅に居住している者。
 - イ 規模及び経費
資料編（３－６－２）のとおり。
 - ウ 修理期間
災害発生の日から 3 カ月以内。ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては 6 カ月以内。
 - エ その他
修理を知事から委任を受けて行う時は、災害救助法に基づく「応急住宅修理要領」による。

3 実施方法

- (1) 入居者、修理者の選考
- ア 入居及び修理対象者の選考は、福祉担当部局が主体となって実施する。
 - イ 選考事務の構成を期するため、必要に応じ選考委員会を設置し、委員についてはその都度市長が任命する。
 - ウ 選考にあたっては、り災者の資力その他生活条件を十分調査するものとし、必要に応じて民生委員・児童委員の意見を徴する等、公平な選考に努めるものとする。
 - エ 選考基準
 - (ア) 生活保護法の被保護者及び要保護者
 - (イ) 特定の資産のない高齢者世帯、身体障害者世帯、病弱者
 - (ウ) 特定の資産のない寡婦、母子世帯
 - (エ) 特定の資産のない失業者
 - (オ) 特定の資産のない勤労者、中小企業者
 - (カ) 前各号に準ずる経済的弱者
- (2) 仮設・修理方法
- ア 実施者
知事から委任を受けて応急仮設住宅の建設及び住宅応急修理を実施する場合は、都市整備部局が主体となって実施する。
なお、工事の施工は原則として工事請負により行うものとする。
 - イ 住宅の規模及び構造等
設置戸数、規模、構造、担架及び修理方法については、「災害救助法」の実施基準に準じて行うものとする。
 - ウ 応急仮設住宅建設用地の配慮
応急仮設住宅の建設用地については、原則として市有地とし、飲料水、交通、教育等の便を考慮し、整地等に日時を要しない場所を選定するものとする。市有地に適地がなく、私有地に建設

する場合は、所有者と市との賃貸借契約締結後、工事に着手するものとする。

エ 建築資材、労働者等

(7) 建築資材の調達

建築資材の調達については、原則として資料編（3-13-2）に示す建設業者に要請するものとする。

(イ) 建設業者の動員

技術者、労働者等の動員については、原則として資料編（3-13-2）に示す建設業者に要請し調達およびあっせんを受けるものとする。

(ウ) 建設機械等の借上げ

建設機械等の借上げについては、原則として資料編（3-13-2）に示す建設業者に要請し措置するものとする。

オ 建設資材等の輸送措置

調達した建設資材等の輸送は、原則として発注先の業者等に依頼するものとするが、当該業者において措置できないときは、〈第3章 第19節 輸送計画〉に基づき措置するものとする。

4 知事への要請事項

市長は、資材等の調達が不可能又は困難な場合は、次の事項を明らかにした上で、知事に調達及びあっせんに要請するものとする。

- (1) 被害世帯数（全壊、全焼、流失、半壊、半焼）
- (2) 住宅設置（修理）戸数
- (3) 住宅設置（修理）に必要とする資材品名及び数量
- (4) 住宅設置（修理）に必要とする建設業者及び人数
- (5) 連絡責任者
- (6) その他参考となる事項

5 要配慮者への配慮

応急仮設住宅への受入れにあたっては高齢者、障害のある人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮する。特に応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

6 応急仮設住宅入居者への配慮

応急仮設住宅入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。

7 住宅の応急復旧活動

県及び市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できるよう住宅の応急修繕を推進するものとする。

8 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合には、被災状況により市長の責任において対策を実施する。

9 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する応急住宅については、消防法第17条の規定は、適用されない。

地方公共団体の長は、前述の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設及び維持に関する基準を定める。また、応急住宅等における災害の防止、公共の安全確保のために必要な措置を講ずる。

第14節 医療助産計画

この計画は、災害により医療機関が混乱し、医療助産の途を失った者に対して、市の実施事項を定め、医療助産に支障のないよう措置することを目的とする。

1 基本方針

- (1) 市は、当該市域内の医療救護を行うため、救護所を設置し、またあらかじめ指定した救護病院において、中等症患者及び重症患者の処置及び受入れを行う。なお、有床診療所等、入院医療が継続的に提供できる施設を当該管理者と協議のうえ、救護病院に準ずる医療救護施設として指定することができる。
- (2) 市は、災害拠点病院及び救護病院等の要請により、最寄のヘリポートまで重傷者搬送を行う。
- (3) 市は、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。
- (4) 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じ重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分けを行い、効率的な活動に努めるものとする。
- (5) 市は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。
- (6) 高齢者、障害のある人等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を払い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。
- (7) 市は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

2 災害救助法に基づく実施事項

- (1) 医療を受ける対象者
医療を必要とする状態にあたるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者

- (2) 助産を受ける対象者
 - ア 災害のため助産の途を失った者
 - イ 現に助産を要する状態の者
 - ウ 災害発生の日の以前又は以後7日以内に分娩した者
 - エ 被災者であると否とを問わない
 - オ 本人の経済的能力の如何を問わない

- (3) 医療助産の範囲

医療	助産
1 診察	1 分娩の解除
2 薬剤又は治療材料の支給	2 分娩の前、分娩後の処置
3 処置、手術その他の治療及び施術	3 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給
4 病院又は診療所への収容	
5 看護	

- (4) 実施機関
 - ア 医療
災害発生の日から14日以内。ただし、必要に応じ知事と協議して期間を延長することができる。
 - イ 助産
分娩した日から7日以内。ただし、必要に応じ知事と協議して期間を延長することができる。

(5) 費用の限度

ア 医療

- (ア) 救護班による場合、使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕等の実費
- (イ) 一般の病院又は診療所による場合、国民健康保険診療報酬の額以内
- (ウ) 施術者による場合、当該地域における協定料金の額以内

イ 助産

- (ア) 救護班による場合
使用した衛生材料等の実費
- (イ) 助産師による場合
当該地域における慣行料金の8割以内の額

3 実施方法

災害時の医療救護活動は、医療担当部局を主体として東部健康福祉センター、一般社団法人静岡県医師会（田方医師会）、一般社団法人静岡県歯科医師会（田方歯科医師会）等、医療関係機関団体の指導、協力を得て実施するものとする。

(1) 医療関係団体との連携

災害が発生した場合は、医療関係団体と緊密な連携を図り医療救護活動の万全を期するものとする。

(2) 救護班等

医療助産は原則として「伊豆の国市医療救護計画」に基づく救護班において行うものとする。

ア 救護班の編成等

医療活動を必要とする事態が発生した場合は、一般社団法人静岡県医師会（田方医師会）、一般社団法人静岡県歯科医師会（田方歯科医師会）等の協力を得て救護班を編成し、医療救護を行うものとする。救護班は、医師、歯科医師、看護師、補助員をもって編成するものとし、医師については一般社団法人静岡県医師会（田方医師会）、歯科医師については一般社団法人静岡県歯科医師会（田方歯科医師会伊豆の国支部）、薬剤師については公益社団法人静岡県薬剤師会（田方薬剤師会伊豆長岡支部）、助産師については一般社団法人静岡県助産師会（静岡県助産師会三島地区）、看護師については公益社団法人静岡県看護協会及び協定者等に出勤要請を行うものとする。

イ 救護所の設置

医療救護活動を実施する場合は救護所を開設し、医療救護を行うものとするが、必要に応じて被災住民が最も利用しやすい安全な公共施設に開設して行う。また、救護所開設時は関係地域住民に周知徹底を図る。救護所は、資料編（3-14-3）のとおりである。

ウ 救護班による救護が適当でない中等症患者及び重症患者については、救護病院及び災害拠点病院への搬送を手配する。この場合の搬送手配は、救護班が行う。

(3) 医療品の確保等

医療及び助産を実施するにあたり、必要とする医薬品及び衛生材料の調達について、取扱業者、取扱品目、供給能力などお実態を把握し、緊急確保の体制を整備しておくものとする。（資料編3-14-4）

(4) 傷病者の搬送

傷病者の搬送は、緊急車両等が利用不可能な場合は救急車両を充てる。市は、災害時における消防機関の救急車等患者搬送手段が大幅に不足する事態に備え、患者搬送車両及び搬送要員の確保に努めなくてはならない。なお、状況に応じて民有車両を借上げ、車両利用不可能な場合は人力により搬送する。

被災場所から救護所、救護施設までの搬送は、各地区自主防災組織等によるほか、状況に応じて搬送班を派遣する。救護所から救護病院までの搬送は、救護班が行う。

患者搬送体制については、自主防災組織、消防機関及び旅客運送事業団体等と事前に協議して

おく。

(5) その他

医療救護活動は、医療担当部局が主体となって実施する。健康福祉担当部局は各班の医療活動が円滑に実施できるよう必要な措置を講ずるとともに、救護活動の状況等を記録し本部に報告するものとする。

4 知事への要請事項

市長は、医療助産の供給が不足すると思われる場合には次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請する。

- (1) 必要な救護班数
- (2) 救護班の派遣場所
- (3) その他必要事項（災害発生の原因）

5 医療救護活動の実施

多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて救護所を設置するほか、医師、看護師等を被災地に派遣するなど適切な医療救護活動を実施するものとする。医療救護活動の実施にあたっては、必要に応じて重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け（トリアージ）を行い、効率的な活動に努めるものとする。

6 健康への配慮

特に、高齢者、障害のある人等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を払い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。また、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

7 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合には、被災状況により市長の責任において対策を実施する。

8 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する臨時の医療施設については、医療法第4章及び消防法第17条の規定は適用しない。

地方公共団体の長は、前述の指定があつたときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設備及び維持に関する基準を定める。また、臨時の医療施設における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置を講ずる。

第15節 防疫計画

この計画は、被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症流行の未然防止を図ることを目的とする。

1 実施事項

市長は、知事の指示により次の事項を行うものとする。

- (1) 病原体に汚染された場所の消毒
- (2) ねずみ族、昆虫等の駆除

- (3) 病原体に汚染された物件の消毒等
- (4) 生活用水の供給
- (5) 浸水地域の防疫活動の実施
- (6) 防疫薬品が不足した場合の卸売業者等からの調達及び県に対する供給調整の要請
- (7) 臨時予防接種の実施

2 実施要領

(1) 防疫班の編成

ア 災害により衛生条件が悪化し、感染症をはじめ各種の疾病の発生が予想される場合には、防疫班を編成し、必要な防疫活動を行うものとする。

イ 防疫班は、災害の規模等に応じて編成する。

(2) 実施基準

被災により環境衛生が低下し、感染症発生のおそれがある場合は、次に該当する地域から優先実施するものとする。

ア 下痢患者、有熱患者が多発している地域

イ 集団避難所

ウ 浸水地域その他衛生条件が良好でない地域

(3) 実施方法

ア 予防宣伝

被災地の環境衛生を確保し、感染症発生の防止を図るため、保健衛生上の注意事項等について啓発、宣伝を行う。

イ 消毒剤の配布

(ア) 床上浸水等により汚染した家屋に消毒薬剤を配布する。

(イ) 消毒剤は、自主防災組織、又は自治会へ一括搬送し、各家庭への配布を依頼するものとする。

ウ 汚染した井戸

し亜塩素酸ナトリウム投入

エ ねずみ族昆虫等の駆除

災害に伴いねずみ族の移動あるいは昆虫の発生等により感染症の発生のおそれがある場合には、薬剤によりねずみ族、昆虫等の駆除を行うものとする。

オ 毒劇物の取扱い

消毒機器及び貿易用薬剤は、市所有のものにより措置するものとするが、不足する場合には調達するものとする。

(5) 実施期間

災害の状況に応じてその都度決定するが、概ね7日間とする。

3 知事への要請事項

市長は、市において独自で防疫活動を実施することが困難な場合には、次の事項を明らかにした上で、知事への応援を要請するものとする。

- (1) 防疫期間
- (2) 防疫を必要とする世帯数
- (3) 必要な防疫班
- (4) 派遣場所
- (5) その他必要事項

4 住民及び自主防災組織の実施事項

飲食物の衛生に注意して感染症及び食中毒の発生を防止する。

5 関係団体の実施事項

飲食物に起因する感染症及び食中毒の発生防止について、県から要請があった場合は、積極的に協力を行う。

第16節 清掃及び災害廃棄物処理計画

この計画は、被災地の塵芥収集処理及びし尿しの汲取処分、死亡獣畜の処理等、清掃業務及び災害廃棄物処理を適切に行うため伊豆の国市災害廃棄物処理計画（以下、災害廃棄物処理計画という。）を定め、清掃作業等に支障のないよう措置することを目的とする。

1 基本方針

- (1) し尿及び生活系ごみの処理は、災害時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。
- (2) 応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体によって発生する災害廃棄物を「災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。
- (3) 災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。
- (4) 災害廃棄物処理にあたっては、適切な分別を行うとともに、可能な限りリサイクルに努めるものとする。

2 実施事項

- (1) ごみの収集及び処理
市廃棄物処理計画に基づき、組織の設置、情報の収集発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行い、緊急処理を要する地域から実施する。また、収集体制を住民に広報する。
- (2) し尿の収集及び処理
下水道普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗便所を使用せず仮設便所等で処理するよう広報を行い、緊急処理を要する地域から実施する。
市廃棄物処理計画に基づき、組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。
- (3) 死亡獣畜の処理
死亡獣畜の処理は、死亡獣畜処理場を所有する自治体又は業者に依頼し処理する。

3 知事への要請・実施事項

市において独自に清掃作業を実施することが困難な場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。

- (1) 処理対象物名及び数量
- (2) 処理対象戸数
- (3) 処理場の使用可否
- (4) 実施期間
- (5) その他必要事項

災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等

4 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が

講じられる。

政令で定める期間及び廃棄物処理特例地域において、地方公共団体の委託を受けて、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものは、廃棄物処理法第7条第1項若しくは第6項、第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けずに、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。

上記の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

第17節 遺体の搜索及び措置埋葬計画

市は、県が作成した遺体措置に関する手引きに基づいて遺体措置計画を策定し、災害時における遺体の収容、処置、埋葬等について、市が行う実施事項を定める。遺体措置計画には、あらかじめ遺体収容施設を定めておくとともに、その周知に努める。遺体措置等の実施にあたっては、県（警察）関係機関、協定を締結している葬祭関係事業者と連携して対処する。

1 基本方針

- (1) 市は、県が作成した遺体処理計画策定の手引きに基づいて遺体処理計画を策定し、あらかじめ遺体収容施設を定めておくとともに、その周知に努める。
- (2) 遺体収容施設は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との競合等を考慮して定める。
- (3) 当該地域内の遺体の搜索及び措置は、市が行うことを原則とし、警察等は遺体の搜索及び措置に協力する。
- (4) 市はあらかじめ遺体収容施設を定めることが困難な場合には、県と協議し、遺体収容施設をあらかじめ定めるよう努める。
- (5) 市は、遺体措置を行う必要が生じた場合は、遺体収容施設を設置する。

2 災害救助法に基づく実施事項

- (1) 遺体搜索対象者
行方不明の状態にある者で、周囲の状況によりすでに死亡していると推定される者
- (2) 遺体の措置内容
 - ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処理
 - イ 遺体の一時保存
 - ウ 検案
 - エ 遺体の身元確認
- (3) 埋葬対象者
 - ア 災害時の混乱の際に死亡した者
 - イ 災害のため埋葬を行うことが困難な場合
- (4) 実施期間
災害発生の日から10日以内。ただし、期間の延長が必要である場合は最小限度において、内閣総理大臣の同意を得て、延長できるものとする。
- (5) 費用の限度
資料編（3-6-2）のとおり。

3 県、関係機関に協力を要請する内容

- (1) 県（警察）
遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置、遺体の検案、遺体の安置

- (2) 医師会
遺体の検視
- (3) 歯科医師会
歯牙鑑定による身元確認
- (4) 埋葬関係業者
遺体の処置、遺族の相談の受付、火葬場への遺体の搬送

4 知事への要請事項

市長は、遺体の捜索、輸送、措置、埋火葬について知事に対し応援を求める場合には、次の事項を明らかにした上で、そのあつせんを要請するものとする。

- (1) 捜索、措置、火葬に必要な職員数
- (2) 捜索が必要な地域
- (3) 火葬施設の規格（釜の大きさ、燃料等）及び使用可否
- (4) 必要な輸送車両の台数
- (5) 遺体措置に必要な器材、資材の規格及び数量
- (6) 広域火葬の応援が必要な遺体数

5 実施方法

(1) 遺体の捜索

遺体の捜索は、市職員、警察官及び自衛官により、消防団員、自主防災組織等、地元関係者の協力を得ながら行うものとする。捜索にあたっては、単独行動を慎み組織に基づく作業班単位で行動し、常に警察等関係機関と連携をとりながら実施する。

(2) 遺体を発見したときの措置、遺体の搬送

遺体を発見したときは、発見場所等、必要な情報を正確に記録する。身元が判明しない遺体又は引取人がいない遺体は、速やかに遺体収容所（安置所）に搬送する。身元が判明している遺体又は引取人がいる遺体は、現場において検視及び検案ができない場合には、遺族等又は引取人に説明し、遺体収容所に搬送する。

(3) 遺体の収容

市は、あらかじめ資料編（3-17-1）で定めた遺体収容所を設置する。ただし、やむを得ない場合には、ほかの場所に設置する。遺体収容所開設にあたり、次の事項が円滑に行えるよう、事前の準備、連携を図っておく。

ア 遺体の検視及び検案並びに身元確認に必要な警察官、医師及び歯科医師の確保

イ 遺体の措置及び関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するために必要な職員の配置

ウ 遺体の搬送及び措置に必要な車両、棺桶等の器材、資材の調達

遺体収容にあたっては、極力損傷を与えないよう丁寧に扱うとともに、死者に対し礼が失われることがないように注意する。

(4) 遺体の措置

市は、警察官、医師会、歯科医師会等に協力を要請し、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置、体の検視、検案及び遺体の一時保管を行う。自主防災組織等の協力を得て、遺体の身元確認をしたあと、親族等に引き渡す。相当の期間、引取人が判明しないときは、所持品等を保管したうえで火葬の手続きを行う。

(5) 火葬

火葬は、斎場において措置する。ただし、措置件数の増加等により火葬能力が限界となった場合等は、静岡県広域火葬計画に基づき広域的な搬送、火葬の対応を実施する。交通規制が行われるなど、遺族が遺体を火葬上に搬送することが不可能となる場合には、火葬が円滑に行われるように遺体の搬送等の手配を行う。

(6) 埋葬

親族又は引取人が判明しないため、市が火葬した遺骨は、一時寺院等に安置し、事後において遺骨引取人によりそれぞれの墓地に埋葬する。遺骨引取人がいない場合は、市長が指定する墓地に仮埋葬するものとする。

(7) 市民及び自主防災組織の協力

自主防災組織は、遺体の捜索及び遺体収容施設等における身元確認について、市に協力するとともに、行方不明者の情報提供に努める。

6 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

政令で定める期間内に政令で定める地域において死亡した者の死体に係る墓地、埋葬等に関する法律第5条第1項に規定する埋葬又は火葬の許可については、当該死体の現に存する地の市長村長その他の市長村長が行うことができるほか、第14条に規定する埋葬許可証又は火葬許可証に代わるべき書類として死亡診断書、死体検案書、その他当該死体にかかる死亡の事実を証する書類を定める等の手続の特例が定められる。

第18節 障害物除去計画

この計画は、災害により土石、竹木等の障害物が居住又はその周辺に運びこまれ、日常生活に支障がある者に対して、市の実施事項を定め、障害物除去に支障がないよう措置することを目的とする。

1 災害救助法に基づく実施事項

(1) 障害物除去の対象者

災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため日常生活に著しい支障を及ぼしているものを、自らの資力をもってしては除去することのできない者

(2) 実施期間

災害発生の日から10日以内。ただし、必要に応じ内閣総理大臣の同意を得て、延長することができる。

(3) 費用の限度

資料編（3-6-2）のとおり。

2 実施方法

(1) 作業班の編成

災害の状況により市職員、消防団員及び資料編（3-13-2）に示す建設業者等をもって適宜編成する。

(2) 除去用車両の調達

〈第3章 第19節 輸送計画〉に定めるところにより措置するものとする。

(3) 除去作業用機械器具等の調達

資料編（3-13-2）に示す建設業者等の所有する機械器具等を借り上げるものとする。

(4) 集積場所

除去した障害物は、住民の日常生活に支障、危険のない場所に一時的に集積するよう措置するものとする。

3 知事への要請事項

市長が障害物除去計画について知事に対し応援を求める場合には、次の事項を明らかにしたうえ

で知事にそのあつせんを要請するものとする。

- (1) 除去を必要とする住民戸数（半壊、床上浸水別）
- (2) 除去に必要な人員
- (3) 除去に必要な期間
- (4) 除去に必要な機械器具の品目別数量
- (5) 集積場所の有無

4 災害の拡大と二次災害の防止活動

市は、災害時に適切な管理のなされていない空家等に対して、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて外壁等の飛散のおそれのある部分や応急措置の支障となる空家等の全部又は一部除去等の措置を行うものとする。

5 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合には、被災状況により市長の責任において対策を実施する。

第19節 輸送計画

この計画は、災害時における応急対策従事者及び救援物資等の輸送を円滑にするため、輸送方針・人員・物資等については、県に準じ、輸送体制を確立し、輸送の万全を期することを目的とする。

市は、災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設も含め確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握するものとする。

市は、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ、運送業者と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど体制の整備に努めるものとする。この際、市は、災害時に物資の輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

市は、物資の調達・輸送に必要となる情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常通信設備の設置に係る支援緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。

1 輸送の方法

(1) 陸上輸送

陸上輸送は、市有車両の活用、物資調達先業者又は民間運送業者等の協力により行うものとし、市内において車両の確保が困難な場合又は輸送の都合上他の市町より調達することが適当と認められるときは、県及び他市町に協力を要請するものとする。

ア 市有車両の活用

市有車両を使用し実施するものとする。

イ 運送業者等が所有する車両の借上げ

民間所有営業用車両の協力による輸送を必要とする場合は、随時借り上げるものとする。

ウ その他の車両借上げ

道路の被害等により配車不能の場合は、現地において自家用車両等の借上げにより輸送するものとする。この場合、担当者は速やかに災害対策本部に報告するものとする。

エ 燃料の確保

関係業者から調達するものとする。調達を円滑に行うため、市は関係業者と協議し、事前に「緊急輸送等に必要な燃料等供給協定書」を締結するものとする。

(2) 航空輸送

ア 市長は知事に対し、県防災ヘリコプター等の応援要請又は自衛隊による空輸についての災害

派遣要請の要求をするものとする。また、管内のヘリポートについては、緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。

イ 市内のヘリポートは資料編（3-19-1）のとおりである。

(3) 人力による輸送

市職員及び住民等の協力により、リヤカー等を使用して人力による輸送を行うものとする。

2 災害救助法に基づく輸送の範囲

(1) 輸送の範囲

- ア 被災者の避難に係る支援
- イ 医療及び助産
- ウ 被災者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 遺体の捜索
- カ 遺体の処理
- キ 救援用物資の整理配分

ただし、特に必要な場合には事前に知事と協議し、上記以外についても輸送を実施することができる。

(2) 実施期間

上記（1）の各救助の実施期間。ただし、事前に知事と協議し、必要最小限の期間を延長することができる。

(3) 費用の限度

当該地域における通常の実費（資料編3-6-2）

3 知事への要請事項

市長が輸送計画について知事に対して応援を求める場合には、輸送の内容により各計画に定めるところに従って要請するものとする。

第20節 交通応急対策計画

この計画は、交通施設に係る災害に際して、自動車運転者、道路管理者、県公安委員会、鉄道事業者等の実施すべき応急措置の計画とし、被災者及び救助物資等の輸送の円滑化を推進し、応急作業の効率化を期するため、主要交通路の確保、交通規制の実施、道路、橋梁等の応急復旧を行い交通対策の万全を期することを目的とする。

1 道路管理者の実施事項

(1) 応急態勢の確立

道路管理者は、異常気象、トンネル火災等による災害が発生したときは、非常呼集等により速やかに応急態勢を確立し、応急対策を実施するものとする。

(2) 主要交通路等の確保

主要な道路、橋梁等の実態を把握して交通路の確保に努めるとともに、災害発生の態様により随時迂回路を設定する。

(3) 災害時における通行の禁止又は制限

ア 道路管理者は破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。

イ 道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設け、必要がある場合は適当なまわり道を、道路標識をもって明示する。

(4) 放置車両の移動等

放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者は災害対策基本法に基づく区間指定を定めて運転車等に対し、車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者自ら車両の移動等を行うものとする。

(5) 道路の応急復旧

ア 応急復旧の実施責任者

道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。

イ 市長の責務

(ア) 他の道路管理者に対する通報

市長は、市内の国道、県道等、他の管理者に属する道路が破損等により、通行に支障をきたすことを知った時は、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧の実施を要請するものとする。

(イ) 緊急の場合における応急復旧

市長は、事態が緊急を要し、当該管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便宜を図るため、必要とする最小限において当該道路の応急復旧を行うものとする。

(ウ) 知事に対する応援要請

市長は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し応急復旧の応援を求めるものとする。

ウ 応急復旧・仮設道路の設置

道路管理者は、建設業協会等の協力を求め道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。また、既設道路の全てが破損し、他に交通の方法がなく、かつ新たに仮設道路敷設の必要が生じた場合は、県と協議し実施責任者の範囲を定め、所要の措置を講ずるものとする。

(6) 経費の負担区分

ア 道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該管理者の負担とする。

イ 緊急の場合における応急復旧の経費

市長が市区域内で他の管理者に属する道路の緊急応急復旧をした場合の経費は当該道路の管理者が負担するものとする。ただし、当該管理者が支弁するいとまがない場合は応急復旧を実施した市長に対し、その経費の一時繰替支弁を求めることができるものとする。

ウ 仮設道路の設置に要する経費

新たに応急仮設道路を設置した場合の経費はその都度県及び市が協議して、経費の負担区分を定めるものとする。

(7) 道路の通行規制に関する情報

道路管理者は、降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して、できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、う回経路等を示すものとする。また、降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

2 県知事又は県公安委員会の実施事項

(1) 災害時における交通の規制等

県公安委員会は、静岡県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は走路の区間を指定して緊急通行車両（①道路交通法第39条第1項の緊急自動車、②災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

県公安委員会は、上記のため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確

保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動について要請するものとする。

県知事は、道路管理者である指定都市以外の市町に対し、必要に応じて、ネットワークとしての緊急通行車両の通行ルートを確認するために、広域的な見地から指示を行うものとする。

(2) 通行の禁止又は制限に係る標示

県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した標識を設置しなければならない。



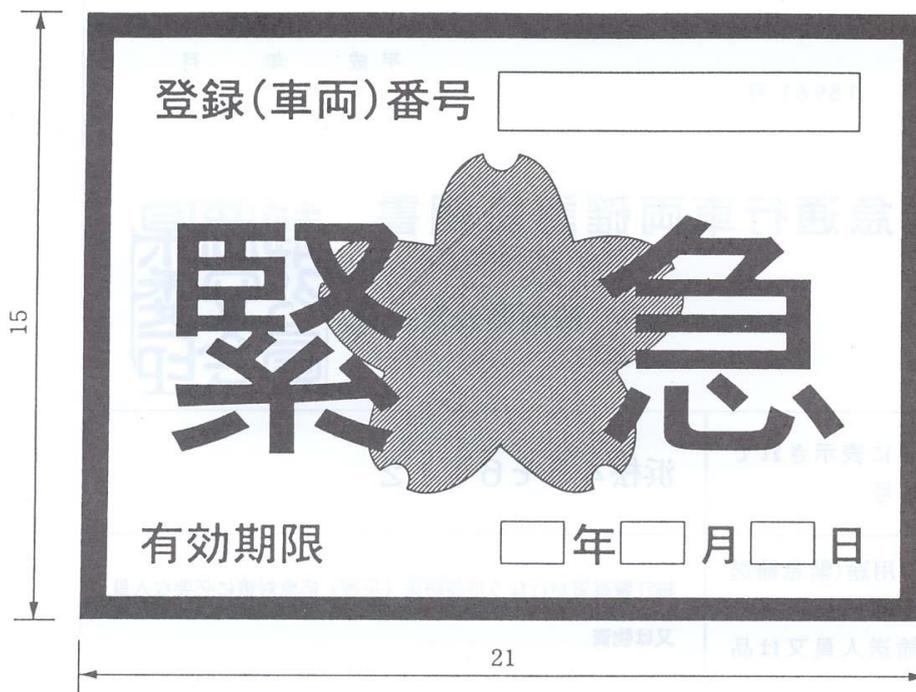
備考

- 1 色彩は、文字、標識及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

(3) 緊急通行車両の確認

知事又は県公安委員会は、緊急通行車両②の使用者からの申し出により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行う。確認後は当該車両の使用者に対し、「緊急通行車両標章」及び「緊急通行車両確認証明書」を交付する。

緊急通行車両標章（県警察本部）



備考

- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を標示する部分を白色、地を緑色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

緊急通行車両確認証明書

年 月 日	
第 号	
緊急通行車両確認証明書	
静岡県公安委員会 印	
番号標に表示されている 番号	
車両の用途（緊急輸送を 行う車両にあつては、輸 送人員又は品名）	
使 用 者	住 所 ☎ () - 氏 名
通 行 日 時	
通 行 経 路	出 発 地
	目 的 地
備 考	

(4) 緊急通行車両の事前届出

指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長は、災害発生時に「緊急通行車両」として使用する車両について、県公安委員会に対して事前の届出をすることができる。県公安委員会は、審査の結果、「緊急通行車両」に該当すると認めたものについて「緊急通行車両事前届出済証」を交付する。事前届出済証の交付を受けている車両に対する確認は、他に優先して行われ、確認のため必要な審査も省略される。

(5) 交通の危険防止のための通行禁止又は制限

警察官は道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において、一時通行を禁止し、又は制限するものとする。

緊急通行車両事前届出書及び緊急通行車両等事前届出済証

様式第1号（第2条関係）（用紙 日本工業規格A4横型）

災 害 地震防災 応急対応用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 年 月 日 静岡県公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		災 害 地震防災 応急対応用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 静岡県公安委員会
番号標に表示 されている番号		(注) 1 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
使用者	住 所 () 局 番 氏 名	
出発地		
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を説明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察本部又は警察署に提出してください。		

(注) 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。

3 鉄道事業者の実施事項

(1) 応急態勢の確立

鉄道事業者は、鉄道施設に係る災害が発生したときは、災害対策本部の設置等により社内の応急態勢の確立を図る。

(2) 代行輸送等の実施

線路等の被害により、列車の通行が不能となったときは、折り返し運転、バス等による代行運転により輸送の確保に努める。

(3) 応急復旧の実施

崩土、線路の流失等応急復旧を要する被害が生じたときは、工事関係者の協力を得て、崩土除去並びに仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。

4 有料道路の通行

災害応急対策のため、有料道路を通行しなければならない場合は、あらかじめ当該道路の管理者と協議するものとする。

5 交通マネジメント

国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所は、災害応急復旧時に渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めるもとを目的として、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うための「静岡県災害時交通マネジメント検討会」（以下、「検討会」という）について、市が必要と認めたときは、県に対し検討会の開催を要請することができる。

- 注1 「交通システムマネジメント」とは、道路の交通混雑が想定される箇所において、実行性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組を指す。
- 注2 「交通需要マネジメント」とは、自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより道路交通の混雑を緩和していく取組を指す。

第21節 応急教育計画

この計画は、小・中・高・特別支援学校（以下「学校」という）の児童、生徒、教職員及び施設、設備が災害を受け正常な教育活動を行うことが困難となった場合に、可能な限り早期に応急教育を実施するための対策の概要を示す。

1 災害救助法に基づく実施事項

(1) 学用品の給与を受ける者

住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水により学用品を喪失又は棄損し、就学上支障のある小学校児童、中学校及び高等学校生徒（特別支援学校の商学部児童、中学部及び高等部生徒を含む。）

(2) 学用品の品目

- ア 教科書及び教材
- イ 文房具
- ウ 通学用品

(3) 実施期間

災害発生の日から教科書（教材を含む）1カ月以内、文房具及び通学用品15日以内
ただし、内閣総理大臣の同意を得て、期間を延長することができる。

(4) 費用の限度

資料編（3-6-2）に示す。

2 実施方法

(1) 学用品給与の方法

- ア 給与の対象となる児童、生徒の人員数は、り災者名簿と当該学校における学籍簿等と照合し、被害別、学年別に正確に把握する。
- イ 小学校児童中学校生徒及び高等学校生徒の判定の時点は、原則として災害発生の日とする。
- ウ 教科書は、学年別、学科目別、発行所別に調査集計し購入配分する。
- エ 通学用品、文房具は被害状況別、小・中・高等学校別に学用品購入（配分）計画表を作成し、これにより購入配分する。
- オ 給与品目は各人の被災状況、程度等実情に応じ特定の品目に重点を置くことも差し支えない。
- カ 教材は教育委員会に届出又は承認を受けて使用している事実をあらかじめ確認のうえ給与する。

(2) 学用品の調達

学校及び商工会等の協力により措置するものとする。

(3) 応急教育

応急教育の実施にあたっては、児童生徒、教員のり災状況、交通機関、道路の復旧、学校施設の応急復旧の状態などを勘案して次の方法により行う。

- ア 登下校に長時間を要する場合には、状況に応じて始業時間を変更し、児童生徒の安全を図る。
- イ 一部又は半数近い児童生徒が登校できない場合は、短縮授業、半日授業等の措置を講ずる。

また、登校できない児童生徒については別に考慮する。

ウ 半数以上の児童生徒が登校できない場合は、臨時休校又は臨時に応急教育の場を開設して授業を行うなど適宜の措置を講ずる。

エ 生徒等の心のケア

生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。また、各学校等は、被災者に対するSNS等による差別や偏見、誹謗中傷等の予防に努める。

オ 学校施設の被災により、授業の実施が不可能な場合は、近隣学校、公民館、寺院等の公共的施設を使用し、分散又は2部授業等の方法により応急教育を実施する。

カ 教職員の確保

教育施設の被災、教職員の事故等により変則的学級編成による授業を実施するときは、県と緊密な連絡をとり、教職員の確保等必要な措置を講ずるものとする。

3 学校施設の応急復旧

(1) 校舎等

軽微な校舎の被害については、即時修理を行う。教室に不足を生じる場合には特別教室、講堂、体育館等の転用又はプレハブ教室の設置などの必要な措置を講ずる。

(2) 運動場等

運動場等の被害については、使用に危険のない程度の応急修理を行う。

(3) 備品

備品が流失、破損などにより滅失あるいは使用不能となった場合には、余剰備品又は近接の学校備品を一時借用し授業に支障のないよう措置する。

4 児童生徒の登下校対策

(1) 通学路の安全確保

学校長は道路災害等により自動生徒の通学に危険があるときは、父兄、教員及び関係団体等の橋梁を得て児童生徒の通学の安全を確保するものとする。

(2) 通学バス等の確保

道路災害により、バス運行等ができなくなった場合は、〈第3章 第20節 交通応急対策計画〉に基づき被災箇所の早期復旧を促進するとともに、児童生徒の通学に支障のないよう必要な措置を講ずるものとする。

5 学校給食

〈第3章 第10節 食料供給計画〉に準じ、教育部が主体となって実施する。

6 文化財の応急対策

文化財の管理者（又は所有者）は、各文化財の状態に応じ災害に対処する措置を講ずるものとし、市は、管理若しくは普及のため多額の費用を要する場合は、市内で協議し、援助の範囲を決め、文化財の保全に努める。

7 知事への要請事項

市長は学用品の調達、応急教育の実施等が困難な場合は、次の事項により知事に調達あっせんを要請するものとする。

(1) 応急教育施設のあっせん確保

(2) 集団移動による応急教育のあっせん及び応急教育の実施指導

(3) 応急教育の指導及び教育施設の復旧指導

- (4) 教職員の派遣充当
- (5) 学校給食に代わる食事に必要な食料等の調達あつせん

8 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、前記「災害救助法に基づく実施事項」に応じて対策を実施する。

第 22 節 社会福祉計画

この計画は、被災者に対する生活保護法の適用、生活福祉資金等資金の貸付を行うとともに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うほか、被災者が容易に支援制度を知る事ができる環境の整備に努めるものとする。

- (1) り災社会福祉施設の応急復旧及び入所者の応急措置
 - ア り災社会福祉施設の応急復旧
 - イ り災社会福祉施設入所者の他施設等への一時保護のあつせん
 - ウ 臨時保育所の開設の指導及び職員のあつせん
- (2) り災低所得者に対する生活保護の適用
- (3) り災者の生活相談
 - ア 実施期間 市（被害の大きい場合は県と共催）
 - イ 相談種目 生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談
 - ウ 協力機関 県、市社会福祉協議会、県社会福祉協議会、法テラス静岡、民生委員・児童委員、日本赤十字静岡県支部、その他の関係機関
- (4) り災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け
 - ア 実施機関 市社会福祉協議会、県社会福祉協議会
 - イ 貸付対象 り災低所得者世帯（災害により低所得世帯となった者を含む）
 - ウ 貸付額 「生活福祉資金貸付金制度要綱」による
 - エ 協力機関 県、市、民生委員・児童委員
- (5) り災母子・寡婦世帯等に対する母子・寡婦福祉資金の貸付
 - ア 実施機関 県
 - イ 貸付対象 り災母子・寡婦世帯（災害により母子・寡婦世帯となった者を含む）
 - ウ 貸付額 「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」第7条に規定する額
 - エ 協力機関 市、民生委員・児童委員、母子福祉協力員
- (6) り災身体障害児者に対する補装具の交付等
 - ア 実施機関 (7) 児童 県、市
(イ) 18歳以上 市
 - イ 協力機関 (7) 児童 民生委員・児童委員、身体障害者相談員
(イ) 18歳以上 民生委員・児童委員、身体障害者相談員、
身体障害者更生相談所
 - ウ 対象 り災身体障害児者
 - エ 交付等の内容
 - (7) 災害により、補装具を亡失又はき損した身体障害児者に対する修理又は交付
 - (イ) 災害により、負傷又は疾病にかかった身体障害児者の更生（育成）医療の給付
 - (ウ) り災身体障害児者の更生相談
- (7) 災害弔慰金等の支給及び災害援護資金の貸付
 - ア 実施機関 市
 - イ 支給及び貸付対象

- (7) 災害弔慰金 自然災害により死亡した者の遺族
- (イ) 災害障害見舞金 自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者
- (ウ) 災害援護資金 「伊豆の国市災害弔慰金の支給等に関する条例」で定める額
- (8) 被災者（自立）生活再建支援制度
 - ア 実施機関 (財) 都道府県会館（県単位制度は県）
 - イ 支給対象 住宅に全焼・大規模半壊等の被害を受けた世帯
 - ウ 支給額 「被災者生活再建支援法」第3条に定める額
- (9) 義援金の募集及び配分
 - ア 実施機関 県、市
 - イ 協力機関 教育委員会（県、市）、日本赤十字社静岡県支部、県共同募金会、社会福祉協議会（県、市）、報道機関、その他関係機関
 - ウ 募集方法 災害の程度を考慮して、その都度関係機関で募集委員会を設け、協議決定する。
 - エ 配分方法 関係機関で配分委員会を設け、協議決定する。
- (10) 義援品の受入れ
 - ア 実施機関 県、市
 - イ 協力機関 報道機関、その他関係機関
 - ウ 受入方法 被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅速に公表すること等により受入れの調整に努める。

第23節 消防計画

この計画は、各種災害に対する消防活動に関する基本的事項を定めることにより、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

(1) 市消防活動体制

市は、その地域に係る各種災害が発生した場合においては、これらの災害による被害の軽減を図るため、市消防計画に基づき、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。なお、地震災害に際しては、その特殊性に着目して、同時多発火災に対処しうよう特に配慮するものとする。

(2) 広域協力活動体制

市長は、災害が次のいずれかに該当する場合には、「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定しているほかの市町長に対し応援要請を行うものとする。その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。

- ア 市内において発生した災害が応援市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- イ その災害が市及び駿東伊豆消防本部の消防力だけでは防御が著しく困難と認める場合
- ウ その災害から防御するため、応援市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合

(3) 大規模林野火災対策

ア 自衛隊の派遣要請

市は、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となるおそれのあるときは、駿東伊豆消防本部と協議し、知事に空中消火活動の要請をすることができる。要請を受けた知事は、県防災ヘリコプターによる支援を行うほか、必要に応じ自衛隊にヘリコプターによる空中消火活動の要請や資機材、薬剤の輸送及び要員の派遣等を要請し、災害地の周辺市町の各消防機関等は、あらかじめ定められたところにより、地上において空中消火活動を支援するものとする。

イ 派遣要請の方法

派遣要請の方法は、次の事項を明らかにして文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には電話等適宜の方法で行い、事後文書をもって行うものとする。

- (ア) 出火日時
- (イ) 出火場所
- (ウ) 火勢の状況
- (エ) 延焼拡大の状況
- (オ) 市消防活動の状況
- (カ) 気象条件
- (キ) 今後の見通し
- (ク) 使用予定ヘリポート

ウ 市内の林野火災用ヘリポート

資料編（3-19-1）のとおりである。

(4) 危険物施設の災害対策

危険物施設管理者等は、関係者（自衛消防隊等）と協力して、初期消火活動に努めるとともに、被害拡大防止のための応急措置を講ずるものとする。なお、消火活動を行うにあたっては、危険物の性状等に十分留意するものとする。

(5) ガス災害対策

市は、簡易ガス及び高圧ガスによる災害の特殊性に鑑み、簡易ガス事業者及び高圧ガス事業者等関係者と協力してガス災害発生の防止及びその拡大のための応急措置を講ずるものとする。

第24節 水防計画

この計画は、「水防法（昭和24年法律第193号）」の主旨に基づき、市の防災体制、情報の収集、予警報の伝達、避難、水防資機材の整備運用等の水防活動及び水防管理団体が行う水防の計画基準等について定め、河川の洪水等による災害を警戒・防御し、これによる被害を軽減することを目的とする。この計画については、風水害対策編によるものとする。

第25節 応援協力計画

この計画は、被災地の応援作業を助け、かつ復興意欲の振興を図るため民間団体等の応援協力を必要とする場合の実施事項について定める。

1 要請の実施基準

(1) 県への要請

他の計画に定めるところにより、知事に対し協力要請対象団体のうちから適宜指定して要請するものとする。

(2) 協力要請対象団体

- ア 男女共同参画団体
- イ 大学及び高校の学生・生徒
- ウ 県立専修学校及び県立各種講習施設等の学生・生徒
- エ 赤十字奉仕団

2 実施の方法

(1) 男女共同参画団体に対する応援協力要請

応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関し必要な事項については、その都度連絡するものとする。

- (2) 大学及び高校の学生・生徒に対する応援協力要請
応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関し必要な事項については、その都度連絡するものとする。
- (3) 県立専修学校及び県立各種講習施設等の学生・生徒の活用
活動人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関し必要な事項については、その都度連絡するものとする。
- (4) 赤十字奉仕団体に対する応援協力要請
作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関し必要な事項については、その都度連絡するものとする。

3 県及び他市町村への応援

- (1) 市の対応
市長は、知事又は他の地方公共団体の長から応援を求められたときは、特段の事情がない限り、その求めに応ずるものとする。
- (2) 職員の応援体制の整備
市は、発災後の円滑な応援対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、対応できる体制の整備に努めるものとする。
また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な職員を登録するよう努め、土木・建築職などの分野に精通する職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。

第26節 ボランティア活動支援計画

市は、ボランティアの自主性尊重し、市社会協議会や（特活）静岡県ボランティア協会及びその他のボランティア団体との連携を図りながらボランティアの受入れ体制を整備し、被災者への救援・支援活動等が円滑に行われるよう、その活動の支援に努めるとともに、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供するものとする。

1 市災害ボランティアセンターの設置及び運用

- (1) 市は、災害ボランティアの必要性に応じて、あらかじめ定めた施設に、市社会福祉協議会等と連携して、ボランティアの受付、活動場所のあっせん及び配置調整等を行うし災害ボランティアセンターを設置する。
- (2) 市災害ボランティアセンターは、市社会福祉協議会職員及び災害ボランティアコーディネーター等で構成し、運営する。

2 ボランティア活動拠点の設置

市及び市社会福祉協議会は、必要に応じて、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、災害ボランティアコーディネーター等と連携して、ボランティアに対する需要の把握及びボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。

市及び市社会福祉協議会は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるように努める。

3 ボランティア団体等に対する情報の提供

市は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。

4 ボランティア活動資機材の提供

市及び市社会福祉協議会は、市災害ボランティアセンター及びボランティア活動拠点におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

第 27 節 自衛隊派遣要請要求計画

この計画は、災害時における自衛隊の派遣要請を行う場合等の必要な事項を明らかにすることを目的とする。

1 災害派遣要請要求の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として天災地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要と認める場合において、(1) の 3 要件を満たすもので、具体的内容は、災害の状況、他の機関等の活動状況のほか、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常 (2) のとおりとする。

(1) 災害派遣要請の要件

- ア 緊急性、差し迫った必要性があること
- イ 公共性、公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること
- ウ 非代替性 自衛隊が派遣される以外に適当な手段がないこと

(2) 災害派遣要請の内容

- ア 被害状況の把握
車両、航空機等の状況に適した手段による情報収集活動
- イ 避難の援助
避難の指示による避難者の誘導及び輸送等の援助
- ウ 遭難者等の捜索救助
- エ 水防活動
土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動
- オ 消防活動
利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し防火活動（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
- カ 道路又は水路の啓開
道路若しくは水路の破損及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去
- キ 応急医療、救護及び防疫
被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動（消火薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）
- ク 人員及び物資の緊急輸送
救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- ケ 炊飯及び給水支援
被災者に対する炊飯及び給水
- コ 物資の無償貸付及び譲与
「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令（昭和 33 年総理府令第 1 号）」に基づく、被災者に対し生活必需品を無償貸付及び救じゅつ品を譲与
- サ 危険物の保安及び除去
自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去
- シ その他
その他市長が必要と認めるものについては、知事及び関係部隊の長と協議して決定する。

2 災害派遣要請の要求手続き

災害派遣要請の要求をしようとするときは、知事に対し次の事項を明記した文書をもって行う。ただし、突発的事態等において人命の救助、財産の保護等のため時間の余裕がなく緊急に自衛隊の派遣を必要とする場合、口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。また、知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に係わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は最寄りの部隊の長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知するものとする。

- (1) 提出先（連絡先） 静岡県危機管理部
この場合、県東部方面本部（東部地域局）を経由する。
- (2) 提出部数 1枚
- (3) 記載事項
 - ア 災害の状況及び派遣を要請する理由
 - イ 派遣を希望する機関
 - ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - エ その他参考となるべき事項

3 災害派遣部隊の受入れ体制

- (1) 他の災害救助復旧機関との競合重複排除
市長は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関との競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。
- (2) 作業計画及び資材等の準備
市長は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するにあたって、なるべく実効性のある計画を立てるとともに、作業実施に必要とする十分な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係のある管理者の了解をとりつけるよう配慮するものとする。
- (3) 物資、機材等の調達要請
市長は、作業実施に必要な物資、機材等の調達が困難又は不可能な場合は、他の計画に定めるところにより、知事に要請するものとする。
- (4) 自衛隊との連絡交渉における窓口の一本化
市長は、派遣された自衛隊との円滑かつ迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。
- (5) 派遣部隊の受入れ
市長は、派遣された部隊に対し、次の基準に基づき各種施設等を準備するものとする。（資料編3-25-1）
 - ア 本部事務室 派遣人員の約1割が事務をとるのに必要な部屋、机、椅子等
 - イ 宿舎 屋内宿泊施設（学校、公民館等）とし、隊員の宿泊は1人1畳の基準
 - ウ 材料置場、炊事場 屋外の適当な広場
 - エ 駐車場 適当な広場（車1台の基準は3m×8m）

4 災害派遣部隊の撤収要請の要求

市長は、災害派遣部隊の撤収要請を行う場合には、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう、知事及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議し、派遣の必要がなくなったと認めた場合は、陸上自衛隊第34普通科連隊長に対して、災害派遣部隊の撤収を要請とする。

5 経費の負担

自衛隊が災害応急対策のための必要な資材、宿泊施設等の借上料及び損料、光熱水費、通信運搬費、消耗品等の費用は、原則として市が負担するものとする。

第 28 節 電力施設災害応急対策計画

この計画は、災害発生に際し、被災地に対する電力供給を確保するため電力会社の実施体制及び連絡方法等について定めるものとする。

1 応急措置の実施

応急措置の実施は、東京電力パワーグリッド株式会社防災業務計画により実施する。

2 市、県との連絡協議

被災地に対する電力供給を確保するための電力施設復旧の処理にあたっては、市と十分連絡をとるとともに、必要に応じ県と協議して措置するものとする。

第 29 節 ガス災害応急対策計画

この計画は、ガス災害の発生に際し、住民の安全を図るためのガス災害応急対策について定める。

1 非常体制組織の確立

(1) 緊急出動に関する相互協力

消防、警察、簡易ガス事業者、液化石油ガス販売事業者、電力会社、その他の関係機関は、ガス漏れ等の災害に対処するため、通報、連絡体制、出動体制など緊急出動に関して必要な事項について相互協定する。

(2) ガス事業者の緊急体制の整備

ア ガス事業者は、ガスに係る災害に迅速に対応するため、ガスの特性に応じ初動体制及び社内連絡体制等非常体制組織を整備するとともに、常にこれを維持する。

イ 非常体制組織は夜間及び休祝日にも十分機能するよう配慮する。

2 応急対策

(1) 保護保安対策

ア ガス管の折損等の事故やガス漏れを発見した場合は、直ちにガス事業者に通報するよう住民に協力を要請する。

イ ガス事業者は事故やガス漏れの通報を受け、又は発見した場合には、関係機関と締結した緊急出動に関する相互協定（以下「相互協定」という。）により、直ちに緊急自動車、無線車、工作車等を出動させ、ガス漏れ等の個所の確認及び応急措置を迅速かつ安全に行う。

ウ ガス事業者は、災害が発生したとき、又は災害発生のおそれのあるときは、ガス施設（貯槽、高圧管、中厚管、低圧管、整圧器、需要家ガス施設等）の巡回及び点検を直ちに行い、所定の緊急措置を講ずるとともに、その状況を直ちに消防機関等に連絡する。

エ ガス事業者は、ガスの緊急遮断を行ったときは、個別点検等二次災害発生防止の措置を講じた上で遮断後のガス供給再開を行うものとする。

オ ガス事業者は、応急対策に要する緊急用工事資機材、車両等を確保する。

カ 簡易ガス事業者は、供給区域内における災害の状況により、ガスを供給する導管に設置されたガス遮断装置、製造所、供給所のガスホルダーバルブの操作等、部分的あるいは全般的な供給停止の措置を講ずる。

キ 簡易ガス事業者は、災害発生時におけるガスの供給、供給停止、供給再開については直ちに広報車等をもって周知の徹底を図る。また、市、県、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、関係市町、消防機関、警察等に対し、需要家に対する広報を要請する。

(2) 危険防止対策

ア 災害発生の現場において、ガス漏れに起因する二次災害（中毒、火災、爆発）を防止するた

め、ガスの特性に応じ、ガスの滞留確認を行うとともに、空気呼吸機等の防災用具を準備し、下記の取り扱いには特に注意をする。

イ 災害の規模によりその周辺への関係者以外への立ち入り禁止措置及び周辺住民の避難について、相互協定に基づき関係機関に協力を要請する。

ウ ガスによる中毒症状者が出た場合は、直ちに救急機関に連絡するとともに、通風のよい場所に仰臥させる等の応急措置をとる。

(3) 応急復旧対策

ア ガス施設の応急復旧には、安全を確保するとともに復旧工事の迅速化に努める。

イ 応急復旧に必要な技術員の出動体制を確立し、土木建築工事作業員の出動人員を確保する。

ウ 簡易ガス事業者は、ガス供給区域について、その災害状況、各設備の被害状況及びその復旧の難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も大きい地区と防災関係機関の本部、病院、給食センターの復旧を優先させる。

エ 簡易ガス事業者は、ガス供給の復旧に当たっては、ガス供給施設等の保全にあたるほか、ガス製造用原料、電力を確保するとともに、ガス供給の復旧が遅れると予想される地区には暫定供給を考慮する。

3 市、関係機関との連絡協議

簡易ガス事業者及び高圧ガス事業者は、ガス災害の応急対策の実施にあたっては、市、県、消防機関及び警察と十分連絡、協議する。

4 事故の報告

簡易ガス事業者は、ガス事故の報告を市、県、消防機関及び警察に行う。

第30節 下水道災害応急対策計画

下水道管理者は、災害時において公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに公共下水道等の巡視を行い、損傷その他の異常があることを把握したときは、公共下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずるものとする。

第31節 重要施設・ライフラインの機能確保等に関する計画

緊急的な燃料供給を円滑に実施するため、県が石油連盟と締結した「災害時の重要施設に係る情報共有に関する覚書」に基づき、重要施設（災害拠点病院、警察、消防等。社会的に重要性が高い公共施設のうち、県が別途指定したもの）の燃料供給に必要な情報の共有を図るものとする。また、市は、随時契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体との災害協定の締結に努めるものとする。

市は、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。防災機能を有する道の駅を広域的な防災拠点もしくは地域の防災拠点として位置付け、その機能強化に努めるものとする。

1 重要施設の管理者

市及び災害拠点病院等災害応急対策に係る機関は、保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な機関（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄、複数事業者との燃料供給協定等の燃料確保策の多重化を行い平常時から点検、訓練等に努めるものとする。特に、災害拠点病院等の人命にかかわる重要施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。また、

病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命にかかわる重要施設の管理者は、発災後 72 時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。市及び上記重要施設の管理者は、燃料の調達にあたっては、災害時においても燃料供給が安定的に行われる環境を維持していくことの重要性に鑑み、あらかじめ石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平常から受注機会の増大に努めるものとする。

また、洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域（以下「浸水想定区域」という。）、土砂災害警戒区域等に配慮しつつ、それぞれの機関の防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるものとする。

2 ライフライン事業者

災害発生時に円滑な対応が図られるよう、ライフラインの被害状況の予測・把握及び緊急時の供給について、あらかじめ計画を作成し、体制を整備しておくものとする。ライフライン施設の応急復旧に関して、広域的な応援を前提として、あらかじめ事業者間で広域的な応援体制の整備に努めるものとする。電気、通信等のライフライン施設については、発災後の円滑な応急対応及び早期の復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。また、被災施設の復旧予定時期の目安について利用者へ情報発信を行う体制の整備に努めるものとする。

下水道管理者は、民間事業者等との協定締結などにより発災後における下水道施設の維持又は修繕に努めるとともに、災害の発生時においても下水道の機能を維持するため、可搬式排水ポンプその他の必要な資機材の整備等に努めるものとする。

第 32 節 被災者生活再建支援に関する計画

この計画は、災害時における被災者への支援を図り、迅速な復旧・復興を行うため必要な対策について定めるものとする。

1 人材育成

市は、県主催の住家被害の調査の担当者のための研修を積極的に受講し、災害時の住家被害の調査の迅速化を図るものとする。なお、研修を受講した担当者は県が管理する名簿へ登録をし、他の都道府県や民間団体等との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図るものとする。

2 実施体制の整備

市は、災害時に災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や災証明書の交付の担当部局を定め、以下の事項を計画的に進めるなど、災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努めるものとする。

- (1) 住家被害の調査及び災証明書交付の訓練
- (2) 応援協定の締結
- (3) 応援の受入れ体制の構築
- (4) 被災者支援システムの導入の検討

第 33 節 突発的災害に係る応急対策計画

この計画は、航空機の墜落や列車の転覆、ガス爆発、大規模な排出油等事故などの突発的な災害により多数の死傷者等が発生した場合、迅速な被災者の救出・救助等の応急対策に必要な措置を定めるものとする。

1 市の体制

市は、緊急時の応急対策が遅延なく行えるよう「突発的災害応急体制」により、初期の情報収集にあたる。事態の推移により必要な場合は速やかに「市災害対策本部」を設置し、救出・救助等の応急対策を実施する。

2 突発的災害応急体制

(1) 設置基準

ア 多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生したとき（航空機の墜落、列車の転覆又はガス爆発などの事故）

イ その他市長が必要であると認めたとき

(2) 組織

災害の規模等により、市長が職員を指名し編成する。

(3) 任務

応急対策の基本方針の決定に資するため、初期の情報収集を行う。なお、災害発生直後には速やかに当該災害の規模を把握するため概括的な情報を収集するよう特に留意する。また、必要に応じ、市災害対策本部の設置までの間、物資の集積場所、臨時ヘリポートの確保など事後の災害応急対策が遅滞なく行えるよう手配する。

(4) 市から県、国への報告

多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合、駿東伊豆消防本部と連絡調整の上、次の事項を明らかにし、次表により、直ちに県危機管理部及び消防庁応急対策室に連絡する。

ア 発生日時及び場所

イ 被害状況

ウ 応急対策の状況

エ 自衛隊、日本赤十字社又は石の派遣の必要性（派遣を必要とする場合には、必要人員、必要な救助活動等を明らかにすること。）

(県危機管理部)

種別	N T T有線	静岡県防災行政無線（時間外の場合のみ（宿直室））
電話	054-221-2072	地上系 5-100-6030 衛星系 8-100-6030
F A X	054-221-3252	地上系 5-100-6250 衛星系 8-100-6250

(消防庁応急対策室)

時間	種別	地域衛星通信ネットワーク	消防防災無線	N T T有線
平日 (9:30~ 18:15)	電話	8-048-500-90-49013	8-90-49013	03-5253-7527
	F A X	8-048-500-90-49033	8-90-49033	03-5253-7537
上記以外	電話	8-048-500-90-49102	8-90-49102	03-5253-7777
	F A X	8-048-500-90-49036	8-90-49036	03-5253-7553

(5) 医療救護活動の実施

多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて救護所を設置するなど、適切な医療救護活動を実施するものとする。医療救護活動の実施にあたっては、必要に応じてトリアージタグを活用し、効率的な活動に努めるものとする。

第 34 節 伊豆東部火山群の火山災害対策計画

この計画は、気象庁の常時観測火山である伊豆東部火山群において噴火が起こった場合に、住民等の生命、身体及び財産を災害から守るために定める。

1 計画の運用

伊豆東部火山群に起こるおそれのある火山噴火災害の発生の過程、位置、規模、態様等を具体的に想定することは、現在の科学技術の水準では極めて困難であり、突発噴火活動が始まることもあり得ないことではない。そのため、この計画では、火山活動の活動状況に応じて弾力的に運用する。

2 平常時対策

(1) 防災思想の普及

ア 伊豆の国市

市は、災害発生時に住民が生命・財産を守るために的確な判断に基づき行動できるよう、住民対し防災訓練の実施等を通じて、火山噴火災害及び防災対策等について正しい知識を啓発する。

イ 住民

住民は、「自ら安全は自らの手で守る」ため、平常時から正しい知識の習得に努めるとともに、家庭における防災対策を実施しておく。また、自主防災組織に積極的に参加し、地域における防災対策に努める。

3 災害応急対策

(1) 噴火警報等の発表と伝達

ア 噴火警報、予報等の種類

気象庁は、下記の噴火警報、噴火予報を発表し、また、定期的に又は必要に応じて、火山活動解説資料等を作成し発表する。

(ア) 噴火警報

「気象業務法」第 13 条の規定により、気象庁が居住地や火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表する。なお、「活動火山対策特別措置法」第 21 条第 1 項に規定される火山現象に関する情報は、噴火警報として取り扱う。

(イ) 噴火予報

「気象業務法」第 13 条の規定により、気象庁が、火山活動が静穏（平常）な状態が予想される場合に発表する。また、噴火警報の解除は、噴火予報で発表する。

(ウ) 火山の状況に関する解説情報

噴火警戒レベルの引き上げ基準に現状達していないが、噴火警戒レベルを引き上げる可能性があると判断された場合、または判断に迷う場合に、「火山の状況に関する解説情報（臨時）」が定期的または必要に応じて臨時に発表される。

また、現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる可能性は低いが、火山活動に変化がみられるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断された場合には、「火山の状況に関する解説情報」が定期的または必要に応じて発表される。

臨時に発表される際は、火山活動のリスクの高まりが伝わるよう、臨時の発表であることが明示され発表される。

(エ) 噴火速報

登山者や周辺の住民に、火山が噴火したことを端的にいち早く伝え、身を守る行動を取ってもらうために発表される情報であり、噴火が発生した事実を速やかに知らせるため、火

山名と噴火した日時のみ記載される。

発表時期については、噴火警報が発表されていない常時観測火山において、噴火が発生した場合、又は噴火警報が発表されている常時観測火山において、噴火レベルの引き上げや警戒が必要な範囲の拡大を検討する規模の噴火が発生した場合に発表される。

(オ) 火山活動開設資料

防災活動等の利用に適合するよう火山観測の成果、統計及び調査の成果等を編集した資料で、気象庁が毎月又は必要に応じ作成し、発表する。

イ 伊豆の国市

市長は、噴火警報の伝達を受け、その火山現象による災害により住民の生命及び身体に被害を生じ、又は生じるおそれがあると認める場合は、その内容を同時通報用無線、サイレン、広報車等を用い、迅速かつ的確に関係機関及び住民等へ伝達し、周知徹底に努める。

(2) 避難活動

伊豆東部火山群において火山噴火が発生し、住民等の生命及び身体を保護する必要があると認められる場合は、本章の〈第3章 第7節 避難救出計画〉及び〈第3章 第8節 避難所運営計画〉に準じて、住民等の避難生活を行う。なお、市長は、警戒区域の設定をしたとき又は警戒区域を設定した通知を受けたときは、速やかにその旨を知事に通知する。

(3) 社会秩序維持活動

ア 伊豆の国市

市長は、市内地域に流言飛語をはじめ各種の混乱が発生し、又は発生するおそれがあるときは、消防団及び自主防災組織と連携して、速やかに住民等のとるべき措置について呼びかけを実施するとともに、市内地域の社会秩序を維持するために必要と認めるときは、知事に対し応急措置又は広報により実施を要請する。

イ 大仁警察署

大仁警察署は、地域の平穏を害する不法事案を未然に防止するため、不穏情報の収集に努め、所要の警備力を集中して事態の收拾を図る。

第 35 節 原子力防災対策計画

この計画は、中部電力株式会社浜岡原子力発電所及びその他の原子力発電所（以下、この節において「発電所」という）において、原子力災害の発生または発生のおそれがある旨の情報等が伝達された場合、対策について定めるものとする。

1 情報の受理、伝達等

- (1) 原子力災害に関する情報の受理は、勤務時間内においては危機管理課員が勤務時間外及び休日等においては、原則として当直者等在庁職員又は守衛が行う。
- (2) 勤務時間外及び休日等に情報を受理した者は、直ちに危機管理部局に伝達するものとする。

2 活動体制の確立

原子力災害時の配備基準と配備体制は、一般対策編第3章第2節別表（1）を基に以下のとおりとする。

判定基準	配備体制 ※第3章第2節 別表（1）の体制	配備部局
県から警戒事態※1 発生の通報を受けた場合	事前配備体制	事態の推移に伴い速やかに災害警戒本部を設置できる体制
県から施設敷地緊急事態※2 の通報を受けた場合	災害対策本部体制 (第2次配備体制)	被災情報の収集及び応急対策が実施できる体制

		※第3章第2節別表(3)の体制
内閣総理大臣が全面緊急事態※3を 発出した場合	災害対策本部体制 (第3次配備体制)	全職員

※1：警戒事態とは、原災法第10条に基づく通報事象に発展する可能性がある事故・故障若しくはそれに準ずる事故・故障であって原子力規制庁が判断する事象をいう。

例) 御前崎市で震度6弱の地震発生等

※2：施設敷地緊急事態とは、原災法第10条第1項前段の規定により、原子力防災管理者8発電所長)が県災害対策本部長(知事)等に通報を行うべき事象をいう。

例) 全交流電源喪失等

※3：全面緊急事態とは、原災法第15条第2項の規定により、内閣総理大臣が原子力緊急事態を
発出する宣言をいう。

例) 原子炉を冷却する全ての機能喪失等

3 情報収集・連絡体制の確保及び県との連携

- (1) 市は、警戒事態発生段階から、県から発電所の状況、協力要請等に関する情報を収集するとともに、市がとる措置を県に連絡することなどを行うため、情報収集・連絡体制を確保する。
- (2) 市は、警戒事態発生時に、県から施設敷地緊急事態要避難者の避難準備(避難先、輸送手段の確保等)の協力要請があった場合、市として協力できる事項を検討し、県に連絡する。
- (3) 市は、施設敷地緊急事態発生時に、県から避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ等の協力要請があった場合、市として協力できる事項を検討し、県に連絡する。
- (4) 市は、全面緊急事態発生時に、県から緊急時防護措置を準備する区域(UPZ:Urgent Protective action planning Zone)を含む市町が行う防護措置の準備等への協力要請があった場合、市として協力できる事項を検討し、県に連絡する。

また、県から屋内退避を行う可能性がある旨の注意喚起があった場合は、市としてとるべき具体的な措置の内容を県に確認した上で、必要な措置を実施する。

4 広報の実施

- (1) 市は、原子力災害に関する情報について、県と調整を図りながら必要な事項について住民等に広報を行うものとする。
- (2) 広報文案は、県の定める「原子力防災広報対策の手引き」に基づき実施する。
- (3) 広報の手段は、同時通報用無線、広報車等により行うものとする。

5 治安の確保

市は、市内の治安の確保及び風評被害等への対策に努めるものとする。

6 広域一時滞在の受入れ

市は、原子力災害が単独で発生した場合等において、県から市町の区域を越えて避難を行う住民等の収容施設の供与及びその他の災害救助の実施に協力するよう指示があった場合、県が作成した「浜岡地域原子力災害広域避難計画」(以下、この節において「県広域避難計画」という)に基づき、県と協議の上、市指定の避難所を提供するものとする。

また、市は、被災市町から災害対策基本法第86条の8台1項及び県広域避難計画に基づき、広域一時滞在について協議があった場合にも、市指定の避難所を提供するものとする。

第4章 災害復旧計画

第1節 災害復旧計画

災害復旧計画は、災害発生後被災した各施設の原形復旧にあわせて、再度災害の発生を防止するため必要な施設の新設又は改良を行うなど、将来の災害に備える事業の対策についての計画とし、〈第3章 災害応急対策計画〉に基づく応急復旧終了後、被害の程度を十分検討して、概ね次にあげる事業について計画を図るものとする。

- 1 公共土木施設災害復旧事業計画
 - (1) 河川公共土木施設災害復旧事業計画
 - (2) 砂防設備災害復旧事業計画
 - (3) 林地荒廃防止施設災害復旧事業計画
 - (4) 道路公共土木施設災害復旧事業計画
- 2 農林水産施設災害復旧事業計画
- 3 都市災害復旧事業計画
- 4 上下水道災害復旧事業計画
- 5 工業用水道災害復旧事業計画
- 6 専用水道災害復旧事業計画
- 7 公共用地災害復旧事業計画
- 8 住宅災害復旧事業計画
- 9 社会福祉施設災害復旧事業計画
- 10 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
- 11 学校教育施設災害復旧事業計画
- 12 社会教育施設災害復旧事業計画
- 13 被災中小企業復興計画
- 14 その他の災害復旧事業計画